

2. 産業振興策の現状

2-1 産業振興策の実態と主要実施機関

マレーシアの産業振興策は、IMPが基本となり、各省庁、各政府関係機関で実施されている。現行の第5次マレーシア計画では、輸出産業の育成と民間部門の役割の強化などを旨とした「安定的な緩やかな成長」が目標とされているが、この計画にはIMPの基本が色濃く反映されている。

以下では、輸出振興策、外資導入政策、中小企業振興策、人材開発、科学技術振興、融資制度の各方面から現行政策の概要と主要な実施機関の実態をみることにする。

2-1-1 輸出振興策

マレーシアにとって輸出振興、とくに製造業の輸出拡大は現在の政策の重点課題となっている。このため輸出インセンティブも各種用意されており、企業の輸出マインドの喚起を図っている。

主な輸出振興制度としては、①投資促進法、所得税法での輸出業者の税控除などの優遇措置、②関税法（関税の払い戻しなど）、③輸出金融（Export Credit Refinancing など）、④Free Trade Zone, Licenced Manufacturing Warehouseの設置などがある。外資系の輸出企業は外資規制の適用緩和や輸入原材料に対する輸入税率の削減、輸出手続きの簡素化などの面で優遇される。

輸出振興に関する主要実施機関としては、貿易産業省が全体の統括を行い、同省内の一部局であるMEXPO (Malaysia Export Trade Center) が輸出振興事業を実施する。また、同省内には官民の意思疎通を図るために、輸出促進審議会 (Export Promotion Council) が設置され、各官庁の次官補並びにマレーシア製造業者連合 (Federation of Malaysian Manufactures) など主要輸出関連民間団体の代表が参加して、輸出促進のための諸問題を討議し、その解決策を検討し、リコメンデーションを提出している。FMMによれば、審議会のリコメンデーションは政策面で実行されており、高い評価を与えている。同審議会の議長は貿易産業省次官がつとめている。

また、貿易産業省では民間企業の輸出マインドを喚起すべく、“Export Award”を設け、毎年輸出面で著しい成果をあげた企業を表彰している。

輸出保険のためにはマレーシア輸出信用保険会社 (Malaysian Export Credit Insurance Bhd) が設置されているが、利用状況は低迷しており、Bank Negara ではこの改組も検討中という※。

輸出金融については、商業銀行が輸出再割制度 (ECR) や当座貸越 (Overdraft)などを民間企業に供与している。日本や韓国にある輸出入銀行などの貿易金融専門機関は設置されていない。

※ Bank Negara Malaysia Annual Report 1987, p115 など

(輸出振興についての詳細は後述のⅢ-3を参照乞う。)

2-1-2 外国投資導入政策

投資奨励法を68年に制定して以来、輸出産業への外国投資を奨励してきている。近年とくに輸出志向工業の必要性が高まってきており、投資に関する規制緩和や新たな奨励策が打ち出された。86年10月に発表された新たな外資優遇措置では、製品輸出比率や雇用人員規模に応じて外資規制の適用を緩和したり、払いこみ資本額に応じて外国人ポスト枠を拡大、パイオニアステータスを従来の5年から最長10年間の所得税免除に延長するなどの優遇策を設けている。

また、工業調整法によるライセンス取得義務は、85年12月に資本金25万Mドル、常用従業員25人以上から、100万Mドル、50人以上に緩和され、さらに、86年10月にそれぞれ250万Mドル、75人以上に緩和されている。

こうした規制緩和の効果もあって、87年の外国投資認可は前年の5億2450万Mドルから7億5070万Mドルへと急増している。とくに円高を背景にして日本の投資が急増した。

インフラストラクチャーの整備の状況を見ると、工業団地を全国に101ヵ所設置している。この工場団地の管理は各州の経済開発公社(State Economic Development Corporation, S E D C)が行っている。

また、輸出促進のために全国9ヵ所に、フリー・トレード・ゾーン(F T Z)が設けられている。F T Zに加え、全国にL M W(保税工場)が設けられ、F T Zと同様のメリットが受けられるようになっている。

M I D Aによれば、今後50地点(7014ha)の工場団地を開発する予定とのこと、これらの団地が完成すれば、現在の用地面積(7565ha)がほぼ倍増することとなる。

第5次マレーシア計画では、工場立地については輸出志向工業は集積の経済利益を受ける地域への立地、他方輸入代替工業は、より小さな町への立地が奨励されている。

(投資奨励策の詳細は後述のⅢ-4を参照乞う。)

2-1-3 中小企業振興策

マレーシア経済において、中小企業の果たしている役割は極めて大きい。81年に統計局が実施した統計資料によれば、従業員50人未満の製造業企業は、企業数で89.5%を占めている。しかし、労働者数では28.2%、固定資産総額では全体の16.4%しか占めていない。世界銀行がマレーシアを対象としての勧告では、従業員200人未満までを中小企業※1としているので、200人までに中小企業の範囲を広げると、雇用、資産のほぼ50%を占めることになる(表Ⅲ・2-1)。

80年代になってマレーシアは重化学工業化の時代をむかえたが、周辺産業を構成する中小企業の育

表Ⅲ・2-1 マレーシアの製造業企業の従業員別分布状況(1981年)

Total Employment Size Group	No. of Establishments	%	Total No. of Workers Employed	%	Value of Fixed Assets (\$'000)	%
Below 5	8,816	43.2	20,846	3.6	101,172	1.0
5-9	4,140	20.3	27,009	4.7	178,499	1.7
10-19	2,770	13.5	38,025	6.5	349,492	3.4
Sub-total(5-9)	6,910	33.8	65,034	11.2	527,991	5.1
20-29	1,350	6.6	32,203	5.5	398,391	3.8
30-49	1,202	5.9	45,494	7.9	675,967	6.5
Sub-total(20-49)	2,552	12.5	77,697	13.4	1,074,358	10.3
50-99	1,065	5.2	74,921	12.9	1,395,104	13.4
100-199	615	3.0	84,789	14.7	2,085,284	19.9
Sub-total(50-199)	1,680	8.2	159,710	27.6	3,480,388	33.3
200-499	306	1.5	91,655	15.8	2,250,411	21.5
500-999	107	0.5	71,931	12.4	1,732,600	16.6
1,000 and above	51	0.3	91,809	16.0	1,271,065	12.2
Sub-total(200 & above)	464	2.3	255,395	44.2	5,254,076	50.3
Total	20,422	100.0	578,682	100.0	10,437,986	100.0

出所: Chee Peng Lim 「Industrial Development」 1987

成は重化学工業化の推進にとって不可欠となっている。

また、従来外資系の多国籍企業はF T Zに進出し、原材料、中間財を海外から輸入し、これをF T Z内で加工し、輸出するというパターンが一般的だったが、これでは一種の“enclave”（飛び地）となってしまう、周辺産業への波及という面で効果は少ない。前述のIMPのAnnual Reportでも言及された通り、エレクトロニクスなどの製品輸出が増大すれば、中間財輸入が増大するという事実は、このような産業リンケージの欠如を物語るものである。

こうした視点からマレーシアではサポーティング産業の核を構成する中小企業の振興に積極的に取り組むようになってきている。88年度予算演説※2の中でも自動車部品、軽土木、電気、電子、ゴム、プラスチック等の部品製造に力点を置くことが強調されている。またCredit Guarantee Corporation (CGC) の Special Loan Scheme の融資限度額も引き上げられた。

マレーシアにおける中小企業育成の基本的コンセプトとしては、(1) Umbrella Concept と、(2) Industrial Production Complex Concept がある。

(1)は巨大企業が下請け企業として育成すべき中小企業を支援し、育ててゆくという形のもので、例えばプロトン・サガの自動車工業などのケースである。これによって大企業と小企業間の技術ギャップをうめ、産業間リンケージを構築するというものである。中小企業局によれば、この方式によってマーケティングされている製品は食品と家具（木製、スチール製）であって、主として政府官庁関係機関の調達の際に供給している。この場合政府が“傘”（umbrella）の役目を果たすことになる。

(2)は既存のフリートレードゾーンに進出している外資系多国籍企業を利用して後方産業連関を形成しようというコンセプトである。マレーシア経済研究所（Malaysian Institute of Economic Research）の Dr. Kamal Sali によれば、こうした多国籍企業がローカル企業との連携を強化することによって、周辺化プロセス（process of ancillalization）が深まってゆくとされる。こうした試みとして、ペナン開発公社（Penang Development Corporation）が、中小サプライヤーの製品別ダイレクトリーを整備したり、フリートレードゾーンの多国籍企業とローカル企業との調達のためのミーティングをセットするなど積極的に活動を行っているのが注目される。

また民間企業サイドでも、FMM（Federation of Malaysian Manufactures）も大企業と中小企業のリンケージを強化するため、88年1月に“Clearing House”をFMM内に発足させている。このクリアリング・ハウスでは大企業と中小企業の相方の基本的情報提供を通じてマッチ・メイキングを行うとともに、中小企業に対して既存のインセンティブ制度情報なども提供する。FMMのSpecial

※1 日本で通常中小企業と呼んでいる規模とマレーシアのそれとは異なり、マレーシアの場合、規模が日本よりも小さいことに留意する必要がある。本レポートでは、とくに中小企業規模についての定義を定めている訳ではないが、一応従業員 200人、資本金50万Mドル以下を目安として記述している。

※2 The 1988 Budget, Speech by Minister of Finance, Oct. 23, 1987

Committee on Small and Medium-Sized Industriesでは、この他にも“Handbook for Small and Medium-Sized Industries”のタイトルでマレーシア国内の工場団地ダイレクトリーを発行し、用地価格、リース期間などの基礎的データ提供も行っている。なお、FMMによれば、マレーシア政府の中小企業育成に対する熱意はここ数年で非常に高まっているとのことで、政府が中小企業問題の重要性を認識していることが裏付けられる。

(1) 主要実施機関

中小企業促進の実施機関は多岐にわたる。政府各省機関でも9省、30機関が直接、間接に関与するといわれる ※。こうした関係機関の活動を調整する部局として貿易産業省内に1981年に中小企業局 (Small Scale Enterprise Division)が設置された。その後1986年に同局は国家地域開発省 (Min. of National and Rural Development)に移管された。同局では各関係機関を集めた Coordination Council for Development of Small Scale Industries を定期的に関催し、事業面での調整に当たるほか、中小サプライヤーと大企業とのマッチ・メーカーのための Subcontractor Exchange というプログラムなどを実施する。このプログラムは1600社の中小下請け企業がコンピューターにインプットされており、大企業ユーザーとのリンクを深めることを目的とする。

中小企業の定義は、中小企業局によれば、小企業が、株式資本あるいは純資産が50万リンギ以下、中企業が50万リンギ超 250万リンギ以下とされる。因みにアジア主要国における中小企業 (製造業)の定義と中小企業の比率、分布状況をみたのが表Ⅲ・2-2である。各国ともそれぞれの国情を反映して定義を定めている。また中小企業の実態把握のためにはデータ収集が必要だが、統計局で入手可能な最新データは81年である。現在最新データを更新中で、今年7月頃に公表予定とされる。

なお、日本の中小企業基本法に当たる法律はマレーシアにはない。

こうした問題点の洗い出しと現状把握のために総理府 (Prime Minister's Dept.) 実施調整局 (Implementing and Coordinating Unit) を中心として中小企業政策の見直し作業が現在進められており、新しい政策が打ち出される予定となっている。このためICUのスタッフを日本に派遣して日本の中小企業政策を研修させるなど積極的に作業を進めつつある。

金融面からの中小企業助成策は、信用保証公社 (CGC) の Special Loan Scheme がある。また中央銀行 (Bank Negara)の規制によって、商業銀行は一定の金額以上を中小企業に貸し出すことが義務

※ Datuk Dr. Yusof, Minister in the Prime Minister's Department, speech on Feb. 22, 1988

表Ⅲ・2-2 アジア各国の製造業規模別基礎指標

フ	イ	リ	ビ	ン	タ	イ	ド	ネ	シ	ン	ガ	ポ	ー	ル
<p>1. 製造業企業規模分類基礎</p> <p>従業員数による分類 業 業 業 業 家 内 工 企 企 企 企 小 中 大</p> <p>資産による分類 業 業 業 業 家 内 工 企 企 企 企 小 中 大</p> <p>2. 製造業事業所数・雇用者数・付加価値額 調査機関、対象年 (事業所数) 業 業 業 業 家 内 工 企 企 企 企 小 中 大</p> <p>(雇用者数) 単位：人 業 業 業 業 家 内 工 企 企 企 企 小 中 大</p> <p>(付加価値) 業 業 業 業 家 内 工 企 企 企 企 小 中 大</p>	<p>貿易工業省中小企業局 10人未満 1985年以前は 10~99人 5人未満と5~99人 100~199人 200人以上</p> <p>ファイリビン開発銀行 25万ペソ未満 25万~250万ペソ未満 250万~1,000万ペソ未満 1,000万ペソ以上</p> <p>1982年推計(線：家内工業)</p>	<p>Saeng, Narongchai 等の実態調査 10人未満 10~49人 50~199人 200人以上</p> <p>中央銀行調査部 内務省労働局 10人未満 10~49人 50~299人 300人以上</p> <p>小企業金融基 (小企業のみ定額) 固定資産又は 登録資本 20万~500 万バーツ</p> <p>工場局(1984年末)</p> <p>(工場局：精米所除く)</p> <p>(内務省労働局)</p>	<p>中央統計局 5人未満 5~19人 20~99人 100人以上</p> <p>工業 (小・家内工業育成策対象条件) 1. 事業用資産総額 1億ルピア以下 2. 土地建物を除く生産設備機器への 投資額を7,000万ルピア以下 3. 従業員1人当りの資本金 1,000ドル以下</p> <p>中央統計局工業統計調査, 1979年 (石油精製業, 天然ガス液化業等を除く)</p>	<p>通産省小企業調査 報告書(1985年) 50人未満 50~99人 100人以上</p> <p>経済開発庁-S.I.R.S., S.I.T.A.S 固定資産 300万Sドル未満 300~800万Sドル</p> <p>工業センサス報告 1983年</p>	<p>50人未満 2,630(72.7) 50~99人 483(13.4) 100人以上 503(13.9) 計 3,616(100.0)</p> <p>50人未満 52,589(19.4) 50~99人 33,284(12.3) 100人以上 185,233(68.3) 計 271,106(100.0)</p> <p>50人未満 1,317(13.4) 50~99人 1,138(11.6) 100人以上 7,367(75.0) 計 9,822(100.0)</p>	<p>30,558(96.3) 588(1.8) 588(1.9) 31,714(100.0)</p> <p>330,268(40.2) 79,993(9.7) 411,905(50.1) 822,166(100.0)</p> <p>50,30億ペソ(7.2) 150,62億ペソ(21.6) 497,69億ペソ(71.2) 698,61億ペソ(100.0)</p>	<p>1,019(63.8) 11,921(29.2) 2,187(5.4) 653(1.6) 40,780(100.0)</p> <p>2,794,838(62.2) 827,035(18.4) 870,019(19.4) 4,491,887(100.0)</p> <p>2,914億ルピア(13.6) 1,873億ルピア(8.8) 1兆6,605億ルピア(77.6) 2兆1,332億ルピア(100.0)</p>	<p>1,417,803(92.1) 113,024(7.4) 7,960(0.5) 1,538,787(100.0)</p> <p>2,794,838(62.2) 827,035(18.4) 870,019(19.4) 4,491,887(100.0)</p> <p>2,914億ルピア(13.6) 1,873億ルピア(8.8) 1兆6,605億ルピア(77.6) 2兆1,332億ルピア(100.0)</p>						

出訂：発展途上面中小企業研究報告書：アジア研究研究所

報 国	香 港	ス リ ラ ン カ	パ キ ス タ ン
<p>中小企業基本法</p> <p>商工部・企協中央会 中小企業実態調査報告</p> <p>20人以下 21~300人 301人以上</p> <p>5~19人 20~299人 300人以上</p> <p>(注) 同法では、従業員規模が上記規模を 超えても中小企業と見做す例外業種を 定めている。資産の制限は原則として ないが、特定業種については、一定の 資産総額を超えるものを中企業から除 外している。</p> <p>経済企画院 産業センサス報告書 1984年</p>	<p>Victor Sitの実態調査</p> <p>1~49人 50~499人 500人以上</p>	<p>工 業 省</p> <p>5人未満 5~100人 101人以上</p> <p>工 業 関 係 庁</p> <p>100万ルピー未満 100万ルピー以上</p>	<p>明確な規定なし。但し、工場登録法により 従業員10人以上は登録が義務づけられてい る。</p> <p>1985年度より、固定資産額1,000万ルピー 以上を大規模企業、それ以下を小規模企業 としている。(国民所得統計) なお1984年 度までは300万ルピー。</p>
<p>産業センサス報告書 1983年</p> <p>1~49人 50~499人 500人以上 計</p> <p>24,530(59.0) 15,960(38.4) 1,059(2.6) 41,549(100.0)</p>	<p>工業生産調査 1983年</p> <p>1~49人 50~499人 500人以上 計</p> <p>42,587(92.0) 3,562(7.7) 159(0.3) 46,309(100.0)</p>	<p>製造業サンブルサーベイ 1980年</p> <p>5人未満 5~100人 101人以上</p> <p>(35.8) (50.3) (13.9)</p>	<p>製造業センサス 1980/81年度</p> <p>9人以下 10~49人 50~99人 100~249人 250~499人 500人以上 計</p> <p>715 (18.7) 2,075 (54.6) 387 (10.1) 276 (7.2) 153 (4.0) 207 (5.4) 3,813 (100.0)</p>
<p>産業センサス報告書 1984年</p> <p>5~19人 20~299人 300人以上 計</p> <p>236,075(10.1) 1,050,959(44.9) 1,056,559(45.1) 2,343,593(100.0)</p> <p>(単位: 100万マク)ン</p>	<p>工業生産調査 1983年</p> <p>1~49人 50~499人 500人以上 計</p> <p>378,951(40.5) 408,590(43.6) 149,069(15.9) 936,609(100.0)</p> <p>(単位: 100万H.K.F.)ル</p>	<p>製造業サンブルサーベイ 1980年</p> <p>5人未満 5~100人 101人以上</p> <p>(2.3) (15.7) (82.0)</p>	<p>製造業センサス 1980/81年度</p> <p>9人以下 10~49人 50~99人 100~249人 250~499人 500人以上 計</p> <p>4,672 (1.0) 46,123 (10.2) 26,743 (5.9) 45,433 (10.1) 55,195 (12.2) 273,544 (60.6) 451,710 (100.0)</p> <p>(単位: 1,000ルピー)</p>
<p>産業センサス報告書 1984年</p> <p>5~19人 20~299人 300人以上 計</p> <p>1,052,985(4.3) 7,907,302(32.1) 15,694,120(63.6) 24,654,407(100.0)</p> <p>(単位: 100万マク)ン</p>	<p>工業生産調査 1983年</p> <p>1~49人 50~499人 500人以上 計</p> <p>14,010(31.7) 20,222(45.8) 9,908(22.5) 44,140(100.0)</p>	<p>製造業サンブルサーベイ 1980年</p> <p>5人未満 5~100人 101人以上</p> <p>(0.8) (9.6) (10.4)</p>	<p>製造業センサス 1980/81年度</p> <p>9人以下 10~49人 50~99人 100~249人 250~499人 500人以上 計</p> <p>237.5(0.2) 1,090.0(0.9) 4,975.3(3.9) 12,229.4(9.6) 30,648.6(24.0) 78,482.9(61.4) 127,663.7(100.0)</p>

出所: 発展途上国中小企業研究報告書 (アジア経済研究所)

付けられている。即ち少なくとも1億5000万Mドル（商業銀行全体の総額）をCGCのSLSで中小企業に貸し出す義務を設けている。そのうち半分の7500万Mドルはプミプトラ企業向けである。しかし現実にはその義務を満たすことのできない商業銀行もあり、87年末では12行が義務を履行できなかった（表Ⅲ・2-3）。なお、Bank Negara は今年3月末に Annual Reportを公表した際に、中小企業に対する商業銀行への義務付けを最低限1億5000万Mドルから3億Mドルに引き上げ、また中小企業の定義もこれまでの資本金25万Mドルから50万Mドルに変更する旨公表している。

商業銀行を経由した融資以外では、マレーシア産業開発公社（Malaysian Industrial Development Finance）、マレーシア開発銀行（Development Bank of Malaysia）でも中小企業への融資を行っている。

中小企業の場合、担保能力がないこと、銀行側にとって貸出しのリスクが高いこと、また中小企業側も手続きを煩瑣と感ずることなどから融資へのアクセスは容易ではない。

マレーシア政府は輸出、投資促進のために各種のインセンティブ制度を整備しているが、これらは大企業、中小企業を問わず一律に適用されるために、大企業の方がインセンティブからベネフィットを受け易くなっている。

小企業のみ優遇されているインセンティブとしては、「投資促進法1986」の調整所得軽減（Abatement of Adjusted Income）の中で創業開始後5ヵ年間の5%減税（5% for 5 Consecutive years from commencement of business）の程度である。従って中小企業を対象とするインセンティブは限られており、インセンティブを利用できるのは大企業の方が有利となるという指摘は当然でもある。なお、政府は中小企業の投資を促進するために、工業調整法によりMIDAに届け出て許可を得る投資規模の上限を1986年10月の改正により250万Mドル超に引き上げている（それまでは100万Mドル超）。この施策も中小企業の投資促進を図るうえで重要な変更といえる。

表Ⅲ・2-3 商業銀行による中央銀行の貸出しガイドラインの実施状況

単位：マレイシアドル

	最低 条件	1987年末現在の状況			
		100万Mドル	総融資残高比 (%)	実施しなかった 銀行数	不足額 100万Mドル
(融資)					
ブミプトラ向け	20% (注1)	15,489	32.3	11	195
農作物食品生産向け	6% (注1)	2,597	5.4	15	465
特別融資スキーム(SLS)					
合計	M\$ 150mil.	217		12	23
ブミプトラ向け	M\$ 75mil.	64		23	19
	目標		コミットメント		
(住宅ローン)					
合計	80,000戸		68,342戸	26	18,471戸
低コスト住宅	48,000戸		29,772戸	30	19,851戸
ブミプトラ向け	24,000戸		17,380戸	31	8,087戸

注1. 1985年末の融資残高パーセント

出所: Bank Negara Malaysia, "Annual Report 1987" p29

(2) 中小企業の抱える問題点

※ アジア経済研究所は、86年の8～10月にかけてマレーシアの中小企業実態調査を実施している。この調査では、中小企業161社、大企業125社を対象としているから内訳をみると、①中小企業のうち何らかの形で輸出している輸出企業は48社、全量国内向けのローカル企業が113社、②大企業のうち民族系71社、外資系54社となっている。

中小企業の直面する問題点として、輸出企業では「海外市場での競合」「コスト高」「原材料の調達」が指摘され、ローカル企業では金融上では「融資利用の困難」「自己資金不足」「金利負担」、市場の問題では「競合」「国内市場の狭隘さ」などが指摘される。

マレーシア政府に対する要望としては、輸出企業は減免税、輸出手続の簡素化、補助金など、ローカル企業では免税、融資利用、補助金などがあげられている。

既存の政府の中小企業施策に関する知悉度をみると、回答企業数41社のうち、全く知らない7社(17.1%)、少し知っている26社(63.4%)、よく知っている8社(19.5%)となっている(ただし、この41社は大企業と取引関係のある中小企業である)。輸出企業の場合は、47社の回答のうち、全く知らない19社(40.4%)、少し知っている20社(42.6%)、よく知っている8社(17.0%)となる。全く知らないとする企業の比率が4割と高い。

また政府の政策で恩典を受けている企業は、大企業と取引関係のある中小企業で、回答した38社のうち5社しかない。その内容は、免税2社、融資2社、情報1社、その他2社である。輸出企業については、回答総数38社のうち恩典なしとするのが実に29社に達している。恩典を受けている内容では、免税6社、融資利用、情報入手が各2社、マーケティング、その他が各1社となっている。

政府の中小企業に関する施策内容を十分に知らなかったり、政府の恩典を利用する企業が少ないことは、中小企業にまで政府のサービス体制が及んでいないことを示すものといえる。

(なお、後述のⅢ-5の電話インタビューでは、政府の奨励措置について知っているという回答する企業の比率が高くなっている。これは、アジア経済研究所のアンケート調査とは調査対象企業数が異なること、また対象業種、輸出経験なども異なるなどの理由によるものと思われる。)

親会社と下請企業との関係について、親会社から下請への援助は全回答数16社のうち、資金援助37.5%、原材料供給31.3%、技術指導18.8%と資金援助の比率が技術指導を上回っている。

下請発注についてみると、民族系大企業55社、外資系大企業38社と全体(125社)のうち、74.4%が下請発注を行っていない。このことはマレーシアではまだ下請分業体制が十分に育っていないことを物語っている。また下請発注を開始した年代をみると、回答のあった民族系大企業133社、外資系企業16社のうち、70-79年が民族系5社、外資系5社、また80年代以降がそれぞれ6社、7社となり、下請発注を開始したのが比較的新しいことがわかる。

マレーシア政府では下請体制を強化させる方向なので、この比率は今後高まるものとみられよう。マレーシアの中小企業が外資系企業をどう評価するかについては、61.2%が国民経済に貢献してい

※ アジア経済研究所「発展途上国中小企業研究報告書」1987年3月

ると評価している。貢献の内容については「雇用創出」83.9%、「技術移転」71%の2項目が最大である。逆に言えばこの2点でローカルの中小企業は外資に期待しているともいえよう。これまでのところ外資は、マレーシアの中小企業にとってプラスの面を評価されているといえる。

後述するように今回、本調査団が現地で実施したインタビューやアンケート調査においてもほぼ同様の問題点が指摘されている。既存制度の普及を中小企業者に対して図るとともに、効果的なインセンティブの活用を工夫する必要があるだろう。

2-1-4 人材育成 (Human Resources Development)

人材育成については、公的機関としては労働省、教育省、青年スポーツ省、マレー人殖産公社 (MARA) などが中心となって政策の立案と人材育成の具体的事業を行っている。また、民間レベルではFederal Institute of Technology, Workers Institute of Technology がある。これに加え、企業レベルでの企業内訓練が行われる。

工業基本計画 (IMP) の中では、マレーシアが輸出志向工業化を果たすためには人材育成面でも強化する必要性を訴えている。とくにマレーシアの人材開発の面での問題点としては、①技術水準が低いこと、現地の (indigenous) 技術能力が欠如していること、②エンジニア/テクニシャンレベルの人材供給が不足すること、③産業訓練のための現行インセンティブ制度が不十分であること—の3点を指摘している。

職業訓練プログラムが各省・機関に分かれており、重複もあることなどから、IMPでは職業訓練や人材開発を担当する関係諸機関の活動を調整するために調整機関 (Coordinating Body) の設立を勧告しているが、それを受け既に国家職業訓練審議会 (National Vocational Training Council, NVT C) の設立が承認されている。この審議会には関連官庁のほか、民間からもマレーシア製造業者連盟 (FMM) や全国商工会議所 (National Chamber of Commerce and Industry), その他業界団体の代表も参加する予定で、職業訓練や人材育成に関する官民の意思疎通の場としても重要な役割を負うことになる。NVT Cには①Standard & Certificate Committee, ②Training Advisory Committeeの2つの委員会が設立される予定である。

第5次マレーシア計画によれば、大学卒 (Degree), 短大卒 (Diploma) の供給見通しを、1986~90年合計でDegreeレベル52,826人, Diplomaレベル36,855人としている。内訳をみるとDegreeレベルは文科系 (Arts) 27,779人, 科学 (Science) 17,507人, 技術 (Technical) 7,540人となる。Diplomaクラスで文科系18,454人, 科学 7,953人, 技術10,448人となる。86年から90年までの各分野別の卒業生数の倍率をみると文科系 (Degreeレベル86年 3,351人→90年 7,723人 2.2倍, Diplomaレベル86年 3,006人→90年 4,631人, 1.5倍) 科学 (Degreeレベル, 86年 2,962人→90年 4,219人 1.4倍, Diplomaレベル86年1,150人→2,231人, 1.9倍) 技術 (Degreeレベル86年 972人→90年 1,929人, 2.0倍, Diplomaレベル86年1,348人→90年 3,023人, 2.2倍) となり、技術系の伸びが高くなっている。

表三・2-4 分野別大学卒業業者見通し

専攻コース	在籍者										卒業者									
	1980	1985	1990	1981-85	1986-90	1986	1987	1988	1989	1990	1981-85	1986-90	1986	1987	1988	1989	1990	1981-85	1986-90	
Degree																				
Arts	9,727 (48.6)	17,121 (50.0)	27,476 (46.7)	76.0	65.0	3,451 (46.7)	4,441 (52.3)	5,663 (51.3)	6,501 (54.0)	7,723 (55.7)	14,802 (56.2)	27,779 (52.6)	3,451 (46.7)	4,441 (52.3)	5,663 (51.3)	6,501 (54.0)	7,723 (55.7)	14,802 (56.2)	27,779 (52.6)	
Arts and humanities ¹	5,347	8,722	12,024	63.1	37.9	2,074	2,522	2,302	3,415	3,662	8,573	14,575	2,074	2,522	2,302	3,415	3,662	8,573	14,575	
Economics and business ²	4,029	7,770	14,259	92.9	84.0	1,256	1,781	2,577	2,811	3,746	5,775	12,171	1,256	1,781	2,577	2,811	3,746	5,775	12,171	
Law	351	629	1,153	75.2	83.3	121	138	184	275	315	454	1,053	121	138	184	275	315	454	1,053	
Science	8,046 (40.2)	12,505 (36.4)	17,748 (31.5)	55.4	41.9	2,962 (40.1)	2,816 (33.2)	3,735 (33.8)	3,775 (31.3)	4,219 (30.4)	9,317 (34.7)	17,507 (33.1)	2,962 (40.1)	2,816 (33.2)	3,735 (33.8)	3,775 (31.3)	4,219 (30.4)	9,317 (34.7)	17,507 (33.1)	
Medicine and dentistry	1,411	2,248	2,737	59.3	21.8	455	448	444	447	498	1,290	2,282	455	448	444	447	498	1,290	2,282	
Agriculture and related sciences ³	729	1,240	1,399	70.1	12.8	316	261	458	334	357	1,037	1,726	316	261	458	334	357	1,037	1,726	
Pure sciences ⁴	3,696	3,087	3,865	-16.5	25.2	600	515	726	591	736	3,442	3,168	600	515	726	591	736	3,442	3,168	
Others ⁵	2,210	5,930	9,747	168.3	64.4	1,601	1,502	2,107	2,403	2,628	3,548	10,331	1,601	1,502	2,107	2,403	2,628	3,548	10,331	
Technical	2,245	4,674	11,134	108.2	138.2	972	1,227	1,643	1,796	1,929	7,519	7,540	972	1,227	1,643	1,796	1,929	7,519	7,540	
Engineering	(11.2)	(13.6)	(19.8)			(13.2)	(14.5)	(14.9)	(14.7)	(13.9)	(10.1)	(14.3)	(13.2)	(14.5)	(14.9)	(14.7)	(13.9)	(10.1)	(14.3)	
Architecture and town planning	1,668	3,662	9,219	119.5	151.7	672	900	1,089	1,268	1,411	1,780	5,360	672	900	1,089	1,268	1,411	1,780	5,360	
Surveying	338	549	876	62.4	59.6	85	139	329	234	269	457	1,066	85	139	329	234	269	457	1,066	
Others ⁶	187	283	435	51.3	60.8	97	67	70	87	85	285	406	97	67	70	87	85	285	406	
Total	20,018 (100.0)	34,300 (100.0)	56,358 (100.0)	71.3	64.3	7,385 (100.0)	8,484 (100.0)	11,041 (100.0)	12,045 (100.0)	13,871 (100.0)	26,838 (100.0)	52,826 (100.0)	7,385 (100.0)	8,484 (100.0)	11,041 (100.0)	12,045 (100.0)	13,871 (100.0)	26,838 (100.0)	52,826 (100.0)	
Diploma																				
Arts	5,063 (41.3)	13,126 (52.4)	19,744 (43.4)	159.3	50.4	3,006 (54.6)	3,032 (51.1)	3,532 (50.9)	4,253 (49.5)	4,631 (46.8)	9,808 (42.9)	18,454 (50.1)	3,006 (54.6)	3,032 (51.1)	3,532 (50.9)	4,253 (49.5)	4,631 (46.8)	9,808 (42.9)	18,454 (50.1)	
Arts and humanities ⁷	1,800	3,979	7,345	121.1	84.6	1,314	1,072	1,341	1,711	1,892	3,444	7,430	1,314	1,072	1,341	1,711	1,892	3,444	7,430	
Economics and business ⁸	3,263	9,147	12,399	180.3	33.6	1,692	1,960	2,191	2,542	2,639	6,384	11,024	1,692	1,960	2,191	2,542	2,639	6,384	11,024	
Science	3,279 (26.7)	5,133 (20.5)	10,167 (22.4)	56.5	98.1	1,150 (20.9)	1,397 (23.5)	1,507 (21.7)	1,668 (19.4)	1,668 (22.6)	5,636 (24.7)	7,953 (21.6)	1,150 (20.9)	1,397 (23.5)	1,507 (21.7)	1,668 (19.4)	1,668 (22.6)	5,636 (24.7)	7,953 (21.6)	
Agriculture and related sciences	981	1,847	1,128	88.3	-38.9	541	663	605	483	632	1,646	2,924	541	663	605	483	632	1,646	2,924	
Others ⁹	2,298	3,286	9,039	43.0	175.1	609	734	902	1,185	1,599	3,990	5,029	609	734	902	1,185	1,599	3,990	5,029	
Technical	3,920 (32.0)	6,787 (27.1)	15,573 (34.2)	73.1	123.5	1,348 (24.5)	1,509 (25.4)	1,898 (27.4)	2,670 (31.1)	3,023 (30.6)	7,404 (32.4)	10,448 (28.3)	1,348 (24.5)	1,509 (25.4)	1,898 (27.4)	2,670 (31.1)	3,023 (30.6)	7,404 (32.4)	10,448 (28.3)	
Engineering ¹⁰	2,394	4,865	10,752	103.2	120.6	1,001	1,148	1,391	1,965	2,228	4,757	7,733	1,001	1,148	1,391	1,965	2,228	4,757	7,733	
Architecture and town planning	566	876	2,240	54.8	155.7	167	178	218	331	361	993	1,255	167	178	218	331	361	993	1,255	
Surveying	612	547	1,355	-10.6	147.7	114	112	167	205	233	1,027	831	114	112	167	205	233	1,027	831	
Others ¹¹	348	499	1,246	43.4	149.7	66	71	122	169	201	627	629	66	71	122	169	201	627	629	
Total	12,282 (100.0)	25,046 (100.0)	45,484 (100.0)	104.3	81.6	5,504 (100.0)	5,938 (100.0)	6,937 (100.0)	8,591 (100.0)	9,885 (100.0)	22,848 (100.0)	36,855 (100.0)	5,504 (100.0)	5,938 (100.0)	6,937 (100.0)	8,591 (100.0)	9,885 (100.0)	22,848 (100.0)	36,855 (100.0)	

Source: Ministry of Education, Fifth Malaysia Plan

Notes:

- 1 include Islamic studies, language, literature and Malay culture, social sciences, library science, and art and design.
- 2 include accountancy, business management, resource economics, and agri-business.
- 3 include home science technology and human development.
- 4 include biology, chemistry, physics, and mathematics.
- 5 include pharmacy, applied science, environmental studies, food technology, and science with education.
- 6 include property management.
- 7 include law and administration, mass communication, art and design, library science, and secretarial studies.
- 8 include accountancy, banking, and hotel management and catering.
- 9 include computer studies, applied sciences, and mathematics.
- 10 include building technology, automotive technology, and electronic technology.
- 11 include property management and material technology.

マレーシア政府は科学技術系学生の増大に力を入れてきており、文系対科学技術系学生の供給比は80年の52:48から85年には50:50に改善している。

このほか海外の大学に留学している学生も81~85年に26,800人がdegreeレベルを取得している。

公共職業訓練所による熟練工、半熟練工の供給見通しについては表Ⅲ・2-6、表Ⅲ・2-7の通りである。

熟練工、半熟練工の供給は労働省の職業訓練所 (Industrial Training Institute, ITI) とMARAの職業訓練所 (Vocational Institute, IKM) が中心となる。労働省は現在5つのITIを有し、2,843人(85年の在籍者数)の訓練を実施する。第5次計画ではさらに5つの訓練所を設立する予定である。ITIでは(1)基礎(Basic) (2)中級 (Intermediate) (3)上級 (Advanced) の3コースを職業カテゴリー (Trade Standards)別に設けている。この職業カテゴリーは表Ⅲ・2-5の36に分けられる。カリキュラム終了後試験が行われ、合格するとNational Industrial Technology Training Certification Board, NITTCB)より証書 (Certificate)が与えられる。NITTCBは熟練労働者供給のために71年に設立された。政府、雇用者、被雇用者の代表と会長、事務局長の24名のメンバーで構成されている。年2回試験を行い資格を与えているが、資格を取得しても昇給の恩典については雇用者次第となる。先述したNational Vocational Training Councilが発足した後は、NITTCBはこれに吸収される予定である。

労働省は、製造業の企業内訓練を促進するために、訓練コストの2重控除インセンティブを発足させた。このインセンティブは86年10月の大蔵大臣による87年予算演説の際に発表され、87年6月から実施されたものである。訓練計画は、①新規製品あるいは改良製品の生産に要する開発・向上技能、②新規技術採用に伴う生産プロセス改善のための開発・向上技能に属するものという条件が課される。この2重控除制度は外資系企業にも適用可能である。労働省によれば導入後88年3月までに数100件の申し込みがあったとのことである。

労働省傘下の職業訓練機関として職業訓練指導員・上級技能訓練センター (Centre for Instructors and Advanced Skill Training, CIAST) が日本の協力の下に84年より訓練を開始している。

日本の協力期間は当初87年8月までとされたが、その後90年3月までに延長された。自動車、機械、工作金型、金属加工、重工業、電気・電子、などのコースに分かれており、日本からの専門家派遣による現地カウンターパートの訓練や他のアセアン諸国から受け入れた研修生の訓練などを行っている。訓練の受講資格は、①職業訓練指導員、監督者、②NITTCBの中級レベルを有するもので2年間以上の実務経験を有するものである。84年5月以降、1,729名が受講している。年次別にみれば84年112名、85年330人、86年594人、87年693人で88年には1,000人以上の受講者が見込まれている。受講者は政府関係機関の職員が大部分で、民間企業は職員を派遣するだけの余裕がない。また外資系企業は企業内訓練を実施する。CIASTには視聴覚設備も最新のものが設置されている。

表Ⅲ・2-5 全国工業訓練認定委員会の指定する
職業カテゴリー・リスト

1.	MOTOR VEHICLE MECHANIC
2.	EARTH MOVING EQUIPMENT & CONSTRUCTIONAL MACHINERY MECHANIC
3.	HEAVY COMMERCIAL VEHICLE MECHANIC
4.	DIESEL ENGINE MECHANIC
5.	AGRICULTURAL MACHINERY MECHANIC
6.	AUTOELECTRICIAN
7.	MOTORCYCLE MECHANIC
8.	SPRAY PAINTER
9.	BRICKLAYER & MASON
10.	PLUMBER(DOMESTIC)
11.	CARPENTER & JOINER
12.	CABINET MAKER
13.	REFRIGERATION & AIR-CONDITIONING MECHANIC
14.	ELECTRICIAN(DOMESTIC & INDUSTRIAL)
15.	RADIO & TELEVISION MECHANIC
16.	TRANSMITTER & RECEIVER MECHANIC
17.	VIDEO SYSTEM MECHANIC
18.	GENERAL MECHANIC-FITTER
19.	TURNER
20.	GENERAL MACHINIST
21.	GENERAL MACHINIST-MILLER
22.	GENERAL MACHINIST-GRINDER
23.	WELDER-GAS
24.	WELDER-ARC
25.	SHFET METAL WORKERS
26.	SAWDOCTOR
27.	STEEL FABRICATOR AND ERECTOR
28.	TOOL AND DIE MAKER
29.	HAND COMPOSITOR
30.	MACHINE COMPOSITOR-LINOTYPE & INTERTYPE OPERATOR
31.	PRESSMAN-FLAT BED LETTERPRESS
32.	BOOKBINDER
33.	OFFSET LITHOGRAPHY-CAMBRAMAN & PLATEMAKER
34.	OFFSET LITHOGRAPHY-PRESSMAN & PLATEMAKER
35.	TAILOR & CUTTER
36.	DRESSMAKER

Source : NITTCB

注： 85年6月時点のリスト，その後追加されている。

※ 85年6月時点，労働省によれば，その後増やされて現在は50あるという。

表Ⅲ・2-6 公共職業訓練所による熟練工、半熟練工の供給見通し(1980~90年)

Institution	Enrolment			Increase(%)		Output						
	1980	1985	1990	1981-85	1986-90	1986	1987	1988	1989	1990	1981-85	1986-90
	Vocational schools	12,675	13,883	35,455	9.5	155.4	8,062	10,605	10,943	13,827	16,658	32,664
Technical schools	5,370	6,230	6,080	16.0	-2.4	2,960	3,040	3,040	3,040	3,040	14,433	15,120
Youth Training Centres	975	750	1,203	-23.1	60.4	810	837	851	852	821	3,792	4,171
Agricultural Institutes	1,017	1,015	1,200	-0.2	18.2	390	400	400	400	400	1,769	1,990
Industrial Training Institutes	1,472	2,843	10,330	93.1	263.4	3,283	4,225	5,716	6,549	7,085	7,829	26,858
MARA Vocational Institutes	4,198	4,801	6,647	14.4	38.5	2,698	3,004	3,340	3,872	4,336	10,794	17,250
MARA Commercial Institutes	323	441	1,100	36.5	149.4	292	300	500	400	600	878	2,092
Tunku Abdul Rahman College	451	1,222	2,358	171.0	93.0	355	435	531	740	884	1,818	2,945
Polytechnics	2,030	5,373	11,995	164.7	123.3	2,003	1,991	2,753	3,203	3,625	5,663	13,575
Total	28,511	36,558	76,368	28.2	108.9	20,853	24,837	28,074	32,883	37,449	79,640	144,096

Source : Ministry of Education and various institutions.

金型コースはイポーのITIに設置する計画で、目下指導員を海外に派遣し、研修中である。設備は89年に完成予定。鑄造設備も併設し、1年間30人程度を研修する計画である。金型は、ペナン、クアランタンのITIでも教えているが、イポーの計画も含めて、年間100人程度しか訓練できず、とても産業界の需要を満たすことはできない。また陶磁器については、コタバルのITIで2年後に訓練コースを設ける計画がある。

〔マレー人殖産公社 (MARA)〕

MARAは国家地裁開発省の管轄下に置かれ、スタッフは3,000人強。ブミプトラのための職業訓練などを行う。MARAの下に職業訓練部があり、同部の下に西マレーシアに8ヵ所、サラワクに1ヵ所の訓練所がある。職業訓練には750人の教員が当たっている。

生徒数をみると87年には3,150人が入学、在籍総数15,945人、卒業生2,626人となっている。39のコースに分かれており、在籍学生数で多い順にみると、Domestic and Industrial Electrical (1,477人)、Gas Welding and arching making (1,377人)、Making of the wooden frame work for houses(1,201人)、Brick making (1,159人)、Mechanical drafting(1,072人) などとなっている。

自動車、金型内訳分野コース別の卒業生数推移 (85.86.87年)をみると、general engineering (108→110人→125人) general machinery(156人→148人→159人)、Foundry(41人→17人→13人)、Motor Mechanical Engineering(97人→90人→127人)Heavy Commercial Vehicle Engineering(27→28→26)などで、近年とくに目立った変化はない。MARAの職業訓練は通常2ヵ年コースである。対象としてはForm3～4 (中学卒業程度)対象としてIntermediateレベルの職業訓練を実施している。

金型についての産業界のニーズの高まりに対応すべく、目下 Industrial Production and Electronics Institutionの設立準備を進めている。このプロジェクトには技術については西独が協力、資金面で外国からの協力を期待している。EPUでプロジェクトを検討中だが、実現すれば、1991年には金型技術者 (Technicians with skills)を年間200人程度供給できるという。現在の産業界のニーズはquality-refined technologyを有するtechnicianにあり、現在のprocess worker訓練ではその需要を満たしきっていない。

MARA卒業生はプロトン・サガ工場のFloor workersの60%を占めている。またM社など日系企業もForemanレベルの人材を採用している。

M社はMARAとのJoint Projectを有し、MARAのTV技術者の教師の訓練を委託ベースで実施している。

American Business Council傘下の米企業もスタッフを派遣し、MARAの教師を指導している。

MARAでは職業訓練のための教師を年間150人採用するが、そのうち100人を2年間にわたりオーストラリアの研修に派遣している。日本、韓国、西独などにも年間合計20人程度を研修に派遣する。

なお、金型については産業界のニーズが高まりつつあるため、労働省では職業訓練所の講義課目に加えることで検討を進めつつある。

表Ⅲ・2-7 専門別熟練工, 半熟練工の供給見通し (1981~90年)

Courses	1986	1987	1988	1989	1990	1981-85	1986-90
Engineering trades	12,531	15,227	17,196	20,156	23,102	47,091	88,212
Mechanical trades	6,687	8,195	9,328	10,957	12,428	24,778	47,595
Electrical trades	4,171	5,296	6,036	7,265	8,526	13,543	31,294
Civil engineering trade	1,622	1,674	1,770	1,872	1,994	8,621	8,932
Other engineering trades	51	62	62	62	154	149	391
Building trades	2,510	3,071	3,671	4,414	5,110	8,162	18,776
Printing trades	64	116	121	181	193	460	675
Commerce	2,101	2,477	2,872	2,937	3,317	9,230	13,704
Agriculture	1,046	1,053	1,053	1,213	1,373	4,459	5,738
Home Science	1,186	1,070	1,074	1,394	1,722	5,847	6,446
Others	737	939	1,208	1,548	1,731	2,954	6,163
Skill-upgrading	678	884	879	1,040	901	1,437	4,382
Total	20,853	24,837	28,074	32,883	37,449	79,640	144,096

Source: Ministry of Education and various institutions.

表Ⅲ・2-8 MARA職業訓練所専攻コース別受講者推移

専攻コース	1985年			1986年			1987年		
	入学者	在籍者	卒業生	入学者	在籍者	卒業生	入学者	在籍者	卒業生
	1. Brick Making	175	1,007	180	183	1,076	166	243	1,159
2. Painting and decorating building	22	148	27	27	151	22	27	161	28
3. Plumbing	128	731	128	128	746	113	184	821	124
4. Making of the wooden framework for houses	179	1,000	178	186	1,099	165	250	1,201	187
5. Domestic and Industrial Electrical	230	1,206	195	233	1,358	186	307	1,477	236
6. Refrigeration	52	307	57	52	302	46	54	312	52
7. Fashion designing	0	110	26	0	15	0	-	-	-
8. Dress making for men	0	243	27	59	271	28	64	348	61
9. Dress making for ladies	0	168	0	0	29	0	-	-	-
10. Metal strip making (e.g. in letter boxes and pail)	25	143	31	14	139	19	38	143	27
11. Gas welding & arching making	220	1,222	197	222	1,287	192	268	1,377	211
12. Ship welding	28	164	28	28	164	27	29	166	34
13. General engineering	137	679	108	82	712	110	100	550	125
14. General machinery	174	942	156	103	911	148	187	834	159
15. Foundry (steel making)	21	138	41	20	131	17	21	131	13
16. Electroplating	24	136	23	27	155	24	24	155	26
17. Fabrication	14	133	26	14	97	25	23	94	14
18. Mechanical drafting	201	1,031	170	192	1,093	181	202	1,072	185
19. Architecture drawing	149	522	71	143	771	107	176	852	152
20. Structural drawing	70	235	16	78	408	51	98	426	94

専攻コース	1985年			1986年			1987年		
	入学者	在籍者	卒業生	入学者	在籍者	卒業生	入学者	在籍者	卒業生
	21. Motor mechanical engineering	107	584	97	165	732	90	167	988
22. Heavy Machine engineering	27	164	26	26	158	27	24	165	26
23. Marine engineering	27	157	28	27	169	25	22	168	28
24. Spray painting & panelling.	83	476	76	74	455	73	77	444	70
25. Heavy commercial vehicle engineering	28	177	27	28	162	28	39	178	26
26. Saw doctoring	13	81	14	12	79	13	16	75	14
27. Kiln drying and panelling	12	117	21	17	99	20	15	103	15
28. Sawmill operation	16	102	19	23	97	16	18	119	15
29. Mill writht (technical term used for sawmill)	13	81	14	14	81	13	13	81	14
30. Furniture making	186	988	189	166	1,059	159	229	1,058	170
31. Wood making	28	75	7	13	83	0	11	78	14
32. Wood panelling & moulding	20	79	15	12	86	14	17	85	14
33. Sewing of cushions & canvas	28	168	28	26	167	28	27	163	28
34. Radio & TV engineering	51	307	45	69	285	37	51	309	47
35. Electronic Instrument Engineering	49	301	48	55	323	31	88	351	60
36. Hair designing	0	116	57	0	0	0	0	0	0
37. Motor cycle repairing	0	0	0	14	14	0	28	58	28
38. Furniture making	0	0	0	0	0	0	13	28	0
39. Electronic Industry(注参照)	0	0	0	0	0	0	0	215	15
合 計	2,537	14,238	2,401	2,532	14,994	2,201	3,150	15,945	2,626

(注) : * Trainees ate taken from graduates of Technical Instrument Electronic.

出所 : MARA

JICAベースでの研修経験者もMARAではすでに50人程度に達している。

(その他の諸機関)

経営者訓練に関しては、貿易産業省傘下の法定機関 (Statutory body) である全国生産性センター (National Productivity Centre, NPC) が、マレーシアの経営者の意識向上、生産性向上、を目指して、セミナーの開催、出版物の発行、コンサルティング、アドバイス供与などを行っている。NPCの経営者訓練実績は、86年に602コース、1万2,626人の受講者数を記録している。予算は運営予算 (operational budget) が827万ドル、開発予算 (development budget) が594万ドルとなっている。

NPCは62年に国連の協力の下に設立され、66年に法律が制定され、法定機関となった。

国連などの技術的支援を受けており、86年には西独から7人、世界銀行1人、ITC1人の専門家派遣を受け入れている。なお西独の技術援助プログラムは86年末で完了した。この他、UNIDO、ILO、UNDPなどの支援も受けている。

NPCのスタッフは86年末で298人である。しかしNPCによればスタッフの平均年齢は33才と若く、コンサルティングを行うには経験不足という悩みも抱えているという。中小企業の経営者の啓蒙にも力を入れており、45人のスタッフが担当し、マレー語によるセミナー等を開催している。

なお、NPCは83年よりアジア生産性機構 (APO) のメンバーに参加し、アジア各国との情報交換も実施している。

教育省所管の大学教育では、MARA Institute of Technology (ITM) が3万人の学生を擁している。学部はEngineering Dept, など11学部を有す総合大学。セラミックについては Art Design Schoolをもっており、デザイン分野では有力である。このためSIRIMとITMとが共同でChina-ware, Porcelainの技術向上のためにWhiteware Projectを進めることとなった。プロトンサガにもITMデザインスクール卒業生が就職している。Engineering Deptには2,000人の学生が在籍。金型はこのうちMechanical Engineeringの1コースとして学んでいる。85年の同コース終了者はDiplomaレベルで76人だった (表Ⅲ・2-9)。金型に関するmiddle, higher class engineer 学習のためトレーニングコースや原材料が不足している。ペナンのUniversiti Sains Malaysia (USM) はEngineering and Mineral Materials Dept. が1年半前にイポーに移った。この学部で金型やセラミックに関する講座を教えている。USMでは産業界とのコンタクトを深めるために1981年よりIndustrial Research and Consultancyを開始した。ここでは、①大学の有するTesting Facilityの民間企業への提供、②大学教授によるコンサルタントサービスを民間に供与-などを実施。86年には230社が利用している。米系企業のフランクリン・ポーセリン、Associated Kaolin Industriesや日本企業も利用している。

ペナン開発公社とも連携してペナンの中小企業育成にも協力している。USMの学生数は9,000人、卒業生は1,000~1,500人だが、うち80%が政府関係に就職している。しかし近年は不況や財政赤字のために、政府機関への就職も困難になった。米系企業や日系企業に就職するものもあるが、外資系企

表Ⅲ・2-9 マラ工科大学卒業生の分野別内訳 (1985年)

FIELD	1985
POST GRADUATE DIPLOMA Post Graduate Diploma in Library Science Diploma in Systems Analysis	6 8
DEGREE Bachelor of Business Administration	33
DIPLOMA Accountancy Law Town and Regional Planning Architecture Quantity Surveying Estate Management Business Administration (Transport) Business Studies (Marketing) Business Studies (Insurance) Statistics Civil Engineering Electrical (Electronics) Engineering Electrical (Power) Engineering Mechanical Engineering Advance Diploma in Land Surveying Art Teachers Diploma	46 20 14 8 8 33 33 18 13 9 68 20 14 11 28
OVERSEA COURSES Institute of Chartered Secretaries and Administration(U.K.) Institute of Marketing(U.K.) Chartered Institute of Transport(U.K.)	3 1 16
DIPLOMA Accountancy Art and Design Graphic Textile Fine Metal Industrial Design Pottery Ceramics Fashion Design Fine Art Photography Public Administration Law Town and Regional Planning Architecture Quantity Surveying Estate Management	559 33 24 10 19 11 5 19 16 330 25 26 19 67 56

FIELD	1985
Building	57
Interior Design	45
Rubber and Plastic Technology	23
Microbiology	36
Industrial Chemistry	28
Food Technology	23
Wood Technology	14
Textile Technology	17
Science	100
Planting & Industrial Management	119
Business Studies	616
Banking Studies	280
Credit Management	50
Investment Analysis	39
Computer Science	78
Statistics	41
Actuarial Science	12
Civil Engineering	170
Electrical (Electronics) Engineering	73
Electrical (Power) Engineering	53
Mechanical Engineering	76
Land Surveying	41
Hotel and Catering Management	31
Tourism Administration	31
Institute and Cat. Management	31
Chef Training	2
Mass Communication	
Journalism	40
Public Relations	39
Broadcasting	12
Advertising	16
Library Science	44
Stenography	244
CERTIFICATE	
Town & Regional Planning	16
Insurance	58
Hotel & Restaurant Services	
Assistant Cook	110
Front Office Receptionist	76
Waiting	56
Housekeeping	53
Certificate in Programming	39
GRAND TOTAL	4,518

出所 : Min. of Labour
Labour and Manpower Report 1984/85

表Ⅲ・2-10 マレーシア科学大学 (USM) 卒業生内訳

Courses \ Year	1980	1981	1982	1983	1984	1985
DOCTORATE						
Applied Science	—	1	—	—	—	—
Humanities	—	1	—	—	—	—
Biology	2	—	—	2	—	1
Chemistry	1	—	—	1	—	—
Physics	—	—	—	1	—	1
Sain Perubatan	—	—	—	—	—	1
DOCTOR OF PHILOSOPHY						
Social Science	—	—	—	—	1	—
MASTER DEGREE						
Applied Science	—	3	2	—	2	—
Biology	—	1	1	1	1	3
Mathematics	—	1	6	2	1	2
Housing Building and Planning	—	8	—	7	4	7
Humanities	—	1	1	1	1	2
Social Science	—	1	4	3	2	1
Education	—	3	1	1	—	—
Physics	—	—	2	1	1	1
Chemistry	—	—	1	—	1	1
Philosophy	—	—	1	—	—	—
Literature	—	—	1	—	—	—
Fine Arts	—	—	—	1	—	—
Pharmacy	—	—	—	—	3	—
Sains(Planning)	—	—	—	—	—	7
BASIC DEGREE						
Science	110	93	147	157	212	233
Science with Education	78	95	143	163	157	172
Pharmacy	49	48	46	54	61	57
Applied Science	27	28	30	48	54	61
Housing, Building and Planning	51	36	42	47	71	65
Arts	—	51	—	—	150	117
Arts with Education	—	60	—	—	76	73
Social Science	174	62	160	152	213	191
Humanities	138	—	137	110	—	117
Humanities and Education	52	—	58	65	—	73
CERTIFICATE						
Mass Communication	—	—	—	—	13	19
Creative Arts	—	—	—	—	11	17
Education Technology	—	—	—	—	28	25
TOTAL	682	493	783	817	1,063	1,247

出所: Ministry of Education

業は、フリンジ・ベネフィットが良いのが魅力となっているようだ。U S Mの年間予算額は 200万ドルで最近では頭打ち傾向が続いている。

2-1-5 科学・技術振興

マレーシアの科学技術全般に関する政策はまだ統一されたものはなく、各省、各機関がそれぞれ個別に行っているのが実情である。しかし1976年に現在の科学技術環境省 (Ministry of Science, Technology and Environment) が設置され、同省が技術移転、研究開発を含む科学技術行政の中心的行政機関となっている。

同省の諮問機関である全国科学研究開発審議会 (N C S R D, National Council for Scientific Research and Development) の役割も大きい。N C S R Dは技術に関する全ての活動の企画、調整、開発、実施を担当する審議会である。第5次マレーシア計画では、N C S R Dを通じて科学的技術政策を中央集権化し、科学技術部内の管理、調整を行うこととしている。また技術移転については総合技術移転調整審議会 (Coordinating Council for Industrial Technology Transfer) が設けられており、この C C I T Tの下で、科学技術政策立案のための特別委員会が87年10月から発足した。

最近のマレーシアの技術政策においては、国内での研究開発を促進するという方向性を打ち出している。83年2月にN C S R Dで報告されたマハティール首相の研究開発に関するガイドラインがあるが、その中で、①マレーシア国内で実施する研究開発は応用研究 (applied research) であること、②マレーシアの社会、文化、経済的ニーズに合致していること、③適正技術の開発はマレーシアに適したデザイン、製造の開発につながるプライオリティーの高いものであることなどが強調されている。

マレーシアにおけるR & Dの規模をみると、表Ⅲ・2-11の通り、82年で約 2.9億ドルGNPの 0.5%程度となっている。また84年の推定値は0.66%と発表されている。韓国の数値 (82年0.95%) と比べればそれほど見劣りするものではない。しかしR & Dの内容をみると、民間部門のR & Dが少ないことや、対象分野も農業中心で、工業分野のR & Dがまだ少ないことなどの問題がある。マレーシアの民間部門のR & Dは10%しか占めないが、韓国は45%、日本は70%を占めている。IMPの中でも、1995年にはGNPの 1.5%にまでR & D費を引き上げ、製造業産出額の少なくとも1%を工業研究開発にふり向けることを提言している。第5次マレーシア計画では研究タイプを基礎、応用、開発に分けて、望ましいシェアはそれぞれ18:35:47とガイドラインを示している。

(1) 産業技術移転調整審議会 (Coordinating Council for Industrial Technology Transfer)

IMPの実施を補うためにC C I T Tが設けられているが、87年10月にC C I T Tの下に、工業技術開発のための国家計画 (National Plan for Industrial technology Development)を策定するため

表Ⅲ・2-11 主要国の研究開発費支出比較

	單位 (100万)	合計	政 府	政 府 研究機関	大 学	民間企業	GNP 比率(%)
Malaysia (1982)	M\$	290.0-295 (100%)	—	253.0 (85%)	12-17 (5%)	25.0 (10%)	0.5
Korea (1982)	Won	457,688.5 (100%)	—	186,076.5 (40.7%)	66,610.0 (14.6%)	205,002.0 (44.7%)	0.95
Japan (1982)	Yen	5,881,539.0 (100%)	—	894,310.0 (15.2%)	948,211.0 (16.1%)	4,039,018.0 (68.7%)	2.78
US (1980)	US\$	62,220.0 (100%)	7,929.0 (12.7%)	2,180.0 (3.4%)	8,284.0 (11.4%)	43,879.0 (64.2%)	2.86
UK (1975)	Pound	3,622.3 (100%)	769.2 (21.2%)	116.6 (3.2%)	412.2 (11.4%)	2,324.3 (64.2%)	2.47 (~ 78)
W. Germany (1977)	DM	41,320.0 (100%)	3,130.0 (7.6%)	4,390.0 (10.6%)	6,520.0 (15.8%)	27,280.0 (66.0%)	3.04 (~ 81)

(出所) Dato Seri Radin Soenarno A. L. Haj, Director-General, EPU, "Research and Development and Economic Growth"
 (National Seminar on R & D Collaboration for Industrial Development held at KL, 21/1/1986). p.25

に委員会が設けられた。この委員会では包括的行動計画 (Comprehensive plan of action) の作成が検討されている。また、R & Dや科学技術振興の必要性を国民に周知させるという役割もある。マレーシアの製造業の技術水準を向上させるには、現在の技術的吸収能力の欠如を是正することが求められる。しかし、現在のところマレーシアには現地工業技術 (indigenous industrial technology) の開発を目指した政策はみられない。日本や韓国では政府が技術開発を主体的に促進してきたが、マレーシアでも政府が技術政策の長期的戦略を策定する必要があるという認識のもとでこの委員会がスタートした。具体的にはIMPの中で優先業種として指定された12の商品グループに即した、各業種別技術計画 (selective sectoral technology plan) を策定することとなる。メンバーリスト及び委員会の作業スケジュールは表Ⅲ・2-12の通りである。

(2) マレーシア標準・産業調査研究所 (SIRIM, Standards and Industrial Research Institute of Malaysia)

科学技術に関する実施機関としては、科学技術環境省傘下のSIRIM (Standards and Industrial Research Institute of Malaysia) が重要な役目を果たしている。SIRIMは法定機関 (Statutory Body) でスタッフを751人擁しているが、そのうち研究員、マネジメントスタッフは217人 (うちR & Dを担当するリサーチ・ユニットには20人の研究員) がいる。標準化と技術移転振興を目指しており、SIRIM MARKを制定している。このSIRIM MARKはマレーシア製品の質向上を目指すもので、British Standardに準拠して制定した。自動車部品関係ではスパークプラグにSIRIMマークが制定されている。

SIRIMでは日本の技術協力によって①Metal Industry Technology Center (MITEC) ②Metal Industry Research & Development Center (MIRDC) ③National Metrology Laboratory Centerの3つのセンターが設立されている。このうち①と②は現在合併し、MIDEC (Metal Industry Development Center) を構成している。この他Forging Centerも日本の協力により設立準備が進められている。

金型技術の産業界への移転はMIDECなどが中心機関として活動しており、民間への助言サービスを実施している。金型の高級機種に関する民間ニーズが高いためこの種の設備を備えることが求められている。金型の需要については、プロトンサガのモデルチェンジの際に、新しい部品に関する要望がSIRIMにも届くという。

SIRIMのセラミック部では、Ceramic Technology Center 設立構想を進めている。マレーシア政府にプロポーザルを提出し800万ドルを要求した。そのうち600万ドルが認められたものの、財政難で結局80年度には100万ドルしか配分されていない。同センターが出来れば、マレーシアのセラミック関係の技術移転、研究開発などの“核”となろう。

セラミック部は88~90年にかけてセラミック関連で6つのプロジェクトを計画している。これには

表Ⅲ・2-12 工業技術開発のための国家計画委員会

(1) メンバーリスト

<u>CHAIRMAN:</u> Dr Noordin Sopiee	Director-General, Institute of Strategic and International Studies (ISIS)Malaysia.
<u>Secretary:</u> Puan Maimun Din	Deputy Secretary-General, Ministry of Science, Technology and the Environment.
<u>Members</u>	
1. Dr Abdullah bin Mohd. Tahir	Director, Industrial Division, Economic Planning Unit, Prime Minister's Department.
2. Dr Ahmad Zaharudin bin Idrus	Controller, Standards and Industrial Research Institute of Malaysia.
3. Y. B Tan Sri Datuk Dr Ir Haji Mohd Hassan Wahab	Chairman and Director, Operasi Minconsult Sdn Berhad.
4. Encik Lim Ho Pheng	Secretary, National Council for Scientific Research and Development.
5. Y. B Datuk Dr Mokhzani Abdul Rahim	Executive Chairman, Innovest Berhad
6. Prof Dr Omar bin Abdul Rahman	Science Adviser, Prime Minister's Department.
7. Dr Rozali Mohamed Ali	Senior Planning Engineer (Generation), National Electricity Board.
8. Encik N Sadasivan	Director-General, Malaysian Industrial Development Authority.
9. Encik Soong Siew Hoong	Federation of Malaysian Manufactureres.
10. YAM Tunku Imran Ibni Tuanku Ja'afar	Director, Antah Holdings Berhad. Managing Director, Selangor Pewter
11. Encik Yong Poh Kon	Co Sdn Berhad.

(2) 作業スケジュール

Before the end of January 1988	Completion of the design of the study, Terms of Reference for full-scale studies.
In February 1988	Commissioning of the first round of full-scale studies.
Before the end of May 1988	Completion of fund raising, invitation of foreign experts, and commissioning of additional papers for the First National Congress on Industrial Technology.
August 1988	The First National Congress on Industrial Technology.
Before the end of October 1988	At least a dozen Committee brainstorming sessions and National Hearings.
Before mid-December 1988	Finalisation of the Preliminary Draft of the Comprehensive Plan of Action and its submission to the Council.
By the end of January 1989	Discussion of the Preliminary Draft by the Council.
By the end of February 1989	Submission of the Final Draft to the Council.
In March 1989	Finalisation of the Cabinet Paper by the Council.

日本の研究所との共同プロジェクトであるシリコンカーバイドの研究も含まれる。

またマラ工科大学と (ITM, Institut Teknologi MARA) と SIRIM と共同で Whiteware Project を推進し、セラミック関係の技術向上を目指している。

品質関係では品質評価登録制度 (Scheme for the Assessment and Registration of Quality system) を発足させ、登録企業について一定の品質レベルを保証する制度を設けた。日系も含め目下30社が申請中という。ユーザー企業の品質チェックの手間が省け、下請け企業からの商品納入に役立つとみられる。

このほか、中小企業の技術レベルを高めるために "Incubation Programme" を行っており、財政源と市場を発掘するのに助力したりしている。これには現在のところ①Janshah Industries sdn Bhd. (Mould & Dies) ②Maghitrade Sdn Bhd (electroplating) ③Techtrans Holdings Sdn Bhd (Printed Circuit Boards) の3社が選定されている。

なお、IMPで提案されている STIM (Science and Technology Institute of Malaysia) 設立プランについては現在までのところ進展はないようである。IMPによればSTIMは、バイオ、化学工学、金属、エレクトロニクス、セラミックなどの分野を担当し技術移転の中心的機関としての役割を果たすとされる。

2-1-6 融資制度

マレーシアの金融制度は図Ⅲ・2-1の通りである。商業銀行、ファイナンス・カンパニー、マーチャント・バンク、マネーブローカー、割引商社は銀行系機関 (The Banking System) と呼ばれ、中央銀行 (Bank Negara) の監督下に置かれている。その他の政府系開発金融機関、貯蓄機関、保険会社等は大蔵省や貿易産業省など各省庁の管轄下にある。

中央銀行は、クアラルンプールに本店と全国6ヵ所に支店を有している。通貨を発行し、法定支払い準備金を保管、また他の商業銀行などの管理、監督を行っている。また準備金操作、金利規制などによる金融政策や外国為替管理を行っている。

商業銀行はマレーシアの金融機関の中で最も重要な役割を果たしている。アジア太平洋開発センターによれば70年以降商業銀行は年平均20%もの高成長を遂げたとされる。この結果、金融システムの総グロス資産の45.5%を商業銀行が占めるほどになったという (84年末)。

商業銀行の活動は、預金業務 (当座預金、普通預金、定期預金)、貸出業務 (オーバードラフト、リボルビング・クレジット、ターム・ローン、バンカーズ・アクセプタンスなど) を行っている。

中央銀行の規制によって中小企業やブミプトラへの一定額以上の貸出しを義務付けられている。

ファイナンス・カンパニーは定期預金を中心とする資金調達により小口金融中心の貸出を行っている。またマーチャント・バンクは外国金融機関とマレーシア資本の合併であり、収入のうち30%以上は手数料収入となることが義務付けられる。証券管理等の手数料業務やターム・ローン (証券貸付け)

による長期資金の貸出しが主体である。

〔制度金融〕

政府が関与する制度金融は、開発銀行によるものと中央銀行によるものとに分かれる。

(1) 開発銀行

1) マレーシア産業開発金融公社(Malaysian Industrial Development Finance, M I D F)

M I D Fは1960年にマレーシア政府によって設立され、その後世界銀行によって再編された。マレーシアの製造業者の新規投資、設備拡張、近代化のための中長期の設備資金を供与している。政府が株式のうち43.8%を保有している。残りは商業銀行、外国銀行、保険会社などが株主となる。M I D Fグループ全体の総資産も10億ドルを上回り、87年3月末でローン(リースも含む)承認残高は13億4,870万ドルに達している。これを業種別にみると、最大分野は、金属エンジニアリング部門(618件、2億9,400万ドル)で以下、食品、非金属鉱物製品などが続いている。

4業種関連のローン実績は表Ⅲ・2-14の通りで、自動車部品には1,971万ドル(51件)、金型には179万ドル(15件)の融資実績がある。

日本の合弁企業への融資も40件、7,489万ドルの実績がある。

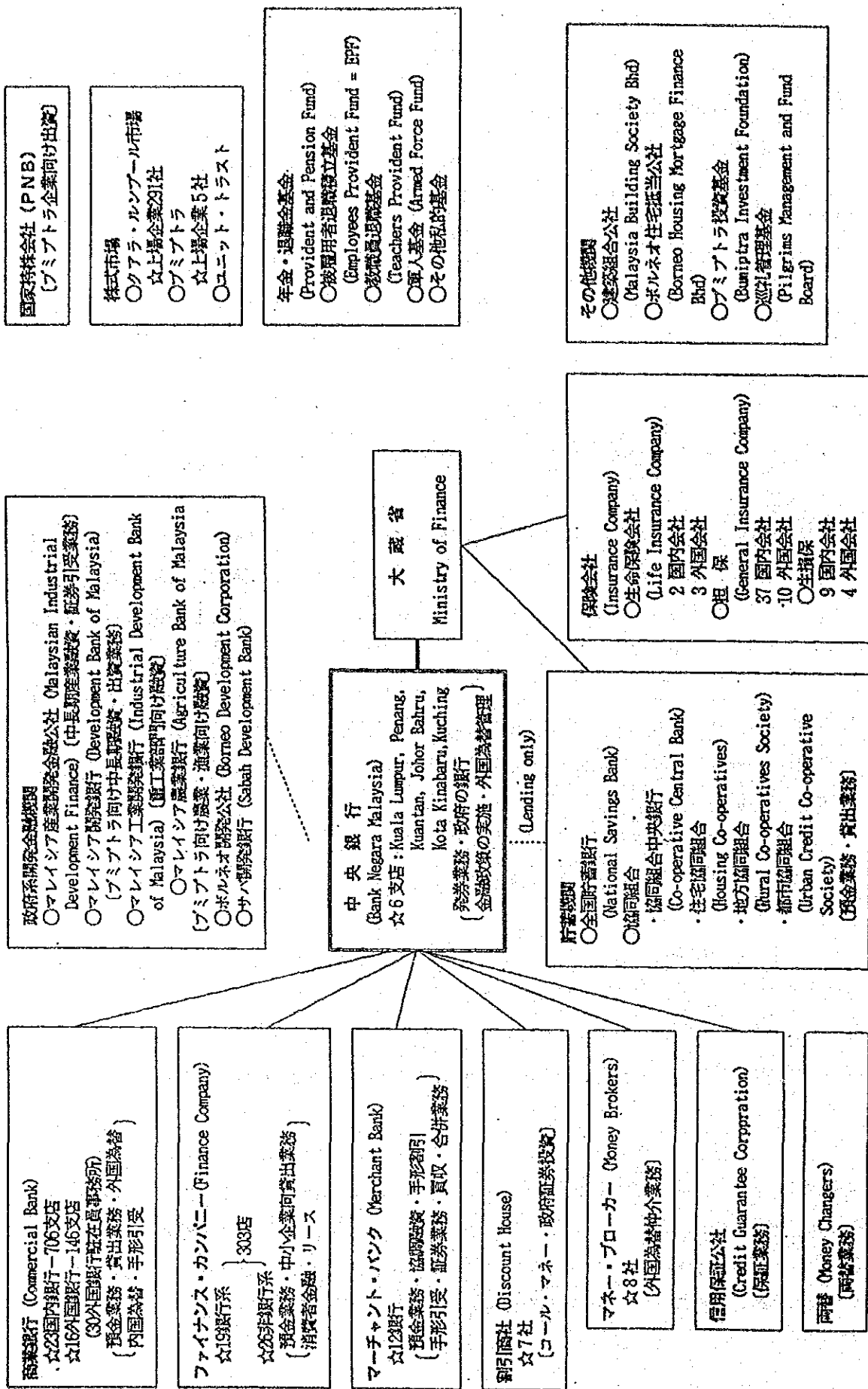
全産業分野では、87年12月末時点で3,785件、18億3,430万ドルのローン(リース含む)実績が示されている。

ローンを融資規模別にみると、25万ドル以下の件数は73.2%を占めるが、全額では14.1%を占めるにすぎない。50万ドル以下でも件数は83%、金額で22.4%を占めている(いずれも87年3月月末時点、承認ベース)。小口案件もM I D Fでは多いことが示される。しかし、こうした小口の融資は危険性が高いとしており、ローンの信用保証は信用保証公社(CGC)を通じて行っている。

ブミプトラ向けローンは2億6,330万ドルで、そのうち食料が7,420万ドルと最大分野となる。

M I D Fの供与するローンの形態としては、(1)事業資金ローン(Project Loans) (2)機械購入資金融資(Machinery Loans) (3)リース・ファイナンス(Lease Finance) (4)工場抵当ローン(Factory Mortgage Loan)などがある。金利は(1)、(2)、(4)の一般スキームで10~11%、世界銀行スキームが7.75%となっている。返済期間は5~15年で、プロジェクトの内容により返済期間は異なる。M I D Fの金利は固定金利のため、市中金利が緩んでいる時期には金利が割高となるという欠点がある。

図Ⅲ・2-1 マレーシアの金融機関(87年6月現在)



出 所: 「マレーシアの金融事情」 東京銀行 クアラ・ Lumpur 支店

※ この場合の中小企業の定義は資本金75万ドル以下である。

現在はベース・レンディング・レート（BLR）が7%と低い時期にあり、借り手にとってはMIDFの金利は魅力がない。またMIDFの原資調達コストも高いため逆ザヤになることすらあるという。

MIDFは融資のほか、資本参加（Equity Participation）や助言サービス、あるいは外国企業との合弁の斡旋なども行う。また子会社のマレーシアで工業用地会社（MIEL, Malaysia Industrial Estates Sdn. Bhd.）を通じて、中小企業向けに標準建売工場（ready-built Standard factory）の売却、レンタルの斡旋もしている。

MIDFの税引前純利益は、景気の低迷を反映して86、87年と低下している。また、産業界の資金需要も低迷しており、ローンの貸し出しも伸び悩んでいる。87年は、中央銀行が新投資基金（New Investment Fund）のうちから3,000万ドルを3年間の借替（ロール・オーバー）でMIDFに貸し付けたために必要な流動性を確保できたとされる。ただし、低利のNIFローンや世界銀行スキームが同じ時期に共存したため、MIDFの一般ローンの貸し出しが伸び悩んだという事情もある。

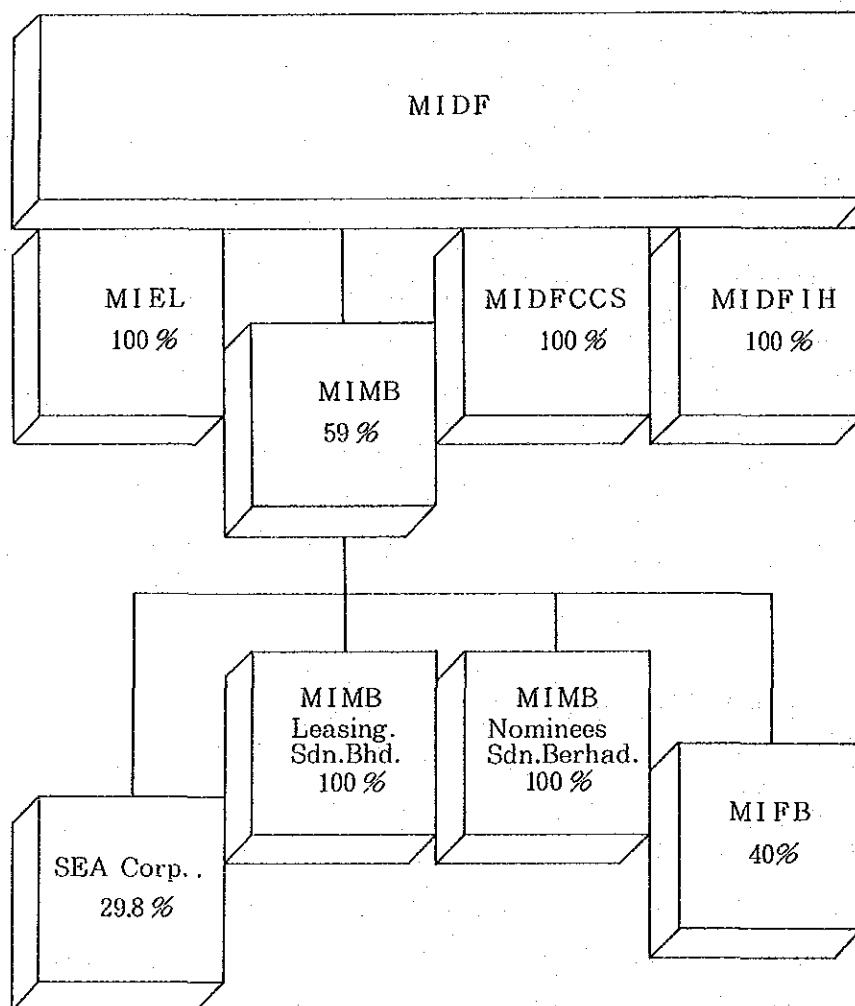
MIDFは傘下に前出のMIELやコンサルティング会社などを有している。グループの構成は、図Ⅲ・2-2の通りであるが、人員はMIDF180人、子会社グループ計で300人、合計480人となっている。

2) マレーシア開発銀行（BPMB, Bank Pembangunan）

1973年に新経済政策（NEP）の下で、主にブミプラ企業育成のため中期資金供与を中心として設立された。産業の中でもとくに食品、プラスチック、エレクトロニクスに重点を置いている。BPMBが供与している世銀スキームによる融資では、6つの主要産業（食品、木材、金属、機械など）に重点が置かれる。BPMBの中小企業スキーム（Small Scale Enterprise Scheme）は、マレーシア政府と世銀と合同で合計1億5,000万Mドルを1990年までBPMB経由で中小企業に融資するものである。マレーシア政府は世銀から金利5%、3年計画で借り入れている。このスキームは、85年にはブミプラ企業に貸し出し先を限定したため、貸し出し実績が少なく、86年には全体の30%をノン・ブミプラに貸し出すことにした。また87年にはと貸し出し枠を300万ドルに拡大させた。ブミプラ企業はそば（noodle）、サービス業、ガソリンスタンド、家具店など小規模なものが多い。ノン・ブミプラ企業は繊維、エレクトロニクス分野が中心的借り手となっており、日系企業もこの融資制度を利用している。

金利はローンで7.75%/年、リースで5.5%と優遇される。抵当（collateral）はプロジェクトの妥当性に応じてローンの70~100%が必要とされている。昨今のマレーシアの景気低迷により資金の回収不能や焦げつきといったケースもあり、深刻な経営難に陥った取引先企業にはBPMBからスタッフを派遣することもある。こうした取引先会社を再建するため86年10月に、BPMB内にプロジェクト再建部（Project Rehabilitation Division）が設けられた。

図III・2-2 マレーシア産業開発金融公社の子会社グループ



略号

- MIDF - Malaysian Industrial Development Finance Berhad.
- MIEL - Malaysian Industrial Estates Sendirian Berhad.
- MIDFCCS - MIDF Consultancy and Corporate Services Sendirian Berhad.
- MIDFIH - MIDF Investment Holdings Sdn.Bhd.
- MIMB - Malaysian International Merchant Bankers Berhad.
- SEA Corp - South East Asia Development Corporation Berhad.
- MIFB - Malaysian International Finance Berhad.

出所：MIDF Annual Report

注：％はMIDFの出資比率を示す

表Ⅲ・2-13 マレーシア産業開発金融公社の業種別融資残高

単位:100万マリン・ドル

業 種	1986年3月末承認残高		1986年3月末承認残高	
	件 数	100万MFL	件 数	100万MFL
金属エンジニアリング	605	272.5	618	294.0
食品, 飲料, タバコ	469	223.6	500	247.2
非金属鉱物製品	136	146.0	139	150.7
木 製 品	330	136.3	342	141.5
繊維・衣類	229	121.2	234	124.7
プラスチック製品	311	82.2	318	84.1
ゴム製品	152	76.4	160	79.6
紙, 印刷	374	71.9	381	74.5
化学製品	76	76.7	78	73.7
皮革製品	26	3.0	26	3.1
その他製品	62	31.0	61	30.6
鉱業・採石	25	12.0	26	12.8
その他非製造品	107	32.2	107	32.2
合 計	2,902	1,285.0	2,990	1,348.7

出 所 : MIDF, Annual Report

表Ⅲ・2-14 マレーシア産業開発金融公社の融資承諾実績（累計ベース）

<u>金型部門</u>	件 数	1,000M\$
1987年3月31日現在	12	1,517.0
1987年4～12月	<u>3</u>	<u>269.0</u>
	<u>15</u>	<u>1,786.0</u>
<u>自動車部品部門</u>		
1987年3月31日現在	51	19,709.2
1987年4～12月	<u>—</u>	<u>—</u>
	<u>51</u>	<u>19,709.2</u>
<u>陶磁器（テーブルウェア、デコラティブ）部門</u>		
1987年3月31日現在	7	11,340.0
1987年4～12月	<u>1</u>	<u>3,000.0</u>
	<u>8</u>	<u>14,340.0</u>
<u>ガラス製品（板ガラス除く）部門</u>		
1987年3月31日現在	2	700.0
1987年4～12月	<u>—</u>	<u>—</u>
	<u>2</u>	<u>700.0</u>
<u>全部門合計</u>		
1987年3月31日現在	3,666	1,727.7 (milM\$)
1987年4～12月	<u>119</u>	<u>106.6 (milM\$)</u>
	<u>3,785</u>	<u>1,834.3 (milM\$)</u>
<u>日本の合弁企業</u>		
1987年3月31日現在	37	68,885.7
1987年4～12月	<u>3</u>	<u>6,000.0</u>
	<u>40</u>	<u>74,885.7</u>

出所：MIDF

表Ⅲ：2-15 マレーシア産業開発金融公社の規模別融資実績（承認ベース，87年3月末）

融 資 規 模	件 数	金額(100万M\$)		
		シェア		シェア
5万Mドル以下	998	33.4	29.3	2.2
5万Mドル超 10万Mドル以下	492	16.5	39.1	2.9
10万Mドル超 15万Mドル以下	322	10.8	42.3	3.1
15万Mドル超 25万Mドル以下	376	12.6	79.2	5.9
25万Mドル超 50万Mドル以下	295	9.9	112.2	8.3
50万Mドル超 100万Mドル以下	198	6.6	157.6	11.7
100万Mドル超 200万Mドル以下	156	5.2	245.9	18.2
200万Mドル超 300万Mドル以下	60	2.0	162.6	12.1
300万Mドル超	93	3.1	480.5	35.6
合 計	2,990	100%	1,348.7	100%

出所：MIDF

B PMBの融資実績をみると、86年は231件、4,871万ドルが承認された。85年は292件、9,655万ドルの実績なので86年は件数で26.4%減、金額で98.2%減という落ちこみ方である。製造業は86年は151件（全体の65.4%）と最大分野である。

86年は、中小企業のローンは207件（89.6%）1,590万Mドル（32.7%）を占めている。（この場合の中小企業の定義は資本金30万Mドル以下のもの。）

中小企業スキームは84年10月から86年12月までで313プロジェクト、3,180万Mドルが承認された。86年には156プロジェクト、1,670万Mドルが承認されており、このうちノン・ブミプトラ企業では9プロジェクト、150万Mドルが承認された。

B PMBはナースリー・ファクトリー・スキーム（Nursery Factory Scheme）も行っている。これはブミプトラ企業が新しいビジネスに参入し易くするため、土地の確保、工場建屋の建設、コンサルティングなどをB PMBが肩がわりして実施するもので、85年2月に第1号のNFSがケランタン州の工業団地内に設けられスタートした。ここは25の工場ユニット、2つの店舗、管理事務所から構成されている。

また、Plant Hire Operations というプログラムもB PMBでは行っている。これはB PMBが工場、機械設備、機械のオペレーターに至るまでブミプトラに貸し与えるという、一種の丸抱えリース方式である。レンタルの実績をみると、85年は1,139件、677の新規クライアントがあったが、86年はそれぞれ968件、633と減少している。86年末におけるこの事業のスタッフ数は120人で、そのうち66人がプラント・オペレーターである。レンタルからあがる収入は、86年は前年比17%減の390万Mドルだった。

このほか企業家トレーニングプログラムを、MARA、全国生産性センター（NPC）などと共同で実施し、86年末までに1,540人の経営者が訓練を受けた。このうち233人がB PMBより合計1,400万Mドルの資金を借り、事業を開始あるいは拡張している。86年だけでみると訓練受講者は445人、うち資金的援助をB PMBから受けたのは23人で120万Mドルが供与された。

B PMBの人員総数は470人（86年末）で、職員の研修にも力を入れている。日本の銀行に派遣し、研修を受けさせたこともある。また韓国の銀行に研修生を派遣したこともある。

3) その他の開発銀行

以上の2行の他、開発銀行としてはマレーシア工業開発銀行（Bank Kemanjiaan）とマレーシア農業銀行（Bank Pertanian）がある。前者は造船、重化学工業関連エンジニアリングローン、資本財向け輸出信用の供与などを行っている。後者は国家農業政策（National Agricultural Policy）に沿った農業向けのローンを供与している。この他、地域開発のために設けられたサブ開発銀行とボルネオ開発公社がある。

工業部門に対する資金融資の内訳を示したのが次表である。銀行システムでは工業部門に対して

表Ⅲ・2-16

工業部門への金融機関別融資実績

	1986	1987	1987年末
	前年比伸び率(%)		100万MF
銀行システム	3.7	0.8	10,517
商業銀行	4.4	1.8	9,124
ファイナンス・カンパニー	-6.6	-3.8	555
マーチャント・バンク	4.2	-5.7	838
工業融資機関	0.7	-16.7	642
サバ開発銀行	-6.4	-67.4	44
マレーシア工業開発金融公社	-11.6	-11.4	296
マレーシア開発銀行	39.0	0.7	165
マレーシア工業開発銀行	18.9	5.1	109
ボルネオ開発公社	-5.7	-8.1	11
マレーシア工業団地公社	-10.9	-22.6	17
合計	3.5	-0.4	11,159

出所：中央銀行年次報告書1987年版

87年末時点で 105億 1,700万ドルが融資されているが、そのうち商業銀行が87%を占めている。政府系の工業融資は 6億 4,200万ドルとなり、そのうちマレーシア産業開発金融公社が最大部門となっている。

なお、ASEAN JAPAN DEVELOPMENT FUND (AJDF) の合計20億米ドルのうち、マレーシアに振り向けられる基金も、上記の4つの開発銀行経由で個別の民間企業に供与される予定とのことである。

4) 新投資基金 (New Investment Fund)

中央銀行 (Bank Negara) が関与する制度融資としては、新投資基金 (N I F) と信用保証公社 (Credit Guarantee Corporation, C G C) があげられる。

N I Fは85年9月に国内の新規設備投資を促進する目的で、当初資金規模10億Mドルで設立された。その後増額されて17億Mドルとなった。しかし87年12月末に一部の特別枠を除いて枠が満杯となったため、製造業、観光業向けローンは廃止された。

貸出金利は、ファンディング・レート (中央銀行の現行ファンディングレートは5%) プラスマージン 1.5%さらに貸出リスクとして1.25%を商業銀行は上乗せできる。従って商業銀行の最高貸出金利は7.75%となる。与信責任は商業銀行が負う。

融資条件はプロジェクト費用 (土地代除く) の75%、一プロジェクト当たり最高 500万ドル。融資期間は最長5ヵ年となっている。

中央銀行によれば、N I Fを87年12月末で打ち切ったのは、市中金利も低くなっており、資金需給も緩和しているため打ち切るタイミングと判断したとされる。

N I Fの発足当初は商業銀行のみが対象とされたが、86年2月からは他のマーチャント・バンクとマレーシア産業開発金融公社 (M I D F) とマレーシア工業開発銀行 (Bank KemaJuaan)の2つの開発銀行にも認められた。

金利については表Ⅲ・2-17参照。

87年6月末におけるN I Fの承認を産業セクター別にみると、下表のとおり、製造業分野は5億 8,570万Mドルと承認額全体 (8億6,570万Mドル) の67.7%を占めている。

融資承認件数を銀行タイプ別にみると、地場商業系銀行161行が、87件 (全体244件の35.7%)、外国銀行8行で82件 (33.6%) 開発銀行2行49件 (20%) となっている。

また外国系企業 (Non-Resident Controlled Companies, N R C C) に対するN I F承認状況をみると、承認額全体の35.6%に当たる3億780万ドルをN R C Cが占めた。つまり外国系企業も1/3以上の融資を使用したことになる (表Ⅲ・2-19)。

製造業分野別にみると、電気製品 (19件の申請の全体の申請は 180件以下同じ)、食品 (26件)、金属 (18件) などとなっている (表Ⅲ・2-20)。

表Ⅲ・2-17

新投資基金の貸出しレート及びファンディングレート

実施年月日	最高貸出しレート	ファンディングレート
	年率 (%)	
1985年9月17日	11.00	8.25
1986年10月24日	10.00	7.25
1987年2月18日	9.00	6.25
1987年4月1日	8.25	5.50
1987年6月1日	7.75	5.00

出所：中央銀行 Quarterly Bulletin, 87年9月号

表Ⅲ・2-18

新投資基金の産業別承諾状況

産業分野	承諾プロジェクト		承諾申請数		プロジェクト・コスト	承諾金額
	件数	シェア(%)	件数	シェア(%)		
					100万ドル	
農業	51	23.7	56	22.9	694.2	246.9
製造業	161	73.5	180	73.8	1,011.2	585.7
観光業	6	2.8	8	3.3	57.5	33.1
鉱業	—	—	—	—	—	—
合計	218	100.0	244	100.0	1,762.9	866.7

出所：中央銀行 Quarterly Bulletin, 87年9月号

表Ⅲ・2-19 新投資基金の外資系企業へのローン

	銀行				
	国内	外国系	マナントバンク	開発銀行	合計
プロジェクト・コスト (100万Mドル)	288.5	126.6	87.5	18.1	520.7
承諾金額 (100万Mドル)	157.4	104.9	34.3	11.2	307.8
シェア (%)	(18.2)	(12.1)	(4.0)	(1.3)	(35.6)
申請件数	23	20	11	6	60
内 訳	プロジェクト・コスト		承諾額	申請件数	
	100万Mドル				
農 業 製 造 業	27.8		15.9	5	
	492.9		291.9	55	
合 計	520.7		307.8	60	

表Ⅲ・2-20 製造業への新投資基金ローンの内訳

分 野	プロジェクト・コスト	承諾額	シェア (%)	実行額	申請 件 数	プロジェクト 件 数
	100万ドル			100万ドル		
加 工	102.9	64.3	10.9	48.4	18	18
食 品	79.0	37.5	6.4	21.6	26	22
飲 料	7.9	5.8	0.9	4.8	2	2
織 維	37.5	22.7	3.9	11.5	7	6
木 製	14.4	8.9	1.5	0.4	9	9
紙 製	8.6	6.0	1.2	5.5	8	8
印 刷	18.8	13.8	2.4	13.8	3	3
化 学	54.6	20.0	3.4	7.5	9	8
石 油	3.3	2.4	0.4	—	1	1
ゴ ム 製 品	28.1	17.5	3.0	7.4	11	11
プ ラ ス チ ッ ク	29.8	14.0	2.4	9.8	10	9
非 鉄	54.6	26.7	4.6	14.3	13	12
金 属	177.2	96.6	16.5	46.0	18	18
機 械	19.0	11.7	2.0	11.7	4	3
電 機	297.4	207.7	35.4	96.3	28	19
輸 送 機 器	12.5	4.9	0.8	3.9	7	6
そ の 他	65.7	25.2	4.3	6.8	6	6
合 計*	1,011.2	585.7	100.0	309.8	180	161

* 合計額は端数処理のため一致せず

N I Fは金利も低く、また製造業を中心としたローンであったため、民間企業で人気が高まっていた。87年12月に打ち切られたことからN I Fの復活を求める声が強いが、中央銀行のTan Sri Jaffar Hassein総裁は、88年3月末に記者会見を行い、既に市中金利が十分に下がっている（現在の商業銀行の平均貸出し金利が9.7%）ためにN I Fを復活することはないと言明している。

5) 信用保証会社 (Credit Guarantee Corporation, C G C)

信用能力の低い中小企業向け融資を促すために、72年に会社法 (Company Act 1965) に基づき信用保証公社が設立された。C G Cは中央銀行が株式の20%を保有し、残りは38の商業銀行が所有している政府系の金融機関である。資本金25万Mドル以下の中小企業に対して商業銀行が融資した際に、C G Cはその融資を保証する役目を果たす。中小企業の場合一般的にビジネス・リスクが高く、商業銀行も貸し出しに消極的となるためC G Cが設けられた。商業銀行は保証料率 0.5%をC G Cに支払い、C G Cは商業銀行融資の60%を保証する。

C G Cの保証に基づく中小企業向け貸し出しには、以下の3つのタイプがある。

- (1) 一般保証制度 (General Guarantee Scheme, G G S)
- (2) 特別融資制度 (Special Loan Scheme, S L S)
- (3) Hawkers and Petty Traders Loan Scheme (H P T)

(1)は73年に開始され、融資はオーバードラフトか証書貸付で行われるものを対象とする。融資限度額は、ブミプトラ企業で20万Mドル、非ブミプトラが10万Mドルとなっている。3万Mドル以下の無担保融資 (Clear Basis)も対象とされる。

(2)は81年に開始され、5万ドルM以下の無担保融資によって中小企業へのローンを促進しようとするもの。払込み資本金25万Mドル以下で、総信用枠25万Mドル以下の企業が対象となる。

(3)は86年末から新たに開始されたもので、ブミプトラ銀行やマラヤ銀行 (Malayan Banking Bhd.) など4つの銀行経由で実際に行われている。この背景には、失業者が屋台などの分野で就職が可能となるようにとの配慮があって発足した。新投資基金のうちから、3,000万Mドルがこのスキームのための資金として拠出された。融資限度は2,000Mドル (最低額は500Mドル) と小口で、利率は年4%、最長返済期間3年、無担保といった条件である。

86年末の融資残高7億5,048万Mドルのうち、S L Sが6億4,289万Mドル (85.7%) を占めている。85年は397件、1,334万Mドルだったが、86年には337件、1,167万MドルとS L S融資実績は落ちこんでいる。S L Sの融資実績 (86年) を産業セクター別にみると、ビジネス・ローン (小売りや屋台が中心) が件数で5,854件、金額1億400M万ドル、工業ローン337件、1,200万Mドル、農業ローン499件、1,100万Mドルとなり、ビジネスロンナーが、件数で全体の87.5%、金額で82%を

占めている。つまり工業ローンは全体の10%程度と少ないシェアしか占めていない。工業ローンの業種別内訳は、建材、木製品及び家具、食品などが中心で、金属工業には48万Mドルしか融資されていない(86年)。

マレーシアのサポーター産業を構成する中小製造業への融資を、いかに促進してゆくかが今後の課題となろう。

CGCによれば、現在の3つのスキームを1つにまとめる計画もあるという。また、国内の景気低迷によりCGCスキームの融資実績も伸び悩んでいることから、今後は積極的に中小企業の有望プロジェクトを発掘し、CGCが保証を与えることにより商業銀行が融資し易くするような新たな企画に取り組む計画もある。

金利は、一般保証制度(GGS)と特別融資制度(SLS)では86年には10%だったが、87年4月1日から9%に引き下げられている。また前述した通り、商業銀行は中央銀行の規制によって、一定額以上をCGCのスキームに基づき中小企業に貸し出すことが義務付けられているが、枠を満たすことができない銀行も多数あるのが実情である。

CGCのスタッフは現在46人で、日本の中小企業の信用保証関係団体とも意見交換しており、アセアン各国にある同種の保証機関で協会(Association)を設立するという計画もあるといわれる。

2-2 アジアNIE S及び日本の産業振興策

マレーシアの産業振興策の特徴を把握するために、アジアNIE Sである韓国、台湾及び日本のこれまでの産業振興策を振り返ってみることが有益である。以下で簡単に韓国、台湾、日本の産業政策の足跡を概述する。

2-2-1 韓国の産業振興策

韓国の産業振興策は、官主導による輸出志向工業化を強力に推進してきたという大きな特徴がある。朝鮮戦争後、50年代には他の発展途上国と同様、輸入代替工業化政策を開始したものの、国内市場の狭さという制約に直面し、輸出市場を狙った輸出志向工業化政策へと60年代初期には転ずることとなった。輸出を“成長のエンジン”として活用し、今日の経済成長をもたらしたという意味で、韓国の工業化は途上国の開発政策面で大きな影響を与えるものとみられる。

以下では韓国の工業化政策、産業振興策の足跡を、第1次～第6次の各次の経済開発5カ年計画（以下単に5カ年計画）の目標に即して概観してみよう。※1

(1) 50年代の工業化政策

韓国は、1950年から3年間にわたる朝鮮戦争によって工業化の基礎となる工業基盤は破壊された。また、戦前から北側朝鮮に工業が集中していたこともあり、南北分裂後、韓国には工業が少なく農業部門のみが存在していた。朝鮮戦争の被害の規模は、当時の韓国の国内総生産の2年分にも相当するといわれるほど壊滅的な打撃であった。韓国の工業化は、わずかに残された農業と軽工業に依存して開始されることになったのである。

50年代の工業化を推進したのは、米国からの援助がベースとなる※2。極東における反共の橋頭堡として、米韓相互安全保障協定が結ばれ、米国からPL480による援助物資（小麦、原糖、原綿）が大量に韓国に投入される。これら援助をもとに、製粉、精糖、繊維のいわゆる「三白産業」がこの時期に繁栄する。しかし、こうした三白産業を中心とする工業化も長続きはしなかった。狭小な国内市場はまたたく間に充足され、50年代末には過剰設備投資が顕在化する。

※1 韓国の工業化計画については以下の文献を参考とした。

- ① アジア経済研究所 韓国の工業化発展の構図
- ② “ アジア諸国の現地化政策 第7章
- ③ 渡辺利夫 韓国ヴェンチャー・キャピタリズム

※2 この時期の米国からの援助は、61年までで30億ドル以上にも達している。

さらに60年代になると米国の対韓援助も無償から借款援助へと切り換わり、これまでの対米援助依存から脱却することが必要とされた。

61年5月16日の軍事クーデターで登場した朴政権は、この後79年に暗殺で倒れるまで、首尾一貫した政府主導による工業化政策を採用する。朴政権の目指す経済開発の方向が、「輸出志向工業化政策」であった。

この政策は、韓国に豊富に存在する低賃金労働力を利用して、労働集約的な製品を輸出市場で販売し、工業化を推進するというものである。こうした政策の当時の背景として①韓国は過剰人口を抱える農村地域が主体で、工業化のための資本財は先進国から輸入せねばならない。輸入のためには輸出によって外貨を獲得せねばならないが、輸出しうる商品は労働集約的な軽工業品しかない②60年代の世界経済は「同時的拡大」の時代で、輸出環境は良かった。先進国では急激な産業構造の転換が起っており、このため労働集約的な産業は先進国で衰退しつつあり、この分野に韓国の進出は可能であった一などが指摘される。

このようにして朴政権の下で経済開発5カ年計画が開始された。

(2) 第1次経済開発5カ年計画(1962~66)

第1次5カ年計画では、社会的、経済的悪循環の是正、自立経済達成の基盤構築を基本目標とし、エネルギーの確保、社会間接資本の拡充、基幹産業の建設、輸出増大による国際収支改善などを重点目標として掲げた。

しかし、国内貯蓄も少なく積極的な外資等入が図られたが、結果は不調であった。また62年の通貨改革に伴う混乱も加わり、計画は2年目にして行きづまり、3年目からは目標値の下方修正が行われた。この下方修正の過程で、輸出入リンク制度の強化、輸出金融金利の引き下げ、韓国貿易振興公社(KOTRA)設置などの輸出指向への傾斜が強まる。

例えば民間主体の輸出産業を育成すべく、輸出所得税減免、特別償却といった優遇税制や輸入関税の免除、政府特別融資なども行っている。

この期間中に輸出は62年の5500万ドルから66年には2億5400万ドルと5倍近くも増大する。輸出商品は繊維・雑貨などの軽工業品が中心となる。

なお、第1次計画において外貨不足を打開する契機として①対日請求権資金の等入(無償、有償資金供与※、65年の日韓国交正常化により実現)②ベトナム戦争への韓国軍の派兵により、1億5000万ドルの借款導入に成功、ベトナム特需一などもあったと指摘されている。

第1次計画において明確となる輸出志向型開発戦略は、きわめて政治的リスクの高いものでもあった。これは、1つには投資資金を外国資本に依存することによりまかなわねばならず、62年の全投資

※ 66年から10年にわたり有償2億ドル、無償3億ドル供与

額の83%もが外国資本によるものであった。また、65年央までは、50年代から累積していた外国からのローンを、輸出所得によって返済する見通しは全くたっていないかった。朴大統領が、62年12月以降、政府高官と財界リーダーとで構成される「輸出促進のための拡大委員会」で自ら座長をつとめ、輸出振興の先頭に立ったのも当然であった。

(3) 第2次経済開発5カ年計画(1967-71年)

第2次計画では産業構造の近代化に向けての重化学工業化の推進、輸出増大と輸入代替の促進による国際収支の改善、雇用の増大などが図られた。

この間政府は育成すべき重点産業を選定し、具体的振興・育成策を制定した。これは(1)石油化学育成法(66年)、(2)造船工業振興法(67年)、(3)機械工業振興法(67年)(4)電子工業振興法(69年)(5)鉄鋼工業振興法(70年)(6)非鉄金属製錬事業法(71年)の6業種である。この業種の選定基準としては①外貨獲得率の高さと産業としての開発可能性、②他産業との連関効果と雇用創出効果③産業としての基幹性などが重視された。

具体的な育成策としては、政府が参入企業を許可制にし、税制、金融(振興基金の設置)面での特別優遇措置を定めた。

さらにインフラ整備の一環として、工業団地の造成に着手し、輸出産業工業団地開発法(64年)、輸出・自由地域設置法(70年)、産業基地開発促進法(73年)を制定する。10数カ所の大規模工業団地に集中されたため、工業化推進面では効率的ではあったが、韓国の南東部の海岸地帯に集中する結果となり、労働者の移動に伴う住宅整備などのコストは大きかった。

69年には台湾の高雄輸出加工区をモデルとした馬山自由地域が創設されている。

第2次期間中に高速道路網(京釜高速道路、京仁高速道路)の整備や総合製鉄所計画も推進された。総合製鉄所建設計画は、米、独、英、伊などの製鉄会社から成る「韓国総合製鉄会社設立借款団(KISA)」が66年12月に結成されたが、米、独が経済性が低いという理由で参加を拒否し、一時暗礁に乗りあげた。しかしこれも日本の協力によって70年4月ようやく着工され、70年代の重化学工業化の進展をもたらすこととなる。

(4) 第3次経済開発5カ年計画(1972年~76年)

第3次計画では本格的な重化学工業化に向けての産業構造の高度化が図られる。このためいくつかの重要な法令が制定されている。例えば、73年には66年8月に制定された外資導入法が改正され、外資導入が工業化の柱の1つに位置付けられる。

さらに重化学工業化のための金融関係諸機関が設立される。国民投資基金(76年)、韓国土地金庫(75年)、韓国輸出入銀行(76年)、などが続々と設けられ、貸付け金利の優遇、利子補給が実施さ

れ、重化学工業のためのインセンティブ供与が強化された。

繊維、はき物など労働集約的業種から、石油化学、造船、鉄鋼などの資本財の輸入代替業種が重点産業に指定される。

本計画2年目の73年に第1次石油危機が発生したため外貨不足に陥るが、これを中東の建設事業やたくみな輸出市場の選定などで乗り切る。しかし石油危機は、韓国の従来の過度の輸出促進的政府助成による開発戦略の変更をもたらす。資本財や中間財などの輸入代替による重化学工業化を促すとともに、直接的輸出インセンティブ（税制、優遇金利）にかわり、輸出促進的為替レート、輸出加工区、輸出型外国企業誘致といった間接的インセンティブを重視するようになる。

この期間中には、浦項総合製鉄所の完成、現代自動車による「ポニー」の生産開始、現代造船の26万トンタンカー建造などに象徴される重化学工業化が進展する。

(5) 第4次経済開発5カ年計画（1977年—81年）

第4次計画では、産業構造の高度化、技術革新を重点目標とし、消費財の量的拡大から、高級化への移行、重化学工業化率の引き上げを目指して機械産業の国産化率を設定した。

72年11月に朴大統領は80年には100億ドルの輸出を達成すると目標を提示していたが、77年には10億ドル輸出目標を達成してしまう。「西独が10億ドルから100億ドルになるまで11年、日本も16年を要したのに対し、韓国は7年でなしとげた」と77年12月22日のソウルでの大祝賀会で朴大統領は演説したのである。

しかし、第4次計画は、韓国が長期計画に着手して以来、初めて目標値を大幅に下回る結果となる（表Ⅲ・2-21）。第2次石油危機の発生、先進国の低成長、保護主義化、それにこれまでリーダーシップを発揮してきた朴大統領の暗殺などといった背景がある。さらに過去の韓国の急速な工業化がもたらしたひずみがこの時期に顕在化したこともある。政府が強力に推進してきた重化学工業化が財閥中心に進められた結果、中小企業の育成が遅れ、このため資本財、中間財輸入の増大によって貿易赤字が恒常化してしまう。またインフレによる賃金上昇によって労働集約商品は比較優位を失い、後発途上国の追い上げにあうようになった。

また、80年から財閥企業の整理と重工業企業の統廃合など重化学部門の調整が始まったが、これは経済界に混乱を与え、経済活動は萎縮した。

表Ⅲ・2-21 韓国の経済開発5ヵ年計画と実績 (第1次～第5次各計画期年平均)

単 位	第1次計画 (1962～66年)		第2次計画 (1967～71年)		第3次計画 (1972～76年)		第4次計画 (1977～81年)		第5次計画 (1982～86年)	
	計 画	実 行	計 画	実 行	計 画	実 行	計 画	実 行	計 画	実 行
経 済 成 長 率	7.1	8.5	7.0	9.7	8.6	10.1	9.2	11.6	7.6	8.7
人 口 当 り 産 出 額	2.81	2.75	2.20	2.24	1.5	1.7	1.59	1.35	1.6	1.4
投 資 率	11.126	13.153	36.069	45.197	123.951	132.748	732.000	1,095.000	1,335.000	2,024.000
外 債 借 入 額	—	(60年価格) 307	—	(65年価格) 437	—	(70年価格) 650	1,512	(經常価格) 1,607	2,229	2,296
農 業 産 出 額	22.6	(75年価格) 15.1	19.0	26.4	24.9	(75年価格) 27.8	26.2	(經常価格) 35.5	28.4	30.3
林 業 産 出 額	9.2	6.1	11.6	13.1	19.5	18.2	21.2	23.9	26.1	27.1
水 産 産 出 額	13.4	8.8	7.5	12.9	5.4	9.8	2.0	11.2	2.1	3.2
工 業 産 出 額	34.0	31.7	34.0	28.8	22.4	24.0	18.5	19.8	14.9	—
建 設 費 用	27.2	25.7	26.8	20.9	27.9	29.5	40.9	31.3	32.7	—
貯 蓄 率	38.8	42.6	39.2	50.3	49.7	46.5	40.6	49.1	52.4	—
経 済 活 動 総 産 出 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経 済 活 動 総 産 出 額 (100万ドル)	137.5	250.6	—	847.5	—	—	1,172	—	400	4,617
輸 入 額	492.3	673.2	350	1,132	3,510	7,815	20,242	20,881	35,700	34,715
輸 出 額	—	10.3	894	2,178	3,983	8,405	18,872	24,299	35,100	31,584
貯 蓄 率	—	15.4	—	15.3	—	30.9	—	—	—	—
貯 蓄 率 (1)	—	—	—	13.4	—	21.0	—	—	—	—
貯 蓄 率 (2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) (1)各計画期最終年度の教値

(2)平均値

(原資料) 全国経済人連合会「韓国経済開発概観」：経済企画院「主要経済指標」, 1986年：IMF, International Financial Statistics, 1986.

(出所) アジア経済研究所「韓国の工業化」

(6) 第5次経済開発5カ年計画(1982年～86年)

第4次計画の過程で露呈した韓国経済のひずみを是正し、経済の量的拡大から質的な充実をめざし、①安定、②能率、③均衡が基本目標とされた。量的拡大戦略は、たしかに短期間で高成長を達成するには効率的であった。しかし、通貨供給量の増大、貯蓄率の低下などをもたらし、国際競争力を低下させ、国際収支の赤字をもたらすことにもなった。また、所得階層間の格差増大や地域間のアンバランスを生ずることにもなった。

このような問題点の克服を目指して第5次計画はスタートしたが、82年を境として、インフレも鎮静化し、通貨をバスケット方式による変動相場制に移行(80年)、対ドルレートも徐々に切り下がっていく。

81年以降の開発戦略は①物価の安定②市場の開放③バランスのとれた経済成長をめざす点に特徴があった。物価安定は金融引締め策と緊縮財政、賃金抑制によって達成が図られた。市場開放策も81年に経済企画院の中に公正取引委員会が設立され、独占規制、公正取引に関する法律が制定されて以来推進され、輸入自由化品目率も79年の68.2%から82年74.7%、86年には91.5%へと急速に推進された。外国投資が可能な業種も年々拡大されてきている。③については工業の地方への分散、所得の公平な分配などが図られたが、必ずしも満足のゆく結果とはなっていない。

第5次計画の後半、85年秋以降の「三低有利」現象は、韓国の経済成長と輸出にとっては極めて明るい材料だった。石油・一次産品価格下落による物価の安定、経常収支の改善とくに86年には経常収支黒字46億ドルを計上しており、対外債務残高も減少(85年末468億ドル→86年末445億ドル)したことは、この計画期間中の画期的事項として指摘される。

(7) 第6次経済開発5カ年計画(1987-91年)

第1～第4次に至る5カ年計画では経済のパイを拡大することに専ら力点が置かれ、その後、これに伴う種々のひずみが顕在化する。第5次計画ではこれらのひずみの是正がポイントとなったが、第6次計画では「国際収支黒字基調の定着」などの「自立成長基盤の造成」に力点が置かれている。

第6次計画の主要政策としては以下の6点があげられている。

- (1) 雇用機会拡大のための適正成長の継続
- (2) 国際収支黒字基調の定着と外貨負担の緩和
- (3) 産業構造調和の促進と技術立国の実現
- (4) 地域間の均衡発展と地方経済の活性化
- (5) 国民福祉の増進と衡平化の促進
- (6) 市場経済秩序の活性化と政府機能の再定立

第6次計画を実現してゆくうえで現下の国際情勢にはきびしいものがある。米国の保護主義化と韓国への市場開放圧力、通貨切り上げの圧力、後発途上国からの追い上げも急ピッチで進行している。これまで過度に進行してきた輸出依存体質を是正するにはしばらく時間がかかろう。

また、国際収支改善も、「三低」という外的要因によるもので、この状況がいつまでも続くという保証はない。中間財、部品の供給を行う中小企業の育成によって経済基盤の強化を図ることも必要となろう。

輸出商品の高度化を図り、後発途上国との競合を克服するには、先端技術に関する技術移転や研究開発能力を強化することが肝要となる。このため、第6次計画では、GNPに占める科学技術投資比率は、85年の1.7%から91年には2.5%に増大するとみている（表Ⅲ・2-22）

これまで韓国の経済発展を支えてきた財閥の企業経営も転機をむかえている。第1には財閥トップの世代交代が進みつつあること。第2には韓国経済の中で財閥の占める比重が大きくなりすぎ、独占状況に関する批判も高まっていること。第3には産業構造の高度化を進めるうえで「少品種大量生産」から「多品種少量生産」へのシフトが求められるようになり、財閥のトップダウン式経営、情報集中などの経営様式がどこまで通用するかといった点である。

第6次計画計画の実現は、外的国際経済・政治状況に左右される面が強いとみられるが、韓国の自立的経済基盤が確立され、先進国経済への仲間入りが可能となるかどうかの重要な時期にもあたっている。

表Ⅲ・2-22 韓国の第6次計画の経済社会指標

	単 位	1985	1986 (展望)	1991 (展望)
総人口	1,000人	41,056	41,569	44,094
国民総生産	億ドル	831	920	1,660
GNP成長率	実質, %	5.1	9.0	7.0
1人当りのGNP	ドル	2,032	2,200	3,800
産業構造	} 經常, %	100.0	100.0	100.0
農業		14.3	13.1	10.9
林業		30.6	30.1	32.9
漁業		29.1	28.7	31.8
製造業		55.0	56.8	56.2
建設業				
その他				
投資率	} %	31.2	29.8	31.0
(固定投資率)		30.6	30.9	30.5
国内貯蓄率		28.4	30.6	33.0
海外貯蓄率		3.1	-0.8	-2.0
経常収支	} 億ドル	-9	20	40
貿易収支		0	25	48
輸出		264	317	544
輸入		264	292	496
純外債	} 億ドル	468	475	461
外債		355	357	237
平均寿命	} 歳	64.9	65.3	67.3
(男)		71.3	71.8	73.9
(女)	} %	67.0	70.0	80.0
普及率		49.8	54.0	70.0
道路舗装	} 台/100人	(29.1)	(38.0)	(60.0)
地方道路		15.8	18.0	26.0
電話普及率	} %	69.9	70.1	71.5
住宅普及率		53.0	56.7	100.0
医療保障受恵率	} %	9.2	9.3	58.5
年金受恵率		49.3	48.9	45.2
大学進学率	} %	1.7	2.0	2.5
GNPに占める科学技術投資				

(出所) アジア経済研究所 「韓国の工業化」

(8) 韓国の産業政策の特徴

以上みた通り、韓国の産業政策、工業化政策には、まず第1に官主導で進められたという特徴が指摘できる。第2には輸出をベースにした経済開発を目指し、輸出企業に対して手厚い優遇措置を与えたこと。第3には工業化に必要な資本を、外国からの借款や直接投資に依存したことがある。第4には、経済開発のモデルとして日本を念頭に置き、日本での諸制度を模倣した機構を作り、政策もまた類似したものを導入している。例えば輸出振興機関としてJETROに類似した韓国輸出振興公社(KOTRA)を設立したことなどに表れている。

韓国の産業振興策として有効に働いたのは金融制度であったとみられる。限られた資金の配分を官主導で誘導することによって第1次計画以降の各次計画を推進してきた。韓国の政府系金融機関は各次経済開発計画の重点政策に対する資金の配分を担当し、実行してきた。

輸出金融については、通常金利よりも大幅に低い金利の適用など優遇措置がとられていたが※、とくに第2次計画以後は、個別重点育成産業ごとに資本財、原材料の輸入、税制などについて優遇育成措置がとられた。前述した重点産業、たとえば「機械工業振興法」(67年)にもとづく「機械工業育成資金」の設置など資金面で各産業別に振興策がとられた。また工業団地造成資金、石油化学工業建設資金など重化学工業化のための融資制度を拡充していた。

第3次計画期には「国民投資基金」を作り、重化学工業と輸出向けの長期資本供給の拡大を図った。

韓国の金融の特徴として、非制度的金融である「私債」の存在がある。私債とは個人や企業の余裕資金が銀行などの制度的金融機関に向けられず、手形の買付けや企業への直接貸付けに回され、高利の実勢金利を得ようとする金融のことである。私債金利は月利4~6%にも及ぶが、政策金融の恩典を受けられない中小企業や財閥傘下企業ですら私債に依存するのが一般的である。

また、韓国には「契」と呼ばれる相互扶助金融の習慣もあり、この「契」で集められた資金が金融ブローカーを介して私債市場で高利運用されている。81年の調査では、韓国民の家計貯蓄の64%が私債や契などの私金融市場に流れているとされる。

こうした民衆の「アングラ」金融市場が大きいために、韓国の国内貯蓄は26.5%(84年)と、台湾の30.5%、日本の31.6%と比べて今なお低い状況にある。

韓国の経済開発を資本面で支えてきたのが、外国からの借金によるものであったという背景には韓国内の非制度的要因があったためである。外国からの借り入れに依存しない自立的金融制度の確立には、国民の貯蓄をいかに金融機関に集中できるかも重要なポイントとなる。

第3次計画の重化学工業化政策を推進するうえでは税制上のインセンティブ供与も効果があったとみられる。たとえば、石油化学、造船などの重点育成産業に投資を行った企業には、法人税と所得税が3年にわたって完全に免除され、その後の2年間は50%免除される。また、投資した企業に対して8%(国産機械設備の場合は10%)の投資信用か、あるいは100%の特別減価償却許可のいずれかが与えられた(74年)。

このような、金融、税制面でのインセンティブが、韓国の財閥の民間活力を刺激し、民間投資と経済発展の好循環をもたらしたものとえよう。また、韓国の国民が子弟の教育に熱心であり、良質の労働力が豊富に利用可能だったことも、韓国内で産業振興策が推進される基礎的要件として指摘できる。

今後の韓国の産業政策は、先端技術やエンジニアリング関連技術を育成、強化し、国際競争力を付ける方向にむかうものとみられる。米国からの市場開放の圧力も強まり、後発途上国の追い上げも加わっている中で、韓国の産業政策も自由化を推進し、先進国の仲間入りを目指すという新たな課題に取り組むことが迫られている。

※ 低利融資の果たした役割は大きいとみられる。例えば1965年には商業貸付金利が26%だったのに、輸出企業は6.5%の低利で必要資金の78%まで借入れできたとされる。

2-2-2 台湾の産業政策

産業政策の変遷

(1) 産業政策の出発点

台湾の工業化は、戦前の日本統治時代に建設された、日本独占資本および日本人中小企業の産業設備、インフラストラクチャーの国有化による国家資本独占体制からスタートしている。産業・企業の再建から出発する形となっているため、旧設備の復旧から生産拡充へと移行するのは容易に実現できたといえる。主要工業品の生産は1952年頃にはおおむね戦前の最高水準をも上回る体勢に入っている。また、台湾の産業政策、工業化戦略の基本土台となったのが、1949年に断行された通貨改革と、49年から53年にかけて実施された農地改革およびこの時期に流入してきた大陸資本の存在があげられる。

建国当時の台湾は600万人の人口のうえに200万人にのぼる大陸流入者を抱え、人口急増による雇用問題や日本との経済関係が断ち切られたことによる経済活動の停滞、物価上昇という厳しい事態に直面していた。こうした事態に対し政府のとった姿勢が、ひとつは財政・金融政策に依存しない貨幣的均衡主義を目指した通貨改革であり、他方が、国民党政権が台湾における政治的基盤を固めるため実施した、土着地主階層の解体を狙った農地改革であった。

通貨改革により、台湾政府の経済に中立的な財政・金融政策の基本的姿勢が形成され、以後比較的安定した物価の維持、健全な貯蓄—投資メカニズムの育成に結びつくことになった。また、農地改革による農地徴収の代償として、官僚経営の難しい農林、鉱工関係の中小企業や代償の不足分を補う形でセメントと製紙の大型企業が地主層に払い下げられた。これにより従来の地主資本が商工業資本へと転換していった。また、紡績資本を中心とする大陸からの企業、資本の流入もその後の民間資本発展に大きく寄与することになった。この二つの資本の流れが巨大な国家資本独占体制を崩し、民間資本の成長をもたらすと同時に、台湾経済全体の成長に大きな役割を果たすことになった。

(2) 発展過程と政策重点の推移

通貨改革によるインフレの鎮静、画期的な土地改革の成功、さらに米国からの援助の有効な運用によって戦後の復興も着実な成果をみせ、53年には農工業生産も戦前の水準を回復した。政府の経済開発計画は53年からスタートしているが、その計画の経緯を概観すると、第1次経済建設4カ年計画（53～56年）、第2次計画（57～60年）の50年代は輸入代替工業化の時期、第3次計画（61～64年）から第4次計画（65～68年）、第5次計画（69～72年）の60年代は輸出志向工業化の時期、そして第6次計画（76～81年）以降の70年代は重化学工業化、80年代が産業高度化志向の時期として位置づけられよう。

1) 50年代の産業政策 (53~60年)

—輸入代替工業化の着手—

この期は「工業をもって農業を培養し、農業をもって工業を発展させる」のスローガンにみられるように農業を基軸とする産業政策がとられた。経済はなお充分回復していないとの立場から経済計画の主目標は、消費財を中心とする輸入代替工業を発展させ、民生物資の充足を行い、物価の安定を図ること及び国際収支の改善に力点が置かれた。具体的施策として次のような措置がとられている。

- a. 工業基盤としての電力分野と米・砂糖の増産・輸出増と肥料の輸入依存体質改善のため農業基盤としての肥料生産に資本の重点配分を行う。
- b. その財源として国内貯蓄と輸出収入をあて、不足分を米国の経済援助でまかなう。
- c. 外貨を効率的に使用するため、米国からの援助による外貨で調達する商品群と、手持外貨を使って輸入する商品群を明確に区別する必要物資の総合輸入計画の制定。
- d. 回復しつつある国内産業保護のための高関税政策の導入。必需品の輸入についてのみ例外的な低税率適用。
- e. 以上の目的を達成するため、輸入許可品目、輸入ライセンス制に代表される厳格な輸入規制の実施。この管理システムのなかで、輸入禁止、輸入制限、輸入先制限や輸入用途の制限が行われた。
- f. 複数の為替レート設定による通貨管理。適用レートの如何によって、必需品は低廉価格維持、他方、不要不急品は高価格化され輸入の選別が図られた。

53年から61年までの間、台湾経済には為替レートの過大評価、比較的高いインフレ率、財政収支の拡大といった輸入代替期特有の現象もみられたが、2度にわたる経済計画の下で7%を越す好調な経済成長を記録している。

50年代から60年代前半にかけては、充分成長していない企業経営者にかわって金融部門をはじめ産業のあらゆる分野で公営企業の役割が大きな役割を占めた。しかし、この間に大陸資本、土着の新興資本からなる民間資本の資本蓄積も着実に進展し、60年代の輸出志向型に転ずる前に労働集約的の加工製品の発展基盤が生まれていた。

2) 60年代の産業政策

—輸出工業化への転換—

50年代末期になると、輸入代替工業の発展にともなって繊維、農産物加工品などの工業製品の生

産量が飛躍的に拡大した。58年には国内市場も飽和状態に達したため、民間企業の目は海外に向けられるようになった。政府にも持続性ある工業の発展と経済成長のためには海外市場に活路を求めざるほかはないとの認識が広まっていた。

50年代末期から60年代初めの経済環境として次のようなことがあげられる。

- ① 1億ドルを越す国際収支の恒常的赤字
- ② 米国の経済援助が贈与から貸付方式に切り換えられるなど、減少、打ち切りの兆候がみられ、自力更生型への政策転換が急務であった。
- ③ 輸入総額に占める資本設備 原材料の割合が90%以上に達していたこと。これらの輸入品が経済発展に不可欠なため輸入規制も困難であり、国際収支の改善には輸出振興を図る必要があった。
- ④ 公営基幹産業の整備、企業の成長が進んだうえ、農業生産性の上昇による過剰農村労働力の発生など工業部門発展の土壌ができつつあった。また、内陸、国際港の輸送網の整備が進み、輸出への条件が整ってきていた。

60年代における第3、4、5次4カ年経済建設計画は、このように輸出志向工業発展の基盤が整った時期に位置づけられるものとなっている。まず、対内的には軍事費負担の増大に歯止めをかける財政政策と輸入自由化や輸出を阻止してきた為替レートの複式制度や過大評価を是正する貿易改革を実施した。金利の実勢化も図られた。対外的にも積極的な外資導入制度に乗り出した。

輸出工業化の具体的手段として、関税、輸入管理、為替といった各政策に一層の整合性と機動性が求められることになり、それはさらに国内諸制度の整備の促進へとつながっていくことになった。

まず、全般的な高関税体制が見直され、段階的な関税率引き下げが始まり、輸入の自由化が急速に進められた。輸出振興のため、投資奨励条例、外人投資条例、技術提携条例が制定され、生産・投資への課税面での優遇策が採用された。65年には高雄輸出加工区が創設され、積極的な外資誘致が図られた。保税工場、倉庫制度も設けられた。

輸出の上位は外資系多国籍企業が占めたが、地場の中小輸出企業も外国や華僑の貿易商社ネットワークを利用した輸出を行い、輸出に占める比重を高めていった。中小貿易商社の合併や外資との合併による商社育成も試みられたが、総合商社は生まれにくかった。

3) 70年代の産業政策

—柔軟な重化学工業化への道—

第3、4、5次経済建設計画のもとで外資導入による輸出加工型工業が発展し、それにともなって輸出も急伸し、台湾経済は飛躍的な成長を遂げた。しかし、その輸出志向工業も軽工業品への偏りや、輸出加工用の中間原材料、機械設備を輸入に依存するなどの脆弱性を抱えたものであった。

こうした体質改善のため、第2次輸入代替工業政策ともいべき重化学工業政策が指向されることになった。73年に開始された第6次計画では、もっぱら重化学工業の振興に重点がおかれることになった。

第6次計画と併行するように、インフラ整備のため「10大建設」計画（74―79年）もスタートした。第6次計画自体はオイルショックによる世界不況の影響で3年で頓挫したが、「10大建設」計画は続行され、国営企業の生産規模拡大と産業のインフラ整備が進められた。同計画では中国鋼鉄、中国造船、中国石油の3大公営企業を発足させ、鉄鋼・造船・石油化学部門の育成が図られた。しかし、残り7つのプロジェクトは高速道路、鉄道、空港・港湾などの社会基盤整備に向けられており、重化学工業部門への投資は同計画全体で約20%を占めるにとどまっている。

オイルショックによって表面化した台湾経済の弱点を克服し、経済の近代化を達成するため、第6次計画にかえて経済建設6カ年計画（76―81年）の中期計画が策定された。同計画では前述の10大建設を中心とする社会資本の整備と農業振興を重点課題としている。

10大建設計画終了後の79年からは、「12大項目建設」計画（79―83年）が着手されているが、これも6項目までが道路・鉄道整備に向けられ、産業関連は中国鋼鉄の年粗鋼生産の引き上げのみで、もっぱら農業基盤再整備、新都市開発計画など、農業振興、社会福祉に目を向けたものとなっている。

いずれも、重化学工業プロジェクト自体が少なく、資金も大半を国内でまかなうなど、2度にわたるオイルショックに柔軟な対応を示している。早急な重化学工業化への道より安定した経済路線を選択したといえる。と同時に、原子力発電の充実でエネルギー政策を練り直すとともに、労働集約部門・エネルギー多消費部門から技術集約型・省エネ型産業への移行が強く意識されるようになった。

民間資本の充実、発展につれ、公営企業は民間企業の活動を側面から支える役割へと移行している。特に70年代後半以後の重化学工業化では、大きな資本投資を必要とする基幹産業部門を巨大な公営企業が担当し、民間が川下部門を占める形態ができあがっていった。

4) 80年代の産業政策

―産業高度化への道―

台湾における工業化の中心産業は労働集約型加工業であるが、労働力需給関係の変化、賃金上昇により、労働集約型産業の国際的優位性は70年代末から急速に失われてきている。重化学工業化も石油化学部門で成果をあげたほかは、さほどの成果をみせていないため、新しいハイテク産業に重点がおかれるようになってきた。

80―89年を計画期間として建設10カ年計画が打ち出されている。同計画では、「高度の技術工業、

科学技術分野の人材育成，工業技術の研究開発推進」を最重点課題として，省エネルギー・技術集約型産業への転換を図り，中進国から先進国への飛躍を目指している。

重点がおかれている産業は，エレクトロニクス，自動車産業，機械産業などである。これらは戦略性工業に指定され，企業内の内部留保増額，投資税控除，長期低利融資などのインセンティブが与えられて，エレクトロニクスでは，半導体材料やセンサー，コンピューター周辺機器やプリンター，自動車産業では自動車部品，機械産業においては自販機，ミシン，組み合わせ工作機といったように，多品種少量生産型，特殊型で，部品・素材などを重視したものとなっている。

台湾の産業高度化のテンポは比較的緩かなものとなっている。この背景として，川上部門を巨大な公営企業が担い，民間が川下，特に小規模な軽工業品生産にとどまってきた産業組織形態があげられる。中小規模の民間企業には資金力の面でも研究開発費の支出や新規分野への進出意欲は期待しにくい。産業高度化の一翼を担うはずの公営企業も，効率性の問題が生じており，高度化のテンポは緩かなものとならざるをえない状況である。

台湾政府は当面の経済情勢の打開のため，為替・貿易管理の自由化，産業保護政策の緩和を進めている。また，台湾を加工生産基地として開放を進め，国際貿易・金融センターを形成する意向でもある。

5) その他台湾経済の特徴

① 官民の二重資本構造

台湾経済では基幹産業と金融機関は国家が掌握し，産業と金融の管理を行い，政府主導のもとで工業化を推進してきた。

これに対し，輸出を伸ばし成長を推し進めてきた担い手は民間企業である。そのなかでも中小企業が重要な役割を果たしてきた。外資輸出主導型工業化が急伸長した60年代後半から官民企業の生産額構成は逆転し，70年央以降民営の生産額は80%を超えている。

② 輸出を担う中小企業群

60年代後半から70年代前半までの高度成長期に500人未満の民間中小企業層が大幅に伸び，台湾の生産額の50%を占めるように至ったうえ，企業売上額に占める輸出比率は，中小企業では，2/3前後と高い比率に達している。

③ 民生の重視

台湾の経済開発は「民生」が意識されたものとなってきた。経済計画では農村を含めたインフラ整備が重視され，教育，医療保険，福祉，環境整備などへの配慮が払われてきた。重化学工業化を進めた時期にも，工業化と民生の充実のバランスが図られていた。

労工保険（労災補償，健康保険，年金）の導入は50年で，55年には一定規模以上の事業所への適用が義務づけられている。

2-2-3 日本の産業振興策

(1) 日本の産業政策の変遷

〈復興期（40年代）〉

1940年代後半から50年代にかけての政策的課題は経済の復興にあった。壊滅した経済を再建するため、電力、石炭、鉄鋼などの基幹産業の復興に力点が置かれ、原材料、資金、外貨などの限られた資源をこれらの部門に優先的に配分する政策が採られた。資材割当、金融融資、価格統制などが行われた。中小企業振興を鮮明にするため、中小企業庁もこの時期に設置され、中小企業近代化、金融政策と組織化政策による高度化政策、経営診断という今日まで引き継がれている中小企業政策の原形が生まれた。

〈産業合理化復興期（50年代）〉

日本経済の復興は1950年代半ばまでにはほぼ完了し、産業政策の重点も輸出振興と産業合理化を通じた日本経済の自立に移されていった。

1949年に従来商工省から改組、発足した通産省は、通商関係の部局を中核にし、物資の生産を所管する部局も輸出品の生産担当局としての役割を明確にすることで、生産と貿易を一体化した通商第一主義の立場をとった。また、輸出振興には、生産増強とならんで、産業合理化によるコスト引下げおよび品質の向上が不可欠であるが、同省は通商の振興につながる産業合理化政策を総合的に立案、実施する部局を設け、設備改善、技術水準工場という産業合理化による輸出振興という政策を明確化した。一方で1950年には1ドル=360円の単一為替レートが設定されている。

同時に、政府は産業合理化に関する基本方針を決定した。この決定では、国産品の価格を国際価格に近づけることを目標とし、政府は将来の産業構造からみた各産業の指導方針を確立し、企業合理化の指導、推進を行うこととされた。さらに、このような合理化を実施するうえで必要な審議を行うため諮問機関として31部会よりなる産業合理化審議会も設置された。

同審議会の資本蓄積の必要性を強調する答申に対応する形で、企業資本充実のため、資産の再評価、貸倒準備金などの準備金・引当金の創設、輸出所得の特別控除などの租税の特別減免、特別償却制度などの優遇税制措置が50年代前半からとられた。

こうした優遇税制で企業の資本蓄積を内部から推進させる一方、日本開発銀行を中心とする財政投融资を拡大させ外部からの資本蓄積支援を行った。

1950年の外資法制定以来、外資借款、技術導入も進み企業の合理化、技術の発展に大きな役割を果たした。重要機械類の輸入免税制度も技術導入促進に大きく寄与した。

〈高度成長期〉

60年代は、日本が貿易・資本の自由化により、国際社会の一員として開放経済への移行を進め、その課程で高度経済成長を遂げた時期である。この期間の産業政策の目標としては、経済成長を阻害す

る国際収支面からの制約を克服することに置かれ、重化学工業を中心に国際競争力の強化が図られた。

産業全般に対しては直接的介入を行わず、方向性を示して企業を誘導する官民協調方式を進める一方、機械工業、電子工業などの重要部門では産業立法を行い生産構造の近代化を図る保護・育成政策を講じた。

「機械工業振興臨時措置法」では金型など同法の適用をうける「特定機械」を指定し、合理化計画、資金融資などを進めた。

〈安定成長期（70年代以降）〉

高度成長が定着し、欧州諸國中位程度の所得水準に達した70年代には、高度成長・重化学工業化に伴うひずみが次第に顕著になってきた。こうした社会状況の変化と、米国の新政策で実施された金とドルの交換性停止、輸入課徴金導入とその後の円切り上げや石油危機により、70年代の日本の経済運営も大きな転換をみせた。

それまでの輸出競争力の強化に代わって、対外均衡の達成が重視されるようになり、輸入や資本自由化が促進された。石油危機を契機とした成長率の低下に伴い、産業構造も合理化、付加価値化など様々な変化を求められることになった。

こうした状況での産業政策も政府の政策目標を産業構造や国際関係の変化の方向についてのビジョンとしてとりまとめ、企業行動をその方向に誘導する手段が重要性を増してきた。70年代の基本理念は、国民のニーズの変化に対応した「知識集約化」で、研究開発産業、高度組立産業、ファッション産業、知識産業など知識集約産業への転換が図られた。

80年代に入り、日本の世界経済における役割が増大するとともに、産業構造も輸出依存型から国際分業型への転換が進んでいる。国産技術が欧米水準に達し、技術導入のみでは将来の発展が図れないとの判断から、産業政策も70年代の知識集約化からさらに進め、自主技術開発を基礎に技術集約化、知的労働化へ誘導するものとなっている。同時に、これまで蓄積されてきた生産技術、ノウハウを資本とともに海外へ供給し、世界経済の発展、活性化に生かす方向へ向けられている。

（2）日本の産業政策の特色

1) 組織

日本の産業政策の意思決定過程で重要な役割を担っているのは、行政側では、①1930年頃にスタートした産業、業種別担当局（原局）、②省庁内の調整にあたる部局であり、民間側ではさまざまな業界団体である。また、政策上の重要事項については、産業界、官界からのメンバーで構成された審議会に意見を諮問し、その答申に基づいて政策を決定する方式がとられている。

原局ではその所管下にある諸産業に関連する政策立案にあたっている。政府は産業全般に対しては直接的な介入を避け、目標を与えて誘導する政策をとっているが、政策的に重要な部門に対しては個

別の法律で強力な保護・育成政策をとっている。こうした特定産業の振興、規制に関する法律は原局が中心となって立案、実施され、その法律の基づき業界全体の生産計画、統制、製品の工業基準作成、企業の生産工程の合理化などが行われる。

こうした政策の実現手段として税の減免（租税特別措置）、補助金支給、政府系金融機関を通じた設備資金の供与の措置がとられるが、この原案も原局が中心となってとりまとめられている。その産業に関連する輸入自由化政策、関税率変更、資本自由化政策に関する原案もすべて原局によって作成されている。

調整局では、原局間ごとの調整を行うとともに貿易摩擦、エネルギー対策、先端技術開発といった広い範囲にかかわる産業調整政策に取り組んでいる。重点育成対象産業の減少とともに産業調整政策の比重が増している。

業界全体と審議会は官民の協力体制として機能しているといえる。特に、業界全体は政策実施にあたって、法律に基づく強制的方策によらず、協調関係のうえにたって、行政側が政策の方向性を示し業界の自主的行動を促すうえで重要な役割を果たしている。

2) 政策手段

50年代から60年代に至る産業合理化、高度成長期には、主に次のような政策手段がとられた。

①産業基盤整備向けの重点的財政支出

②鉄鋼、自動車、造船などの重点産業部門における特別償却制度を通じた税制優遇措置

③政府系金融機関による郵便貯金、年金勘定等を主な財源とする財政投融资利用の低利融資

65年からは大型工業技術、コンピュータ技術といった技術開発プロジェクトに対する財政支援も始まった。70年以降は、先にのべた「ビジョン」による産業政策が産業界の行動指針としての重要性を増してきた。

3) 中小企業政策

中小企業政策はすでに1930年頃から始められており、中小企業庁の開設（48年）、中小企業基本法の制定（63年）と体制整備が進められてきた。その政策手段としては、金融、税制、補助金、情報提供、官公署での製品の優先購入など多様な手段が用いられている。

アジア5カ国・地域、産業振興策の経緯

産業振興策	日本	韓国	台湾	タイ	マレーシア
産業振興策	<p>戦後復興期 (46~48年) 原料生産方式の復元 価格統制</p> <p>産業合理化期 (50年代前半) 設備投資奨励 (特別税制) 労働力確保 (特別税制) 開国競争力向上 (関税免除)</p> <p>産業振興期 (50年代後半) 合衆国と石油・機械・金・銀の輸出奨励 (特別税制) 関税・関税の認可</p> <p>高度成長期 (60年代) 開放経済体制に移行 (投資調整) 官民合営方式 (個別産業育成) 生産分業 (競争法・電振法)</p> <p>安定成長期 (70年代以降) ショッピングセンターの奨励 市場メカニズム活用 知識集約産業開発 ハイテク産業開発</p>	<p>朝鮮動乱後 (50年代) 輸入代替産業育成 援助物資の関税免除</p> <p>朝鮮動乱後 (50年代) 輸入代替産業育成 援助物資の関税免除</p> <p>輸出志向工業への転換 (60年代) 経済成長重視 (借入金) 外資導入 (主として借款) 輸出奨励 (輸出税免除) 除/官主導の基幹産業育成</p> <p>輸出志向・重化学工業化 (70年代) 「重化学工業」 政府は金融機関を擁護 低利融資で輸出産業・重化学工業育成 備拡大</p> <p>自由化・重化学工業調整 (80年代) 経済自由化 官民合営化 公営企業自由化 重化学工業調整 中小企業育成</p>	<p>輸入代替初期 (50年代前半) 公営基幹産業 (砂糖、セメント、肥料など) の育成 原料輸入額当による繊維産業育成</p> <p>輸出志向工業への移行期 (50年代後半) 公営基幹産業の整備/繊維・農産物加工産業の発展</p> <p>輸出志向の本格化 (60年代) 外資導入 (借款と直接投資) 官民合営/民間部門の比重増大 輸出加工区/税の減免/商社育成</p> <p>重化学工業化 (70年代) 10大建設計画 鉄鋼、石油、造船の公営企業設置/社会資本の整備</p> <p>ハイテク化 (80年代) 戦略的工業の指定への税控除 電子、機械などへの税控除 住宅、自動車、内部留保促進 自動車産業育成</p>	<p>輸入代替初期 (50年代) 産業奨励法 (54年) の制定 国営企業中心、軽工業中心の輸入代替工業化</p> <p>輸入代替進展期 (60年代) 産業投資奨励法/民間企業・外資誘入重視/外資基金の自由化/原材料・機械輸入の関税免除/IFCI, S.I.F.O (設備資金融資) 設立</p> <p>輸出志向工業化に並行着手 (70年代) 外資誘入の拡大/BOIの強化/税・関税上の特典拡大</p> <p>輸出志向工業化への本格着手 (80年代) 外資規制の大幅緩和/外資誘致の強化/外資マジョリティ承認/輸出奨励投資への関税・税の減免</p>	<p>輸入代替初期 (58年) 製造業法 ハイオオア工業への減免税/輸入代替工業化 (食品加工、繊維など)</p> <p>輸入代替進展期 (60年代後半) 第1次マレーシア計画 (66年~) 外資導入による輸入代替工業化</p> <p>輸入代替・輸出産業育成並行期 (70年代) 新経済政策 (NEP) 並行 輸出産業育成 (輸入代替と並行) 工業調整法 外資誘入ガイドライン 輸出加工区 重化学工業の育成</p> <p>輸出志向工業化 (80年代後半) 第4次マレーシア計画 外資規制の更直し マレーシア工業化基本計画 (86年) で優先2業種指定</p>

3. 輸出振興策の現状

3-1 輸出振興策の沿革

マレーシアの工業化過程において、明確に輸出志向が打ち出されたのは、1968年の投資奨励法においてであった。

1957年の独立後、マレーシア政府は世界銀行の提言に基づき、輸入代替型の工業化を開始するが、輸入代替型工業化を選択した他の途上国にみられるような為替レートのコントロール、輸出数量制限はほとんど行われず、極端な高関税を課すということも行われなかった。その後、狭小な国内市場という制約から、60年代末には、工業化も輸出志向へとウェイトを移してゆくが、これも、ドラスティックな転換ではなく、両者が併存する形で工業化は進められた。

表Ⅲ・3-1はマレーシアの主な輸出振興策の導入時期を示したものであるが、このうち輸出増加に効果が大きかったと思われるものを中心に、マレーシアの輸出振興政策の推移をみてゆくこととする。

表Ⅲ・3-1 マレーシアの輸出振興策導入状況

1967	1967年関税法
1968	1968年投資奨励法
1971	自由貿易区（FTZ）法
1972	1972年売上税法
1976	1976年物品税法
1977	輸出金融制度（船積後金融）導入
〃	輸出信用保険公社（MECIB）設立
1979	輸出金融制度（船積前金融）導入
1980	マレーシア輸出センター（MEXPO）設立
1983	1983年投資奨励法（改正）
〃	総合商社設立
1985	輸出振興審議会（EPC）設立
1986	1986年投資促進法
1987	輸出貢献企業表彰制度

（85年にFMMが開始、87年から貿易産業省が主催）

(1) 1968年投資奨励法

1958年創始産業法において輸入代替型の産業に与えられていたパイオニア・ステータスの対象を、

輸出志向型産業、雇用吸収力の大きな産業、地方開発に有益な産業にまで拡大し、外資、国内資本の区別なく、税制上の恩典を与えることとなった。

マレーシアの工業化は第1次マレーシア計画（1966年-70年）開始までは、一次産品の多角化と並列的に扱われており、資源に恵まれていただけ、切迫感に乏しかったが、同法の成立を契機に、外資の参入が活発化し工業化の進展も加速をみせはじめた。しかし進出外資企業が必ずしも輸出を志向していたわけではなく、当時は国内市場販売も目的としたものも多かった。

輸出志向型外資系企業の進出により大きな誘因として働いたのはF T Z制度の導入であろう。

(2) 1970年自由貿易地域（F T Z）法

同法に基づき、72年から各地にF T Zが創設された。製品の80%を輸出する企業はF T Zへの入居を認められ、同地域内では、生産に使用される原材料、中間財、機械類に対する関税が免除される。また、保税工場（LMW）制度の導入により、F T Zのない地域においても、LMWの認定を受けた企業はF T Z内企業と同様の恩典を受けられることとなった。

同制度導入後、国内での賃金高騰と人手不足から海外生産拠点を選好していた米系半導体メーカー等の進出が相次いだ。F T ZおよびLMWの創設が現在のマレーシアの製品輸出の中心をなすエレクトロニクスおよび繊維製品輸出の急速な成長を可能にしたといえよう。

しかし、F T Z、LMWについては、原材料、中間財の大半を親会社からの輸入に頼るため、地場経済とのリンケージを決定的に欠いていた。当時地場に中間財等を供給しうるサポーティングインダストリーが皆無に近かったという要因もあるが、中間財が無税で入手できるという条件は関連産業育成の必要を減殺していったといえる。

第4次マレーシア計画（1981-85年）では、同期間中における製品輸出の減速が予想されている。その主たる要因としては、製品輸出の中心である繊維及びエレクトロニクスが80年の時点で既に高い輸出水準にあること、また今後の見通しとして、繊維については割当て制限が、エレクトロニクスについては、労働コストの上昇と新規供給国参入による競争の激化があげられていた。

しかし、80年代に入ってからの世界経済の減速と保護主義の台頭による輸出の鈍化は第4次マレーシア計画の予想を上回っていた。特に、一次産品価格の軟化は依然として、輸出の50%以上を原油一次産品が占めるマレーシアには影響が大きく、一次産品依存への危機感は深まった。

83年には、工業製品輸出控除の増率、カウンタートレード導入、総合商社の設立などいくつかの輸出振興策が打ち出されたが、84年に発表された第4次マレーシア計画中間見直しにおいて、製品輸出の増加促進がさらに強調された。

同時に、今後の工業化については、①民生活を最大限導入、②F T Z産業と地場経済のリンケージ強化、③資源依存型産業の活性化が目指されたが、ここで示された方向性は第5次マレーシア計画（1986-90年）、工業化基本計画（IMP1986-95年）を通じて、さらに明確にされている。

IMPにおいて、工業化は「外部志向」を強め、輸出競争力強化にウェイトが置かれているが、輸出競争力強化のためには、①輸出阻外的な偏向を取り除き、製造業に競争を導入すること、②輸出向け生産に関しては、自由貿易ベースでの投入財へのアクセスを保証すること、③輸出を行う事業体は、政府の付加的な評価に関係なく、奨励措置を自動的に受けるべきである、という原則が提唱され、この原則のもとに、輸出奨励策の改革が提起されている。改革の対象は、関税、輸出控除制度、輸出金融等に及んでいる。

(3) 1986年投資促進法

85年10月25日、86年度予算演説における税制改正案にもとずき、1968年投資奨励法に代わるものとして制定された。投資奨励法以上に輸出促進に対する恩典が豊富で、きめ細やかな対応がなされている。①輸出に対する調整所得の減額、②商社に対する輸出控除、③輸出促進費に対する控除などの改正を含む。特に①については、FTZあるいはLMWへ部品の販売を行う製造業者を対象に含めているため地場企業とのリンケージづくりに与える影響は大きい。

輸出の充実については、今後2つの方向が考えられる。1つは既に、マレーシア及びASEAN域内に立地する多国籍企業を市場とするサプライヤーの育成である。現在、当地に進出する日系企業にはかなりこのタイプがみられるが、外資だけではなく、地場に良質のサプライヤーを持つことは、外資が投資先を選択する際にも大きな誘因となっている。マレーシア、シンガポールにはエレクトロニクス産業の定着がみられることから、エレクトロニクス関係の部品および金型などの金属、プラスチック加工についての可能性は大きいと思われる。

いわゆる、こうした“下請け企業”は一般に中小規模であり、資金、技術、経営上の問題からステップアップできないことが多く、今後サポーティングインダストリー育成のためにも、何らかの中小企業振興策が必要とされている。(Ⅲ-1の中小企業振興の項目参照)

もう一つは、資源加工型、かつ地場企業主導のもので、食品加工、ゴム製品、木材製品家具などの軽工業品が想定される。今回の調査対象4品目のうちでは、ガラス、陶磁器がこれにあたる。これらの産業は振興対象とはされているが、現在のところ輸出産業として確立されたとはいえない。

表Ⅲ・3-2はマレーシアの製造業品輸出の構造変化をみたものであるが、電気・電子機械が著しくシェアを拡大する一方、食品、木製品、ゴム製品ともに伸び悩みをみせている。

表Ⅲ・3-3では、アジアNIES、ASEANの日本、米国市場における軽工業品5業種のシェアの伸びを76年と85年の数字を用いて比較している。マレーシアについては、家具を除いて、いずれも緩やかながらシェアを伸ばしている。これらの産業は、どちらかといえば、労働集約型の産業であ

表Ⅲ・3-2 製造業品輸出の構造変化

(Mドル)

(%)

	総輸出 (1)	製造業品 輸出(2)	(2)/(1)	製造業 計	食品	繊維	木製品	ゴム 製品	化学	非金属 鉱物	鉄鋼	電気・ 電子 機械	その他 機械	その他
1970	5,163	540	10.5	100.0	18.3	6.5	14.4	2.8	32.2	3.3	4.2	2.8	11.1	4.4
1975	9,231	1,970	21.3	100.0	13.7	11.0	10.4	2.2	9.4	1.2	2.5	15.4	13.6	20.8
1976	13,442	2,472	18.4	100.0	11.7	12.7	13.1	1.9	9.0	1.2	2.1	21.1	8.8	18.3
1977	14,959	2,764	18.5	100.0	10.8	13.0	11.7	2.0	7.1	1.1	2.5	31.3	6.9	13.6
1978	17,094	3,640	21.3	100.0	8.0	12.8	9.8	1.8	5.6	1.2	3.0	46.9	3.6	7.3
1979	24,222	4,844	20.0	100.0	7.3	11.9	9.7	1.5	5.4	1.0	2.7	46.4	5.9	8.1
1980	28,172	6,101	21.7	100.0	7.8	13.2	7.7	1.4	5.9	1.0	2.6	46.4	6.7	7.3
1981	27,109	6,302	23.2	100.0	9.5	12.5	7.5	1.3	6.6	0.8	2.7	47.9	4.9	6.3
1982	28,108	7,417	26.4	100.0	7.1	11.0	5.7	1.2	7.0	1.0	2.4	52.2	6.3	6.2
1983	32,771	9,554	29.2	100.0	5.9	9.9	5.1	1.0	9.4	1.1	2.0	52.2	7.2	6.1
1984	38,647	12,164	31.5	100.0	5.4	9.4	3.5	0.9	11.1	1.1	2.0	51.9	8.3	6.4
1985	38,017	12,111	32.0	100.0	5.1	10.6	3.0	0.9	11.7	1.2	2.5	49.8	8.5	6.7
1986	35,721	14,911	41.7	100.0	5.1	11.0	3.6	1.0	8.3	1.3	3.0	53.5	6.9	6.3

(出所) Ministry of Finance Economic Report 各年版より

るが、インドネシア、タイ等との競争の激しい分野で、賃金コストが相対的に高いマレーシアとしては、より付加価値を高めることが求められている。そのためには、企業の間には、デザイン、品質などへの認識を深めさせることが、重要であり、輸出振興も、今後こうしたソフト分野充実が必要となっている。

3-2 輸出振興政策の現状と主要実施機関

3-2-1 輸出振興策

86年投資促進法の成立を契機に、輸出振興策の改善が進められている。86年より施行に移された優遇策中にはIMP中の勧告を実現したものも多い。これらは継続的なレビューにより、今後、さらに実効性を高めることが目指されている。

以下では現状の振興策を、1. 財政的(税的)優遇、2. 輸出金融、3. 原材料入手に関する優遇、に分けて紹介する。

財政的(税的)優遇

(1) 輸出修正所得減額制度

マレーシアで生産した製造品を直接、または、代理店を通じて輸出する企業に対し、輸出売上高(FOB価格)の50%を調整所得より減額する。

本優遇措置は、FTZ及び、LMWへ製品を販売する製造業者についても適用され、サポーティング・インダストリー育成上の効果は大きいと思われる。

また、上記に加え、国内原材料使用奨励のため、輸出品製造に係る国産原産品使用についても5%の減額を受けることができる。対象国産原産品についてはリストが作成されている。

(2) 貿易業者向け輸出控除

マレーシアの製造業者によって生産された製品、または農産物を輸出する貿易業者に対し、輸出によって生じる所得(FOB価格)の5%を控除する。

(3) 輸出信用保険料の二重控除制度

新規市場開拓の奨励のため、大蔵大臣が承認した企業の輸出信用保険(MECIBにて担当)に

表Ⅲ・3-3 日本・米国市場における軽工業品のシェアの変化 76年→85年

(%)

商 品	輸出国	輸出国											
		韓 国	台 湾	香 港	シンガポール	ク ー イ	マレーシア	インドネシア	フィリピン				
木 製 品	市場												
	日	5.0→2.8	7.8→26.1	- → 0.2	0.3→1.1	0.5→1.9	4.9→8.9	0.2→27.9	0.1→5.0				
	米	23.3→0.7	16.2→24.3	0.5→0.7	0.5→0.5	0.6→1.4	0.3→14.2	5.8→3.1					
ゴ ム 製 品	日	10.1→5.5	6.5→2.9	- → -	9.8→0.7	- → 0.2	2.9→3.0	- → -					
	米	2.8→9.2	2.4→7.5	- → 0.1	- → 0.1	- → 0.3	- → 0.1	- → -					
織 維	日	35.9→16.3	4.5→6.4	2.3→0.9	0.8→0.2	2.1→6.4	0.3→1.0	0.2→1.0	0.1→0.2				
	米	2.9→6.6	3.7→7.9	7.7→3.5	0.5→0.1	1.1→1.4	0.3→0.5	0.1→0.9	1.0→0.6				
衣 類	日	44.8→31.0	15.0→13.2	11.1→11.8	0.1→0.1	0.2→0.3	- → 0.3	- → 0.1	1.2→0.4				
	米	18.3→15.3	17.1→15.4	25.5→21.8	2.4→2.2	0.9→1.7	0.2→1.4	- → 1.4	2.7→3.0				
家 具	日	7.3→8.4	30.8→40.4	12.4→1.0	1.8→0.6	1.5→2.9	3.4→0.1	1.0→0.5	0.9→2.0				
	米	1.9→1.1	9.6→22.1	3.5→1.0	1.1→1.6	0.1→0.4	0.4→0.1	- → 0.1	1.2→2.4				

0.1%以下は -
OECD "Foreign Trade By Commodities, Import" より作成

係わる保険料の支払いについては、二重控除が認められている。

(4) 輸出振興のための二重控除

マレーシアで生産された製品の輸出市場開拓のために、居住会社が支出した特定の経費は二重控除の対象とされる。対象となる経費は以下の通りである。

- 1) 海外広告
- 2) 海外への無料サンプルの提供
- 3) 輸出市場調査費
- 4) 海外での商品入札応募の準備
- 5) 海外への技術情報の提供
- 6) 貿易産業省が認めた貿易又は産業見本市への展示、参加
- 7) 輸出に関連するPR活動
- 8) 従業員の海外出張費
- 9) 海外に出張するマレーシアのビジネスマンの宿泊費・食費（1日200Mドル）
- 10) 海外販売事務所の維持

(5) 工業用建造物控除制度（IBA）

倉庫及び輸出用商品の保管のため積み荷保管施設として使用される建物は控除の対象とされる。控除率は、当初10%、年次2%。

輸出金融

輸出再割制度（ECR）

製品輸出拡大のため、Bank Negaraでは、マレーシアの輸出企業に対し、優遇金利で資金を供給する輸出再割制度を設置している。資金は商業銀行を通じて貸し出され、金利は現行年4%と、市中金利の約10%と比べてかなり低めのものとなっている。（87年末）

77年から導入された船積後金融と、79年から導入された船積前金融があるが、Bank Negaraは86年1月（フェーズⅠ）、86年10月（フェーズⅡ）に大幅な改正を行っている。主な改正点としては、以下の通りである。

フェーズⅠ

- 1) 対象商品を従来のポジティブ・リストからネガティブ・リスト方式に変更。
- 2) 一社当たりの融資限度額（1,000万Mドル）の廃止

フェーズⅡ

フェーズⅡの改正は、ECR利用の中心を従来の船積後金融から船積前金融へ移した。融資対象を最終輸出業者だけでなく、最終輸出業者へ販売する国内サプライヤーや貿易業者等間接輸

出業者へ拡大することを目的としている。具体的には、

- 1) 国内信用状 (Domestic Letter of Credit: D L C) 利用による船積前金融の間接輸出業者への適用
- 2) 業務証明書 (Certificate of Performance: C P) 利用による船積前金融へのアクセスの拡大
- 3) 船積前金融の限度額を輸出契約額の50%から80%へと拡大

などの措置が導入された。

フェーズⅡの改正施行については、86年10月より試験的に行われおり、現在、検討が進められている輸出保険制度の改正と併わせて、近い将来、本格的に実施される見込みである。

現状の E C R の利用条件については、以下の通りである。

1) 船積前金融

a) 適用基準

- ①付加価値20%以上
- ②国産品使用率30%以上

①と②では、②の基準の方が優先され、適格か、不適格かは下の表のように決定される。

国産品規準 付加価値規準	28%	31~61%	60%以上
18%未満	不 適 格	不 適 格	中 銀 許 可
21~30%	不 適 格	適 格	適 格
30%以上	中 銀 許 可	適 格	適 格

1

③ネガティブ・リストに記載されていない品目

b) 適用限度額

- ①契約ベースによる場合は輸出契約金額の80%まで。
- ②C Pによる場合には、C P上に記載された金額以内。

2) 船積後金融

a) 適用条件

船積前金融に同じ

b) 適用限度額

- ①輸出手形金額の100%まで
- ②最低融資金額1万Mドル

ECRの利用状況の推移については、以下の表の通りである。

< ECRの利用状況 >

	Pre	Post	Total	Pre	Post
	\$ million			% of total	
1977	—	139	139	—	100.0
1978	—	395	395	—	100.0
1979	84	1,094	1,178	7.1	92.9
1980	166	1,122	1,288	12.9	87.1
1981	183	1,129	1,312	13.9	86.1
1982	195	871	1,066	18.3	81.7
1983	467	980	1,447	32.3	67.7
1984	695	1,020	1,715	40.5	59.5
1985	740	989	1,729	42.8	57.2
1986	1,081	1,377	2,458	44.0	56.0

出所：Bank Negara Annual Report

86年末でも依然として、船積後金融の方が利用に占めるシェアは56.0%と高いが、船積前金融が導入時（79年）の7.1%から急速にシェアを伸ばしていることがうかがえる。加えて、86年10月からのフェーズⅡの改正により、今後船積前金融の利用の伸びはより速くなることが予想される。

累計でみると、86年末までで、融資総額が127億Mドル、（うち、船積後金融が、91億Mドル、船積前金融が36Mドル）であった。

86年の利用状況を見ると、719社が利用しており、総輸出額の4%、製造品輸出額のおよそ14%をカバーしている。産業別の利用企業数では、食品加工、繊維・繊維製品、木製品、ゴム・プラスチック、機械の順で多い。

Bank, Negaraでは、フェーズⅡ導入後も、レビューを継続しており、87年にも

- 1) 融資期間の延長：従来の最長3カ月から、船積前金融については、4カ月、船積後金融については6カ月に延長
- 2) 87年2月からECRの貸し出し金利を5%から4%に低減する

などの改善を行っている。

今回のインタビュー調査では、ECRは企業における知悉度、評価ともに、他のインセンティブに比較し、高かったが、中小企業については依然としてアクセスが困難であるという指摘がみられた。

輸出金融に関するレビューは、現在も続いているが、利用状況が活発でない理由の1つである商業銀行による融資条件の厳しさ（担保が重すぎる）を緩和するため、輸出保険を活用する方法が検

討されている。

原材料入手に関する優遇

(1) 関税割戻し制度

1967年関税法第99条の規定に基づき輸出向け製品の生産に使用された原材料、中間財については、関税の全額割戻しの対象とされる。(但し、包装材料は除く。)

同制度については、①申請から還付まで時間がかかりすぎる。②申請手続きが煩雑すぎる。というクレームが多い。しかし、改善のための努力は行われており、過去の手続のもとでは、局内手続だけで2カ月以上かかったものが現行の手続のもとでは、申請後21日以内に支払いが行われるよう改正されている。

3月4日付New Straits Times紙の記事によれば、関税局は、この改正の結果についてレビューを行っているが、87年第4四半期の利用が179件と低水準であったことに遺憾の意を表わしている。また、同期間中に、360万Mドルの輸入税が還付されたが、期限内に還付されたのは、申請に対し55%にとどまっており、同局は、事務手続き迅速化のためにも、申請書類を完全なものにするよう、利用者に呼びかけている。

IMPにおいては、輸出製品に直接および間接的に使用されるものは関税、付加税の適用なしに輸入を許可し、関税割戻し制度を廃止し、輸出業者に輸入された原材料が実際に輸出品に使用されたことを証明する方法に切り換えることが提言されている。

関税割戻し制度と同様の措置が1972年売上税法および、76年物品税法によって規定され、この2種の間税税についても払い戻しが行われることとなっている。

(2) 自由貿易地域 (FTZ)

自由貿易地域は、特に、輸出製品の生産、あるいは組み立てに従事する製造業企業設立を対象とした特別の地域である。輸出志向産業にFTZ施設を提供する目的は、そうした産業が原材料、部品、機械および設備類を輸入するにあたって、関税上の規制や手続きを最小限に抑えることにある。

1) 資格

自由貿易地域に立地できる企業の資格は、以下の通りである。

- ① 全製品が輸出向けであること。例外として、製品の80%以上を輸出している企業もFTZ内立地が考慮される。
- ② 原材料/コンポーネントは、輸入されるものであること。政府はFTZに立地する企業に、できるだけ国内の原材料/コンポーネントを使用するよう奨励している。しかし、企業は原材料/コンポーネントについては、最良の供給源を選ぶ弾力性を与えられている。

2) 関税の支払い

自由貿易地域から海外に輸出される商品は、関税を免除されている。

国内での消費のために主関税地域（PCA）に輸入を認められた場合は、国内における他の輸入品と同様に、現行の輸入関税を課されることになる。しかし、FTZに立地する企業は、大蔵省に申請し、国内市場で販売したい製品の輸入税の免除を申請することができる。

PCAに輸入された商品が、PCAに立地する企業によって直接原材料またはコンポーネントとして使用されるものであるとすれば、輸入企業は、FTZからの輸入について、商品が海外から輸入された場合と同様に関税の免除を申請できる。

FTZはPCAの外に位置しているため、FTZに輸出した商品は関税割戻しの対象となる。86年1月現在、以下の8カ所に設けられ、101社が入居している。

州	名 称	入居社数
Selangor	Sungei Way	15
	Ulu Kelang	5
	Telok Panglima Gurang	4
Pinang	Bayan Lepas (Phase I, II & III)	51
	Seberang Perai	12
Melaka	Batu Berendam	9
	Janjung Keling	4
Johor	Pasir Gudang	1
計	8カ所	101

出所：MIDA資料

(3) 保税工場（LMW）

産業の分散を奨励し、企業が主として輸出市場向けの製品を製造する工場を設立できるようにするため、政府は、企業にとって自由貿易地域の設立が実用的でなく、また、望ましくもない地域に、保税工場の設立を認めている。こうした保税工場設立にも、FTZで操業している工場と同様な便宜が与えられる。

1) 資 格

通常の場合、保税工場の承認を与えられる企業は次のようなものである。

- ① 全製品が輸出されるものであること。製品の80%以上を輸出する企業も承認の対象になる。
- ② 原材料／コンポーネントが国内で調達できないため、主として輸入されていること。

保税工場の申請は、関税、国内消費税局にある特定の書式でおこなう。

しかし、投資家の間では、手続、コストの面からFTZに対する評価の方が高く、今後FTZの

増設を期待する声も聞かれる。

表Ⅲ・3-4, 5では業種別・地域別にFTZ及びLMW企業の存立状況をみている。

表Ⅲ・3-4 地域・業種別FTZ企業(86年1月)

州	産業	電機・ 電子機器	衣料・ 繊維	プラスチック 製品	金木 製品	医療用・ 器	印刷 機	精密 機器	宝飾品	玩具	精密 部品	計
1	セランゴール	16	0	2	1	0	0	2	1	1	1	24
2	ベナン	27	10	8	5	4	2	1	3	0	3	63
3	マラッカ	6	1	1	2	2	0	1	0	0	0	13
4	ジョホール	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	計	49	11	11	8	6	2	4	4	2	4	101

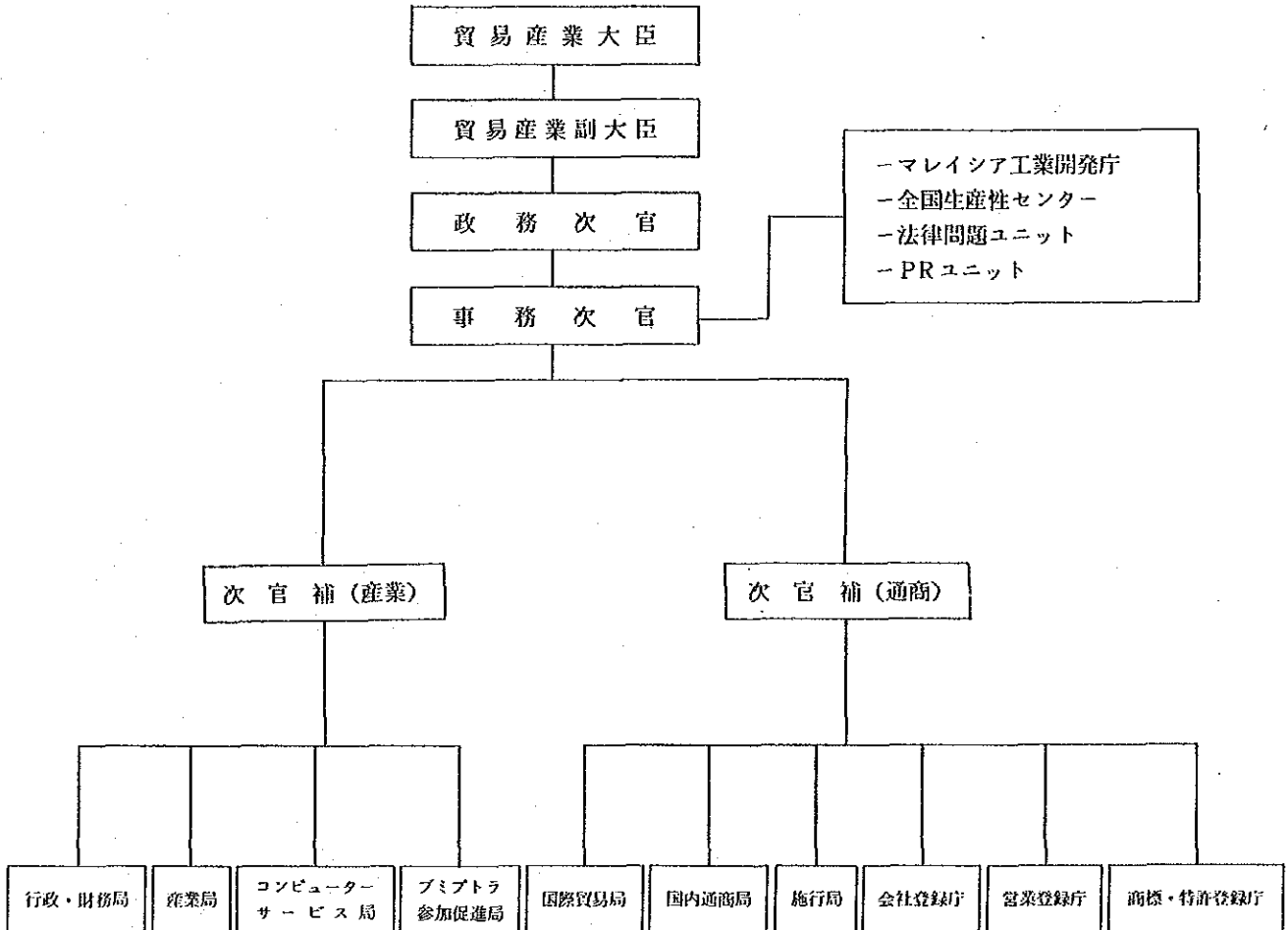
表Ⅲ・3-5 地域・業種別LMW企業(88年1月)

	州	産業	織 維	電機 機器	電部 子品	ゴ 製 ム 品	スポ ーツ 品	宝飾品	プラ スチ ック 製品	金木 製 品	計
1	ジョホール		31	9	22	-	1	-	5	11	79
2.	ケダ/ベルリス		6	2	5	2	1	1	1	6	24
3.	センビラン		5	1	3	-	-	-	-	-	9
4.	ペラ		7	1	2	2	1	-	-	2	15
5.	ベナン		27	1	6	1	1	-	-	9	45
6.	連邦直轄領		1	-	2	1	1	-	4	1	10
7.	マラッカ		1	-	-	1	1	-	-	-	3
8.	トレンガヌ		-	1	-	-	-	-	-	-	1
9.	ケラント		4	-	1	-	-	1	-	2	8
10.	パハン		-	-	2	-	-	-	-	-	2
11.	セランゴール		-	2	2	1	1	-	1	2	9
	計		82	17	45	8	7	2	11	33	205

3-2-2 主要実施機関

(1) 貿易産業省 (MTI)

1) 機構



輸出振興については、主として国際貿易局が担当しており、以下の8つのセクションにより、構成される。

1. 輸出振興部 (Export Development Section)
2. 国際貿易関係部 (International Trade Relations Section)
3. ASEAN-ECエコノミック・グルーピング部 (ASEAN-EC Regional Economic Groupings Section)
4. 海運、空輸スタディ部 (Shipping and Freight Study Section)

5. 貿易展示会, ミッション部 (Trade Fairs and Missions Section)
6. 繊維部 (Textiles Section)
7. マレーシア輸出センター (Malaysian Export Trade Center)
8. カウンター・トレード・ユニット (Special Countertrade Unit)

2) 機能

貿易関連事項のうち, MTI は以下の事項を管轄する。

- 輸出インセンティブ
- 貿易促進
- 空輸料金
- 輸出・輸入規制
- 国際貿易協定
- 海運保険
- 商務官活動
- 貿易展示会
- GATT

輸出振興については, 国際貿易局輸出振興部が, マレーシアの半加工製品及び製品輸出促進のための“戦略”を担当するが, 具体的な振興は, 以下の3機関(手段)によって行われる。

(1)-1 マレーシア輸出センター (MEXPO)

1) 機構

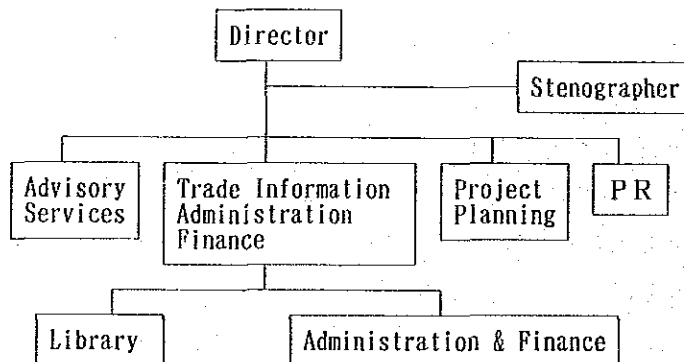
MEXPOは1980年, MTI 国際貿易局傘下の1ユニットとして設立された。

スタッフ数: 39人 (88年現在)

予算: 100万Mドル (87/88年度)

この他, ミッション派遣, 展示会参加用として, MTI が別枠で100万Mドルの予算を持っている。

組織図:



2) 活動状況

① トレード・インクワイアリー

データ・ベースにマレーシアの輸出業者及び海外の輸入業者の情報（扱い製品、アドレス等）が入力しており、引き合いも行う。

現在、登録されているのは、国内輸出業者が2,400社、海外輸入業者が4,000社。

引き合い件数は下記の通り増加を続けているが、人手不足のため、これ以上増加すると処理が不可能となるおそれがある。

<引合件数>

年	海外	国内
1985	581	712
86	907	1,531
87	1,591	1,753

② マレーシア輸出業者の援助

—セミナー開催

年間約15件のセミナー／ワークショップを開催している。

—展示会参加

年間約20回。（87/88年度については14回）。通常はスペース代のみを補助し、その他は諸外国の援助による。

—ミッション派遣

年間約20回

—コンサルタントサービス

職員によるものと、専門家・コンサルタントによるサービスの2種類があるが、後者は“テクニカル・アシスタント・プロジェクト”を通じて行われ、専門家が工場を訪問し、設備、製品の品質改善等についてアドバイスを行う。コンサルタント・サービスに対する期待は大きく、MEXPOのユーザーの20%は同サービスを利用している。

—製品紹介

1,000㎡の常設展示場を有しており、マレーシア製品の展示を行っている。現在参加している企業は約300社、展示物は6カ月ごとに変わる。出品物は審査委員会がセレクトしている。

③ 情報提供

定期刊行物としては、“Trade Oppotunity”, “Trade Digest”, “Malaysian Trade News”があり、いずれも無料で提供されている。

87年には民間企業の輸出インセンティブ利用拡大のため、MTI, FMMと共同で“Export Finance & Credit Insurance Facilities in Malaysia”を、また、NPCと共同で“Export Incentiv

es in Malaysia”を出版している。

また、ライブラリーを有し、海外市場の情報を国別、製品別に収集し、無料で閲覧できる。88年現在、蔵書数は約4,000冊、利用者は1日約50人とされる。

(1)-2 輸出振興審議会 (EPC)

同審議会は85年、MTIの下に、設立され、輸出振興に関する政策立案に協力している。21人のメンバーは以下のような官庁、団体から集められており、官民の積極的な対話の場となっている。

- 貿易産業省
- 大蔵省
- 外務省
- 一次産品省
- 経済企画院 (EPC)
- マレーシア製造業者組合 (FMM)
- マレーシア全国商工会議所 (NCCIM)
- マレーシア銀行組合
- マレー輸出業者組合
- マレーシア船主組合
- マレーシア繊維製造業者組合
- セランゴール州及び連邦特別区電気組合
- マレーシアゴム製品製造業者組合

同審議会は月に1回の会合を持ち、輸出促進の戦略や計画について、意見を交換している。ここで出された意見は何らかの形でフィード・バックされており、MTI内部でも有益との評価がされている。

86年の年報においては、基本的な3つの戦略分野に関し、以下の事項についての必要を強調している。

1) 輸出市場開拓

- ① 輸出目標額の設定
- ② 展示会等の輸出振興イベントとその後のモニタリング・システムの設立
- ③ 中小輸出業者の育成
- ④ カウンタートレード振興
- ⑤ 重点製品の輸出促進
- ⑥ 市場研究

2) 輸出環境の改善

- ① 貿易手続の簡略化、手続書類の統一
- ② 輸出ガイド・ブックの作成

③ 輸出インセンティブのレビュー, 改善

④ 輸出業者教育

3) 輸出関係団体の整備

① 総合商社の育成

② 輸出組合による海外情報の提供

③ 政府機関の海外事務所によるサポート

④ MEXPOの役割強化

(1)-3 輸出貢献企業表彰制度

MTIの主催で, 年に1回, 目ざましい輸出実績をあげた企業に対して与えられる。以前はFMMにより主催されていたが, 87年から国民的な賞となった。

対象となる企業, 工場の条件は, 過去3年間, 継続的な輸出経験を有することとなっている。

同賞と同時に優れた品質を持つ製品に対し2つの賞("Product Excellence Award", "Certificate of Merit Award")が選考されマレーシア製品の品質向上, 製品開発の奨励が行われている。民間からは, 企業イメージのアップ, 従業員のモラルの向上につながるとして評価されている。

88年は以下の9社が輸出貢献企業賞を得た。

WINNERS OF THE EXPORT ACHIEVEMENT AWARDS

• RUBBER PRODUCTS:

Goodyear (M) Sdn Bhd.

Products: Tyres and tubes.

• PALM OIL PRODUCTS:

Pan Century Edible Oils Sdn Bhd.

Products: RBD palm oil, RBD palm olein, RBD stearin, neutralised palm stearin, palm fatty acid distillate, palm acid oil, vanaspati.

• FOOD PROCESSING:

Tropical Canning Corporation Sdn Bhd.

Products: Canned tuna, canned crab meat, canned shrimp, canned baby clam, canned seafood cocktail.

• CHEMICAL, PETRO-CHEMICAL and PLASTIC:

Euromedical Industries Sdn Bhd.

Products: Latex urological catheters 18 types, PVC endotracheal tubes, (anaesthetic tubes) 16 types.

• NONE-FERROUS METAL:

Metrod (Malaysia) Sdn Bhd.

Products:Electrical conductivity grade—copper wire for cable industry and copper wire for welding of tin cans.

• NON-METALLIC MINERAL PRODUCTS:

Associated Pan Malaysia Cement Sdn Bhd.

Products:Ordinary Portland cement and clinker.

• ELECTRONICS and ELECTRICAL:

Sharp-Roxy Electronics Corporation (M) Sdn Bhd.

Products:Colour television,black and white television,monitor display,chassis for television.

• FERROUS METAL/IRON and STEEL:

Amalgamated Steel Bhd.

Products:Wire rods and steel bars.

• TEXTILES and APPARELS:

Pen Apparel Sdn Bhd.

Products:Shirts,blouses,skirts,jackets,blazers,overcoats,knitwear.

(2) マレーシア輸出信用保険公社 (MECIB)

MECIBは、1977年に英国の輸出信用保険局の協力のもとに設立された輸出保険会社である。株主は政府54%、銀行38%保険会社8%などとなっており、スタッフ数はKLに20人、ペナンに3人である。輸出損失額の85%までをカバーする。

過去5年間の保証実績は以下の通りである。

	件数	金額 (百万Mドル)
1983	109	431
84	107	514
85	106	443
86	110	481
87	149	670

出所: MECIB Annual Report

保証比率は86年で約1%といわれ、利用状況は低調である。利用企業の70%が中小企業(資本金100万Mドル以下)に当たっている。

インタビュー中、今後の動きとしては、本来は造船などの重化学工業向け融資銀行として設立された工業開発銀行が現在、多角化を図っており、MECIBもこの傘下に入り、機能を強化される見込みである。

現在、Bank Negaraのタスクフォースが輸出信用保証スキームを検討しており、今年の下期にはプロポーザルとして提出される予定になっている。いずれにしても、輸出保険機能は強化の方向にあり、

特にECRの改正と併わせ、商業銀行の輸出業者への輸出金融貸し出し促進のため、MECIBが銀行保証供与に効果的な役割を果たすことが考えられている。

(3) 産業／輸出組合、団体

IMPにおいても、情報提供及び、政府と民間のパイプ役としての存在が強調されているにもかかわらず、今回のインタビューでは産業組合の結成については消極的で「時期尚早」という声が多かった。1つには組合維持にさく、人的、資金的余裕が民間企業にないことが理由であった。

ANNEX-IIとしてMEXPOより提供のあった輸出組合のリストを添付する。食品関係の組合については、比較的規模も大きく、活動も活発であるといわれている。

今回の調査の対象となる4業種に関しては以下のような組合が存在する。

- Federation of Malaysian Foundry and Engineering Industry Association (但し、金型関係企業の加入はない)

- Malaysian Ceramic Industry Group (24社が加盟、タイル企業が中心)

- Malaysian Automotive Component Parts Manufacturers Association

(同業界における大手企業の大半である50社が加盟しており、メンバーの90%はプロトン社に納入している。)

産業／輸出組合、団体のうち、以下では今回訪問した二団体について述べる。特にFMMは規模、活動ともに大きく、輸出振興にも大きな役割を果たすことが期待できる。

(3)-1 マレーシア製造業者組合 (FMM)

1968年に設立され、有力企業700社が加盟する有力団体である。加盟企業のうち3分の1は輸出に関与している。FMM内に輸出振興コミッティーが設けられており、MTIと共同でセミナー／ワークショップの開催、ミッション派遣などを実施し、輸出振興に努めている。

また、加盟メンバーの50%が中小企業(資本金250万Mドル以下)であるため、中小企業育成についても関与し、中小企業コミッティーを有している。

輸出振興上の問題点としては、海外市場に関する情報の不足と、インポーターとのコンタクトの機会が乏しいことをあげている。

88年のプログラムとしては、NPCと協同で生産性向上のためのものを考えている。また、マレーシア製品の品質向上のため、SIRIMマーク認定の重要性の強調、海外市場で使用の多くなっているバーコード(International Article Numbering Association Code)の導入などを推進してゆくとしている。現在バーコードを導入しているのはASEANではシンガポールだけである。

FMMの提言は直接、またはEPCを通じてなされ、ECR改正のように政策に反映される例もみられる。また、企業への情報提供チャンネルとしての存在は大きい。

(3)-2 マレーシア全国商工会議所 (NCCIM)

1962年設立。FMMを加え、現在の名称になったのは1974年、構成メンバーは以下の通り。

—マレーシアマレー人商工会議所 (MCCIM)

(The Malay Chamber of Commerce and Industry of Malaysia)

—マレーシア中華総商会 (ACCCIM)

(The Associated Chinese Chambers of Commerce & Industry of Malaysia)

—マレーシア・インド人商工会議所 (AICCIIM)

(The Associated Indian Chambers of Commerce & Industry of Malaysia)

—マレーシア国際商工会議所 (MICCI)

(Malaysia International Chamber of Commerce & Industry)

—マレーシア製造業者組合 (FMM)

今後、ゴム、パーム油などの一次製品の組合も加盟が予定されている。

活動については、政策に対し、民間企業の立場からの提言を行っている。輸出振興については、FMMを通じ、輸出業者向けのセミナーを時々開いている。また、本年1月19日付のBusiness Times紙には、UNIDOがNCCIMに協力し、マレーシア企業の海外市場アクセスを援助するという計画が紹介されている。

3-3 アジアNIES, 日本の輸出振興策

III-3-2においては、マレーシアの輸出振興政策及びその実施機関について、現状の把握を行ったが、以下では、ASEAN諸国に先んじて、製品輸出国として目ざましい発展を遂げたアジアNIESから、韓国、台湾の輸出振興策を紹介する。

日本についても簡単に輸出振興税制の展開と輸出金融制度の変化を紹介する。また、今後、マレーシアでも制度的な振興策に加えて、輸出環境の改善及び、デザイン、品質、マーケティング等ソフト面の向上に関する対策が必要とされ、既に、いくつか同分野での取り組みがみられる。そこで過去に日本で採られた施策を紹介しながら、その進捗状況をみとめることとする。

3-3-1 韓国の輸出振興策

韓国の輸出志向型経済政策は1962年から始まった第1次5カ年計画においてその方向が定まったといえる。朝鮮戦争後韓国が利用できる国内経済資源は「安価な、しかしかなり程度の高い」労働力であった。政府はこの労働資源に外資を加えた外資主導型経済政府運営を、第1次5カ年計画以降、ほぼ一貫して遂行したのである。この政策は政府が、操作可能な政策手段を、目標とする産業育成、輸出振興に総動員する政府主導型運営が、その特徴と云えよう。

62年からスタートした経済開発戦略は韓国が比較優位にある労働集約消費財の輸入代替と輸出促進であるが、前者は以降、中間財の輸入代替、重化学産業育成による資本財の産業育成とその開発目標を交換させてゆく。輸出振興策はより高度な工業化および自力成長のための経済基盤を創出することを目的としたのであり、韓国経済政策の根幹をなしてゆくのである。

輸出振興の具体策

韓国の輸出振興策は当然経済開発の段階によって異なってくるが、大別して消費財を中心とする60年代の輸出振興期と70年代のそれとに区分される。

(1) 60年代の振興策

この時期は消費財の輸入代替から輸出への転換期に当り、後半は中間財の輸入代替が進展した期間である。この時期の輸出促進のための諸方策、制度の設備、関連機関の設置等がその後の輸出振興策の根幹をなす。

① 輸出補助金

1961年に補助金支給の臨時措置法を制定、輸出商品を4つの類型に分類し、補助金支払いに差を設けた。1965年に廃止。

② 輸出支援金融

これは輸出信用状に基づいて90-135日間貸付けるもので1960年の金利は13.87%であり、一般貸出し金利17.5%に対してかなり優遇された。この輸出関連金融の比重は高く60年代、70年代を通じ

て韓国銀行の総貸出し額に占める輸出関連優遇貸出しの、比重は常に40～60%台にあった。また民間部門国内与信高に占める割合は75年には21%に増大した。

この輸出金融は最も優遇された政策金融で民間金融機関に、供給される資金は低利の優遇金利で韓国銀行から融資（再割引）を受けることが可能で金融機関のマージン率も高く有利な貸付けとなっている。

③ 租税減免

1959年から輸出用原資材の輸入に対して関税が免除されたか、61年からは輸出商品の物品税、営業税も免除された。また輸出から発生する所得（外貨獲得事業の所得）には所得税の50%減額が実施されたが73年に廃止。

④ 輸出用輸入原資財の減耗許容

輸出産業に対し、輸出用輸入原資財に一定量の減耗を認めた間接補助

⑤ 輸出産業に対する鉄道運賃および電気料の割引

(2) 70年代の振興策

- ・直接的援助から間接的援助へ
- ・軽工業から重工業へ、という変化がみられた。

① 税制優遇策

73年に外貨獲得事業から発生した所得に対する租税減免制度を廃止したが、新たに次のような制度を設けた。

- (a) 海外市場開拓準備品の損金算入制度
- (b) 輸出損失準備金の損金算入制度
- (c) 海外投資損失準備金の損金算入制度
- (d) 輸出業に対する特別加速償還制の算入

② 関税払い戻し制度

1975年制定。輸出用原資材輸入に対する関税の減免制を関税払い戻し制に変更した。

③ 総合貿易商社制度

能率的な対外マーケティング組織として日本型の総合貿易商社制度を導入するようになった。1975年総輸出に占める総合商社の取扱高の比重は14.5%だったが、84年には55.5%に達した。

④ 輸出産業基盤拡充資金

重化学工業の輸出促進から従来の貿易業者中心の短期金融支援から生産企業の生産拡大、施設拡充資金支援の拡大及び中長期延払い金融。

⑤ 輸出組合の設置 84年現在、14組合が存在。

⑥ 輸出工業団地

- (a) 馬山輸出自由地域
- (b) 亀尾輸出産業公団

(c) 裡里輸出自由地域

(d) 輸出産業公団（ソウル）

(3) 80年代の輸出振興策と今後の課題

60年代、70年代の輸出振興策は軽工業を中心とした輸出の拡大に貢献したが、この輸出振興は80年代に入って少なからず問題を顕在化した。

輸出促進という点からは第1に政府主導による支援策は企業グループを形成に寄与したものの、技術革新な産業の裾野を形成する中小企業の停滞を招いたこと、第2にインフレ的金融支援が結局外債累積の原因となったことである。

3-3-2 台湾の輸出振興策

台湾経済は第2次世界大戦によって壊滅的な打撃をうけた。しかし1949～53年に行われた土地改革によって、農業生産が好転したがこれが台湾経済のその後の発展の土台となったのであった。1960年以前の台湾の輸出の70%以上は砂糖と米で占められていた。

土地改革後は農工間のバランスのとれた発展がはかられた。台湾も韓国と同様、国内市場が狭隘であることから工業化は必然的にその初期から輸出代替をめざしており、1960年代の初めには早くも第1次輸出代替期がはじまっていた。1968年には米国の援助が打ち切られたこともこの傾向に拍車をかけることとなった。台湾の全輸出の中で工業製品の占める割合は1962年には早くも過半(50.5%)をこしていたが1960年代には繊維、衣料、合板、靴などが、70年代にはエレクトロニクス及び電気製品が、80年代には金属や機械などが主力製品であった。台湾では第2次の輸入代替工業化と第2次輸出代替化はほぼ同時におこったといえる。

輸出先としては60年代までは日本が主力市場であったが、その後米国が主力市場となり、86年には47.7%を占めるまでに至っている。

輸出の主体は、韓国が財閥中心であったのに対し、台湾では中小企業であり、中小企業により自由競争が促されていった。

台湾の輸出振興策としては下記のようなものがあげられる。

1) 輸出払い戻し税弁法(1955年)

輸出に際して使用した輸入原材料の関税を払い戻す制度。ただし1983年6月に今後5年間で廃止することが決定されている。一方関税それ自体も全体に高関税であったものが徐々に引き下げられるようになった。

2) 為替政策(1958年)

58年以前は複式レートが採用(1ドル=10元および15元)されていた。しかもこのレートは過大評価されていたことから、1958年には1ドル=40元に一元化され、実勢レートにあわせられた(以後このレートは73年まで変更されなかった)。

3) 輸入規制の緩和

台湾の工業化の進展に伴って台湾製品に競争力がついて来たことおよび、製造業への原材料や機械機器の輸入が増加したことなどによって、種々の輸入制限は緩和されていった。また、外貨のallocationと輸入管理が自由化され、その他の関税外の制限も緩和されていった。1957年から69年の間に「管理品目」の多くは「許可品目」にかわっていった。通常の輸入においてadvance depositが必要な割合は当初の100%から、1967年5月には50%に、69年8月には15%に、81年2月には

10%にまで減少している。

4) 輸出加工区の開設 (1965年)

外資導入政策についていえば、台湾は1954年に「外国人投資条例」を、続いて55年には「華僑回國(帰国)投資条例」を公布した。しかし当時は台湾の政情が安定していないこともあって外国資本の対台湾投資は低調であった。

1960年代になると台湾は積極的な外資誘致策をとりはじめた。60年には「投資奨励法」を公布、この法律は内資、外資が同一の待遇をうけること、特定分野への投資に減・免税の恩典を与えること、利潤送金を緩和することなどを含んでいた。一方技術の導入に関しても、62年に「技術合策条例」が制定され、ノウ・ハウや特許権の保護体制も一応整備されていった。さらに輸出振興を目的とした外資導入策として65年には「加工出口区設置管理条例」を制定、これに基づいて、高雄に初の輸出自由地域が建設された。

輸出加工区の製品の輸出量は台湾全体の輸出の7~8%、雇用効果も7~8%程度であったと見積られるが、台湾の外資導入政策のショーウィンドーとして外資導入の呼び水的役割を果たしたといえる。また同年保税工場制度も設けられ、輸出加工区外でも同様の恩典が輸出企業に適用された。

5) その他の主な輸出振興策は以下の通り。

- i) 課税対象収入のうち、1年間の輸出収入の2%の控除
- ii) 生産の50%以上を輸出している製造業、鉱業、ハンディクラフトの会社は税の10%控除(1970年12月廃止)。
- iv) 原材料や機械を輸入するための外貨を留保できる。この輸出によって得た輸入のための特権は70年7月末日に廃止された。
- v) 輸出検査や貿易相談、市場調査などの情報が China External Trade Development Council (1970年7月設立) のような政府あるいは半政府機関によって提供された。

3-3-3 日本の輸出振興策

終戦直後の日本は、国定有効需要の不足、外貨準備からの制約などに苦しみ、輸出の画期的な振興を持つほか、その活路を見出し難い状況にあった。国際収支（経常取引）は援助や特需に支えられて1946年以降黒字を続けていたが、53年には赤字に転じており経済的自立を図るため外貨の不足を克服するためにも、輸出振興が必要とされていた。

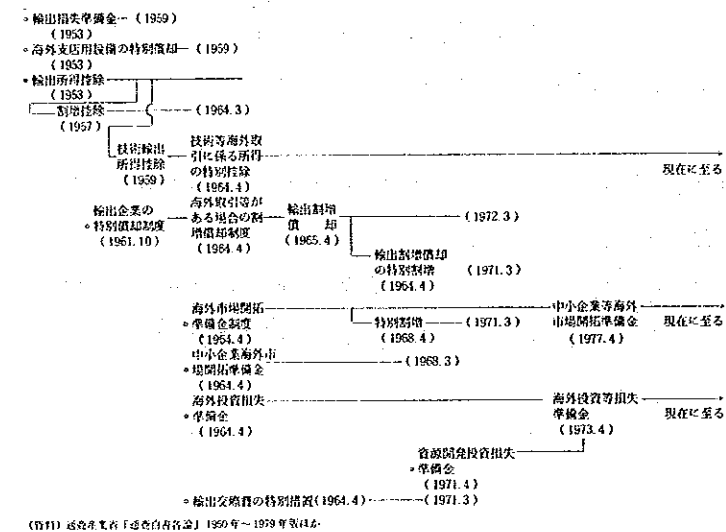
以下では、戦後打ち出された輸出振興の主要なものを紹介する。

(1) 輸出振興税制

日本には数多くの輸出振興税制が存在したが、その中心は53年に創設された「輸出所得控除制度」であった。この制度は、物品の直接販売、間接輸出等の輸出取引の一定割合の所得控除をみとめ、その輸出取引に対する免税効果により輸出振興の実をあげようとしたものであった。

同法はGATT加入に伴い、74年に廃止された。今日では、輸出振興の性格は薄くなっているが、①技術等海外取引に係る所得の特別控除、②中小企業海外市場開拓準備金、③海外投資損失準備金の3種類が存続している。輸出振興税制の変遷は図Ⅲ・3-1の通りである。

図Ⅲ・3-1 輸出振興税制の変遷



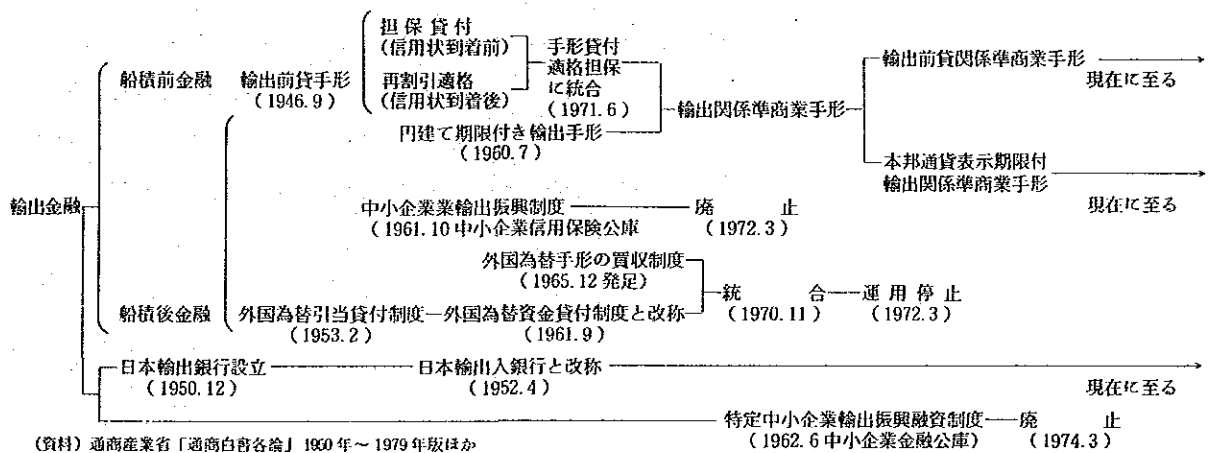
(2) 輸出金融

貿易振興、特に輸出振興において金融、税制面からの優遇措置は大きな役割を果たしたと思われる。輸出金融制度の変遷は図Ⅲ・3-2のように表わされる。それによると、融資期間によって短期金融と中長期金融に大別できる。短期金融は、船積み前金融としての「輸出前貸手形」が、船積み後金融としての「外国為替引当貸付」が代表的な制度であった。輸出前貸手形は輸出契約に決まった商品を国内で調達する場合に必要となる生産、集荷、買い付けのための金融である。輸出前貸手形

の金利は商業手形の割引歩合を年利率で1-3%下回っていた。しかしこの制度は1971年8月のニクソンショックを契機に、諸外国よりわが国の過度の輸出優遇および国際収支黒字の急増に対する批判が高まり、1972年9月末に廃止された。同年10月から「輸出前貸関係準商業手形」に模様替えして今日に至っている。外国為替引当貸付は、日本銀行が輸出振興の一環として、期限付輸出手形を買い取った市中銀行に対して国際水準並みの低金利の円資金を供給する制度である。1953年に発足し、1961年に「外国為替資金貸付制度」と改称して1970年3月に運用が停止されるまでおよそ20年間存続した。金利は廃止される直前の年5.25%が最高で、貿易金融関係では常に最低金利が適用された。資金の利用状況も1970年末で1兆円を超えた。

中長期金融には①日本輸出入銀行による投融资②中小企業金融公庫による「特定中小企業輸出振興融資制度」——などがあった。輸銀融資は市中銀行との協調融資を原則としており、協調融資比率は輸銀70%以下、金利は1979年5月現在で年6.0%以上9.0%以下の範囲内で運用されている。輸銀融資の最近の特徴は輸入金融の大幅な拡充である。1977年末の「緊急輸入外貨貸付制度」の創設に続いて、1978年10月には、重要資源の開発投融资事業を対象とした「資源開発向け新外貨貸し制度」が発足した。特定中小企業輸出振興融資は1962年に発足し、1972年度末に廃止になったが、①貸付期間は2年以上7年まで②貸出利率は年7.5%——などが発足当初の内容であった。

図Ⅲ・3-2 輸出金融制度の変遷



(3) 輸出環境の改善

1954年、輸出振興の中核とするために最高輸出会議が創設された。同会議は首相を議長とし、関係閣僚、日本銀行総裁、輸出銀行総裁、財界のリーダー等によって構成された官民合同の最高レベルの会議であった。同会議は年度の輸出目標を設定し、振興策を討議する場としてスタートしたが、64年には企業の輸出意欲を高めるため、輸出貢献企業認定制度を導入した。68年からは、輸出貢献企業に割増償却や外貨準備金積増を認めるなど、実質的な補助金効果をもたせたが、同制度は72年に廃止さ

れた。日本の輸出が伸び黒字が定着するに従って、同会議の対象は輸入を含む貿易全体となり、70年に貿易会議と改称された。

マレーシアにおいても、85年に同様の性格を持つEPCが設立されているが、IMPにおいて提唱されているほど、強力には機能していない。1つには、EPCが現在はMTIの傘下にあるためであり、副首相率いる内閣投資審議会(CCI)が投資環境改善にみせているような迅速な対応のためには、IMPの提唱通り、首相を議長とし、強力なリーダーシップを発揮してゆく必要があるかもしれない。EPCは輸出環境の改善点として、以下の事項について討議を行っており、②、③については実現が進んでいる。

- 輸出環境の改善
 - ① 貿易手続きの簡略化、手続書類の統一
 - ② 輸出ガイドブックの作成※
 - ③ 輸出インセンティブのレビュー、改善
 - ④ 輸出業者教育
- 輸出関係団体の整備
 - ⑤ 総合商社育成
 - ⑥ 輸出組合による海外情報の提供
 - ⑦ 政府機関の海外事務所によるサポート
 - ⑧ MEXPOの役割強化

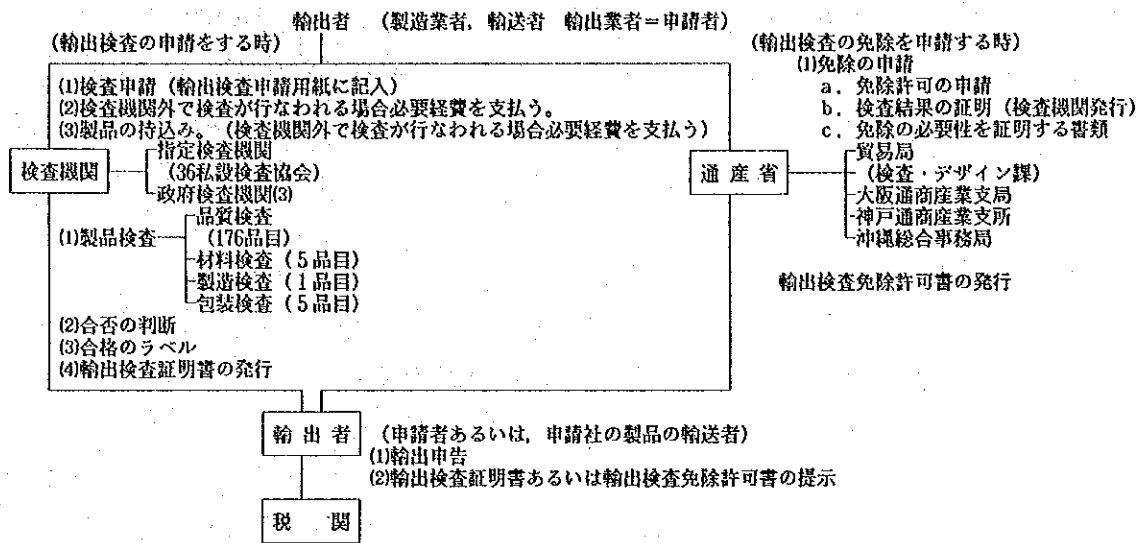
(4) 品質向上

輸出検査制度が導入された時期は大変はやく、1895年にシルクに関して施行された。1948年からは輸出商品管理法に、57年からは現行の輸出検査法に基づいて、「海外における日本製品の評価を高め、輸出の健全な発展に寄与する」ことを目的に、特定された品目に関し、検査を行っている。現在、対象品目とされているのは機械金属製品が60、雑貨51、繊維40、農林水産物23、医療用機器2品目である。

同検査制度の概要については図Ⅲ・3-3の通りである。

※5月25日付Business Timesによれば輸出ガイドブックはMEXPOによって8月にリリースされることとなっている。

図Ⅲ・3-3 輸出検査制度の概略



出所：A HISTORY OF JAPAN'S POSTWAR EXPORT POLICY :JETRO

また、製品試験検査が一般については Industrial Craft Laboratoryで、陶磁器については, Na goya Industrial Engineering Laboratoryで行われている。

マレーシアにおいては、S I R I Mが新しいスキームとして“Scheme For the Assessment and Registration of Quality System”の導入を計画している。同制度に登録すれば、一定の品質レベルが証明されることとなり、ユーザーとしても品質チェックの手間がはぶけることとなる。現在このスキームには、30社が申請を出しており、日系企業としてはソニーなどがみられた。

またMEXPOのコンサルティング・サービス“テクニカル・アシスタント・プロジェクト”では、工場への専門家、コンサルタントの派遣による品質の改善指導を行っており、同サービスは民間でも人気が高い。しかし、問題点としては、品質を判断できる専門家の絶対数が不足しておりこの分野については日本による協力への期待が大きい。

また、QCそのものに対する認識がマレーシアにおいては、まだ低いため、QCの専門家派遣についてもS I R I Mからは要求があった。

(5) デザイン

1957年にGマーク (Good Design Mark Commodities) 認定が開始された。デザインへの認識を製造企業だけでなく、ユーザーにまで浸透させることを目的としていた。

Gマーク商品は、国内各都市における展示会、または新聞、雑誌、TV等を通じて紹介され、製品自体の知名度も高めるというメリットもあった。

60年からは、Gマーク商品紹介のため、海外での展示をJ E T R Oが担当し、ニューヨーク、サンフランシスコ、ロンドン、ハンブルグなどのJ E T R O内展示場に展示された。

また、66年には“Japan Superior-Design Commodities Export Promotion Program”が開始されたが、

これは、①中小企業②地方庁の輸出及びデザイン振興③様々なデザイン・センターのデザイン・ガイダンス・プログラム、④輸出組合によるマーケティング等に役立つことが期待された。

マレーシアにおいては、直接的にデザインの振興に関するスキーム、担当機関等はみられなかったが、マレーシア製品の紹介、マーケティングなどについてはMEXPOが担当している。MEXPOの事業はⅢ-3-2-2-(1)-1にみられるように多岐にわたっており、現在のMEXPOのマンパワー、予算運営には厳しいものがある。

一般に、その活動が成功とされ、国内民間企業からの評価も高い、他国の貿易振興機関と比較すると、活動はほぼ共通ながら、職員数、予算の規模はかなり小さい。(表Ⅲ・3-6参照)

EPCは、輸出環境の改善点としてMEXPOの役割強化を討議しているが、まず、規模の拡充が先決であろう。そのためには、MTIの1ユニットではなく、他国のように独立した機関となるのも一つの方法であろう。現在の体制では、職員の移動も激しいため、エキスパートが育たず、貿易実務及びマーケティング等に精通する人材を育成するためにも何らかの措置が必要である。

表Ⅲ・3-6 貿易振興機関比較

	大韓貿易振興公社 (Korea Trade Promotion Corporation)	シンガポール貿易発展局 (Singapore Trade Development Board)	香港貿易発展局 (Hong Kong Trade Development Council)
設立年	1962年	1983年	1966年
職員数	国内394名 海外181名	約150名	島内453名 海外133名
海外事務所	78カ所	20カ所	20カ所
予算	363億4,100万ウォン(88年度) (≒4,628万米ドル)	2,200万Sドル(86/87年度) (≒1,089万米ドル)	2億2,403万HKドル(87年度) (≒2,872万米ドル)
職員1人当 予算額	8.05万米ドル	7.26万米ドル	4.90万米ドル
主な活動	①海外事業開発 (ミッション派遣、部品購売促進 巡回派遣等) ②海外市場調査 ③貿易情報提供サービス ④広報活動 ⑤展示会開催	①貿易に関する情報の収集・提供 ②展示会の主催、参加 ③輸出商談ミッション等の海外派遣 ④シンガポール産品の紹介 ⑤通商協定締結の交渉 ⑥輸入手続の窓口業務 ⑦原産地証明書の発給	①ミッション受け入れ ②海外市場調査 ③ディスプレイセンター ④展示会、商談会の主催、参加 ⑤ホド・イカイワ・サービス 登録製造業者 2万5,000社 輸入業者 9万2,000社 ⑥ファッション・ライブラリー

表Ⅲ・3-6 (続き) 貿易振興機関比較

	輸出振興庁 (インドネシア) (National Agency For Export Development)	輸出振興局 (タイ) ※ (Dept. of Export Promotion)	マレーシア輸出センター (Malaysia Export Center)
設 立 年	1971年	—	1980年
職 員 数	300名	約300名	39名
海外事務所	11カ所	13カ所	29カ所
予 算	約70億ルピア (88年度) (≒420万米ドル)	約1億9,000万バーツ (≒754万米ドル)	100万Mドル (88年度) (≒39.1万米ドル)
職員1人当 予算額	1.4万米ドル	2.5万米ドル	1.0万米ドル
主な活動	①内外の展示会の主催 ②貿易実務に関する情報提供 ③海外市場情報提供 ④商談アレンジ援助 ⑤製品開発協力	①情報収集・提供 ②国内・海外での展示会 ミッションへの参加 ③セミナー開催 ※商務省内にある	①トレード・インクフィリー ②セミナー開催 ③展示会・ミッション派遣 ④コンサルタント・サービス ⑤貿易に関する情報提供

アジア5カ国・地域・輸出振興策の経緯

輸出 おの 輸出 産 業 上 の 振 興 策	日 本	韓 国	台 湾	タ イ	マ レ イ シ ア
<p>産業合理化期(50年代前半) 金融上の優遇策(日銀の低利 金輸出引当)輸送(50年)設 立 税制上の優遇策 輸出所得控除 輸出特別償却 輸出保険 輸出エレクトロロの設立</p> <p>産業振興期(50年代後半) 船舶輸出(輸送機)輸送 海外取引所得控除</p> <p>高度成長期(60年代) 官田花対策・国際競争力強化 策 フランクト輸出(輸送機) 輸出特別償却 海外市場開拓 準備金 エフェン</p>	<p>朝鮮動乱後(50年代) 輸入代替工業化の中で輸出奨 励 輸出促進基金/輸出信用供 与/外資基金/輸出補助金 (ただし輸出は不振)</p>	<p>輸入代替期(50年代前半) 公営建設産業の整備/米穀 助の原料輸入割当/複式為 替レシート/2重価格制</p> <p>輸出志向への移行期 (50年代後半) 米、砂糖、農産物加工品の 輸出(公替)開始/輸出入 為替リントラ制</p> <p>輸出志向本格化(60年代) 等例輸出/輸出融資/投資家 加工区/商社育成/投資家 例による税引/外資導入</p>	<p>輸入代替期(50年代) 輸出振興法の制定/経商計 画で輸出促進つたう/貿易 赤字拡大で関税引上げ</p>	<p>輸入代替期(58年~) 別段産業法 外資導入による輸入代替工 業化</p>	
<p>産業振興期(50年代後半) 船舶輸出(輸送機)輸送 海外取引所得控除</p> <p>高度成長期(60年代) 官田花対策・国際競争力強化 策 フランクト輸出(輸送機) 輸出特別償却 海外市場開拓 準備金 エフェン</p>	<p>輸出志向工業化へ転換 (60年代) 輸出産業で民間企業育成/ 官接補助金/低利融資/加 速償却/税の減免(コスト業 切取り下げ)/輸出軽工業 (繊維・かつら)育成</p> <p>輸出産業急成長期(70年代) 低利融資拡大/輸出加工区 /輸出切下げ/総合商社制 度/輸出入銀行/付加価値 税導入</p>	<p>輸出志向工業化(80年代) 政策調整/振興政策の強化/ 七・七・七・外資誘致策の 諸検討</p>	<p>輸出志向工業化(80年代) 振興政策の強化/貿易研究 七・七・七・外資誘致策の 諸検討</p>	<p>輸出志向工業化(80年代) 輸出振興政策の強化 所得控除/加通償却/投資 優待/総合商社/外資規制 マレインシア工業化基本計画 (86年~) 優先12業種を指定 資産・非資産</p>	
<p>輸出志向工業化(80年代) 政策調整/振興政策の強化/ 七・七・七・外資誘致策の 諸検討</p>	<p>輸出産業急成長期(70年代) 低利融資拡大/輸出加工区 /輸出切下げ/総合商社制 度/輸出入銀行/付加価値 税導入</p>	<p>輸出志向工業化(80年代) 振興政策の強化/貿易研究 七・七・七・外資誘致策の 諸検討</p>	<p>輸出志向工業化(80年代) 振興政策の強化/貿易研究 七・七・七・外資誘致策の 諸検討</p>	<p>輸出志向工業化(80年代) 輸出振興政策の強化 所得控除/加通償却/投資 優待/総合商社/外資規制 マレインシア工業化基本計画 (86年~) 優先12業種を指定 資産・非資産</p>	